

令和2年度第3回 高松市高齢者保健福祉・介護保険制度 運営協議会	資料2
令和3年1月21日（木）	

第8期高松市高齢者保健福祉計画 （素案）

令和3年1月
高松市

目 次

第Ⅰ部 総 論

第 1 章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 高齢者を取り巻く概況.....	4
第 2 章 日常生活圏域の状況.....	10
1 高松市の日常生活圏域、地域包括支援センター管轄地域.....	10
2 日常生活圏域ごとの状況.....	12
第 3 章 アンケート結果からみた高齢者の概況.....	41
1 高齢者の暮らしと介護に関するアンケート調査結果（抜粋）.....	41
2 在宅介護実態調査結果（抜粋）.....	47
第 4 章 第 7 期計画の進捗状況.....	49
1 第 7 期計画の成果指標の達成状況.....	49
2 第 7 期計画の進捗状況.....	49
3 前期計画の評価.....	53

第Ⅱ部 ビジョン編

第 1 章 計画の基本方針.....	57
1 第 8 期計画における基本的な考え方.....	57
2 基本理念と成果指標.....	59
3 基本目標.....	61
4 重点課題.....	62
第 2 章 施策の展開.....	64
1 施策の体系.....	64
2 施策ごとの数値目標.....	65

第Ⅲ部 プラン編

第1章 重点課題① 介護予防と社会参加の推進	67
1 介護予防・重度化防止の推進	67
2 居場所づくりの推進	75
3 健康づくりの推進	79
4 社会参加・生きがいづくりの促進	84
5 感染症予防対策の充実	93
第2章 重点課題② 包括的な支援体制の構築	97
1 在宅医療・介護連携の充実	97
2 介護保険サービスの充実	100
3 生活支援・見守り体制の充実	109
4 認知症施策の推進	113
5 地域包括支援センターの機能強化	124
6 包括的な相談支援体制の推進	131
7 家族介護支援の推進	140
第3章 重点課題③ 生活環境の充実	145
1 住まいの整備・充実	145
2 外出支援の充実	150
3 安全で住みよい環境づくりの推進	155
4 災害時等の援護体制の充実	159
第4章 介護保険事業の円滑な運営	164
1 介護保険サービス量の見込	164
2 介護保険サービスの質的向上	176
3 介護給付適正化の推進	179
4 介護保険サービス提供体制の確保	181
第5章 計画の推進体制	185
1 計画の推進体制	185
2 サービス提供体制	185
3 計画の進行管理	186
4 情報の公開	186
資料編	187

第Ⅰ部 総論

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

令和2年版高齢社会白書によると、2019（令和元）年10月1日現在、わが国の65歳以上の人口は3,589万人で、総人口1億2,617万人に占める割合は28.4%と過去最高になっています。高齢者数は2042（令和24）年頃まで増加し、その後も、75歳以上の人口割合については増加し続けることが予想されています。

本市の高齢化率は27.9%（令和元年10月1日現在）で、国の平均を若干下回っていますが、将来人口推計においては、2025年（令和7）年には28.6%、2040年（令和22）年には32.0%まで上昇する見込みとなっています。

このように高齢化が進む中、国においては、2018（平成30）年2月16日に「高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。

この大綱は、「高齢者を支える」とともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整え、また、高齢者のみならず若年層も含め、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境を作ることを目的としており、国は、2025（令和7）年を目途に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステム（地域の包括的な支援・サービス提供体制）の一層の推進を図ること、また、地域共生社会（住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくり）を促進することとしています。

本市でも、地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の実現を目指し、地域における住民主体の課題解決や包括的な相談支援体制の構築、一人一人の状況や地域の実情に応じた介護予防事業の展開や認知症の早期発見・早期対応に向けた関係機関の連携体制の整備など、その人らしい生き方が尊重され、安心して生活していくことができる地域づくりに取り組んできました。

今後においても、これまで進めてきた取組をさらに充実させ、団塊の世代が75歳になる2025（令和7）年を見据えた地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年も念頭に置き、高齢者が生きがいや役割を持って、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、本市が目指す基本理念や基本目標を定め、その実現に向けて取り組む施策を明らかにするため、第8期高松市高齢者保健福祉計画を策定します。

「団塊の世代」と「団塊ジュニア世代」

「団塊の世代」とは、第一次ベビーブーム期の1947（昭和22）年～1949（昭和24）年頃に生まれた世代を指します。また、「団塊ジュニア世代」とは、1971（昭和46）から1974（昭和49）年頃に生まれた世代を指し、いずれも、我が国における大きな人口集団となっています。

2 計画の位置付け

(1) 計画策定の根拠

本計画は、老人福祉法の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものです。

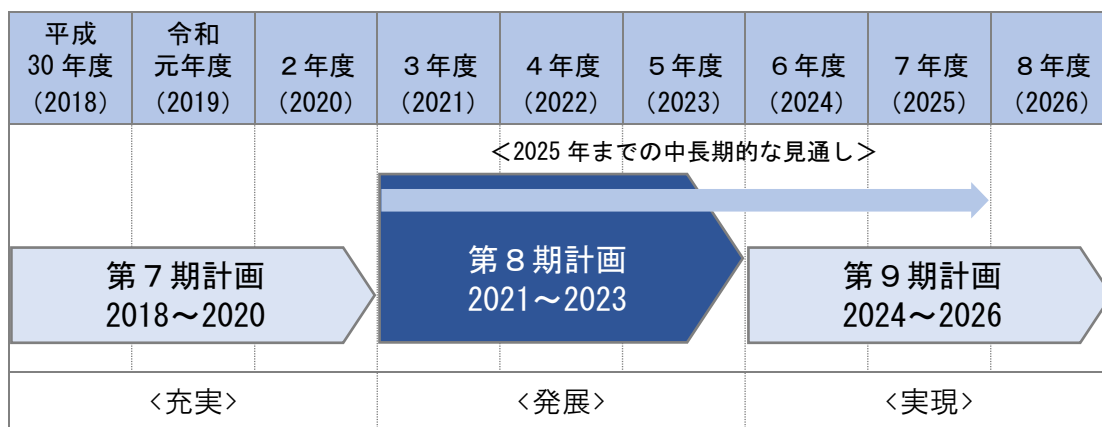
老人福祉法 第20条の8第1項	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
老人福祉法 第20条の8第7項	市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
介護保険法 第117条第1項	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
介護保険法 第117条第4項	市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

(2) 計画期間

「介護保険事業計画」を、介護保険法の規定により3年を一期として定める必要があることから、計画期間は2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間とします。

「介護保険事業計画」は、第6期から「地域包括ケア計画」として位置付けられており、2025（令和7）年までに地域包括ケアシステムを段階的に構築することとされています。

本市では、この計画を、第7期計画において充実させてきた取組をさらに発展させる計画として位置付けます。

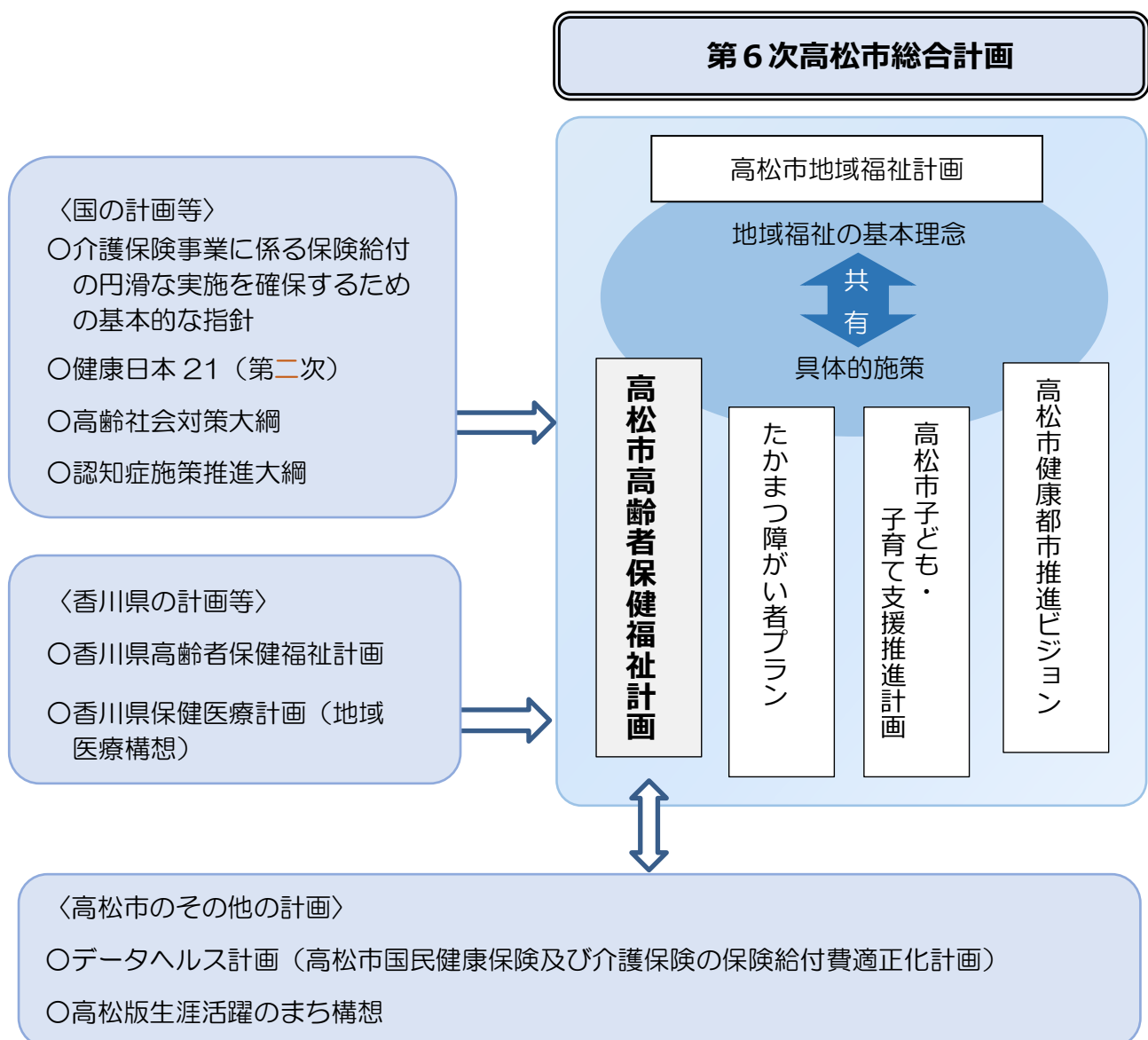


(3) 他の計画との関係

高松市高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定することで、福祉サービス及び介護保険サービスを総合的に展開することをめざしています。

本計画は、高齢者に関わる様々な計画との整合性を持つものとし、本市の最上位計画である「第6次高松市総合計画」の施策の一つである「地域包括ケアシステムの構築」を推進するとともに、「地域共生社会」の実現に向けて、「高松市地域福祉計画」と基本理念を共有し、「たかまつ障がい者プラン」「高松市健康都市推進ビジョン」等とも連携を図りながら、住み慣れた地域での高齢者の生活を支援します。

また、令和元年6月にまとめられた「認知症施策推進大綱」に基づく、「認知症施策推進計画」を、本計画と一体的に策定することで、認知症になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、施策を推進します。



さらに、本計画の取組は、移住者を含む元気な50歳代・60歳代の中高年齢者、いわゆるアクティブシニアが地域において、生涯健康で生きがいを持って活躍できるまちづくりを目指す、「高松版生涯活躍のまち構想」とも連携しています。

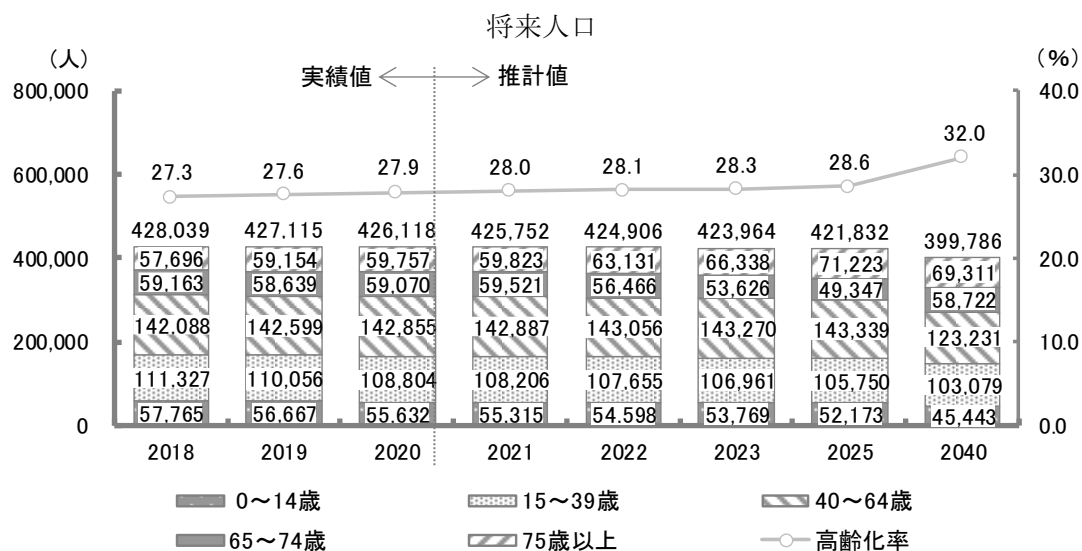
3 高齢者を取り巻く概況

(1) 人口の推移

本市の総人口は、減少傾向となっており、2020（令和2）年では426,118人となっています。年齢構成別にみると、40～64歳（第2号被保険者）が142,855人、65歳以上の高齢者（第1号被保険者）が118,827人で、高齢化率は27.9%となっています。

将来人口については、緩やかな減少傾向で推移し、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025（令和7）年には421,832人、本市の最大の人口集団である団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる2040（令和22）年には399,786人にまで減少することが見込まれます。

その一方で、高齢者人口については増加傾向で推移し、2025（令和7）年には120,570人（高齢化率28.6%）、2040（令和22）年には128,033人（高齢化率32.0%）にまで増加することが見込まれます。



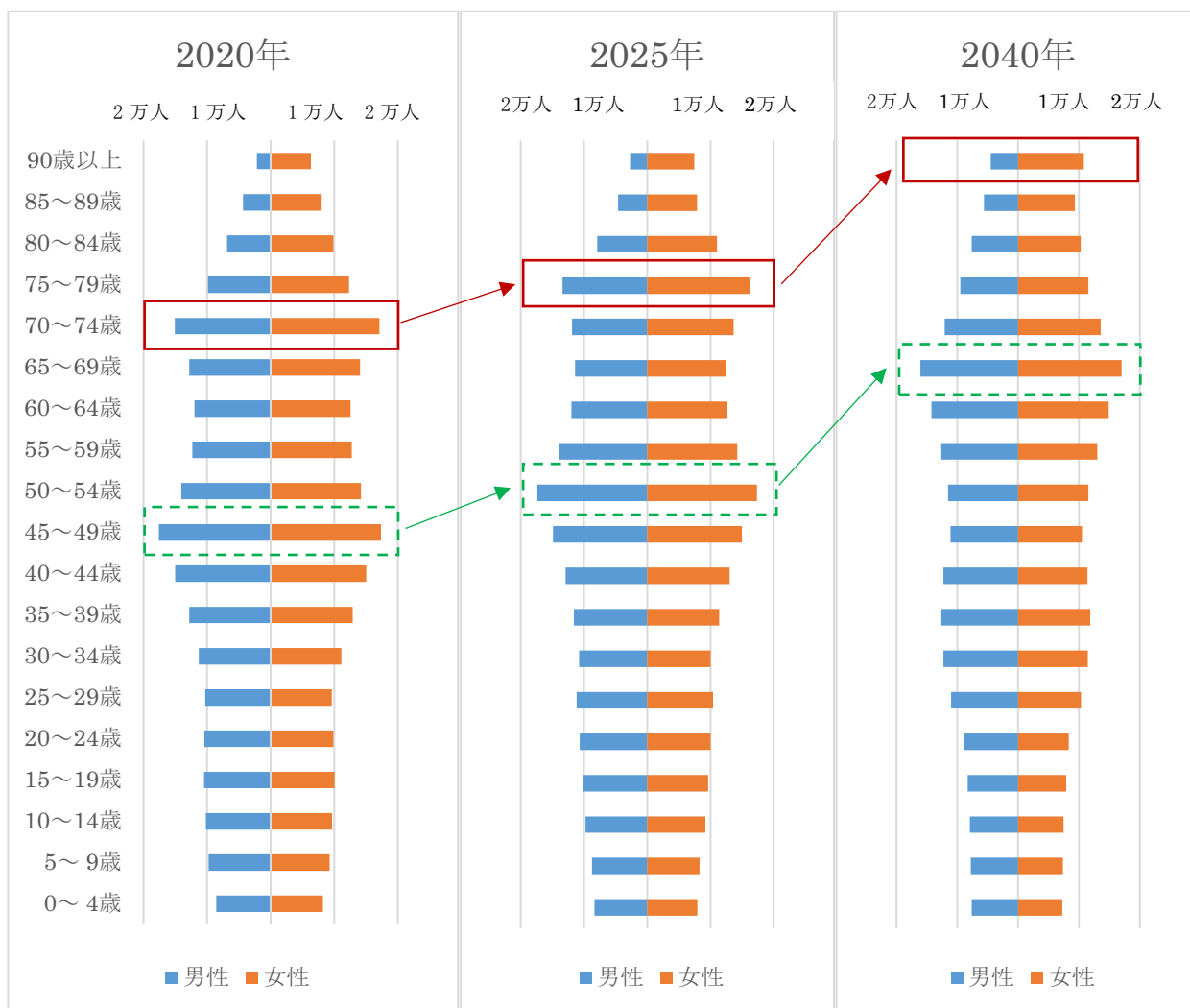
単位：人

	現 況			推 計				
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2025 (R7)	2040 (R22)
総人口	428,039	427,115	426,118	425,752	424,906	423,964	421,832	399,786
0～14歳	57,696	56,667	55,632	55,315	54,598	53,769	52,173	45,443
15～39歳	111,327	110,056	108,804	108,206	107,655	106,961	105,750	103,079
40～64歳	142,088	142,599	142,855	142,887	143,056	143,270	143,339	123,231
65歳以上	116,859	117,793	118,827	119,344	119,597	119,964	120,570	128,033
65～74歳	59,163	58,639	59,070	59,521	56,466	53,626	49,347	58,722
75歳以上	57,696	59,154	59,757	59,823	63,131	66,338	71,223	69,311

※資料：住民基本台帳（各年10月1日）

※2021以降については、性別・1歳別コーホート変化率法による推計

〈参考〉高松市の年齢別人口の推移



団塊の世代



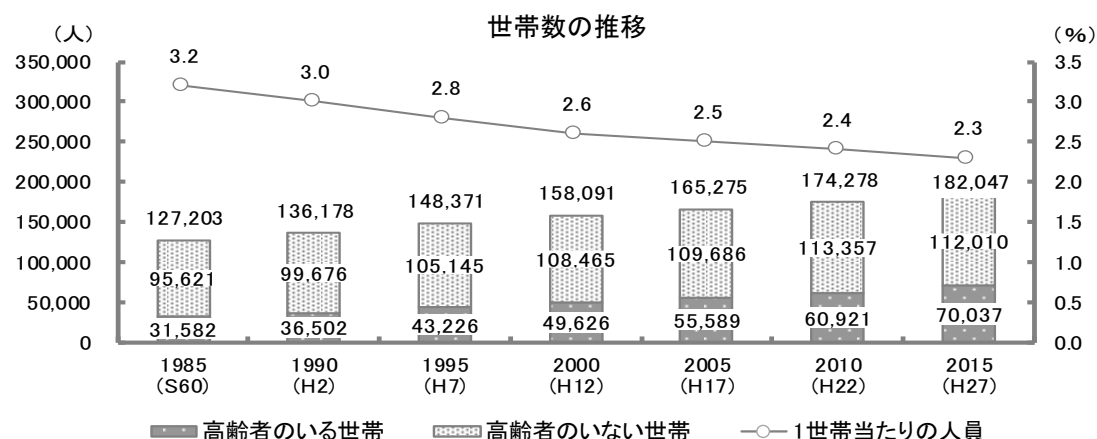
団塊ジュニア世代

(2) 高齢者世帯の推移

本市の世帯数については、一貫して増加傾向で推移しており、2015（平成27）年には182,047世帯となっています。1世帯当たりの人員については、核家族化や一人暮らし世帯の増加により減少しており、2015（平成27）年には2.3人となっています。

高齢者のいる世帯数は、増加傾向で推移しており、2015（平成27）年には70,037世帯で、総世帯に占める割合は38.5%となっています。

また、2015（平成27）年の高齢者のいる世帯のうち、高齢者のみの世帯については、一人暮らし世帯が20,829世帯で総世帯数の11.4%、夫婦のみ世帯が18,655世帯で総世帯数の10.2%となっています。



単位：世帯

	総世帯	高齢者のいる世帯					
			単独世帯・親族世帯				非親族世帯
			高齢者のみの世帯		その他の 親族同居世帯		
			一人暮らし 世帯	夫婦のみ 世帯			
1985 (S60)	127, 203 (100. 0%)	31, 582 (24. 8%)	31, 546 (24. 8%)	4, 260 (3. 3%)	6, 269 (4. 9%)	21, 017 (16. 5%)	36 (0. 0%)
1990 (H2)	136, 178 (100. 0%)	36, 502 (26. 8%)	36, 464 (26. 8%)	5, 939 (4. 4%)	8, 476 (6. 2%)	22, 049 (16. 2%)	38 (0. 0%)
1995 (H7)	148, 371 (100. 0%)	43, 226 (29. 1%)	43, 187 (29. 1%)	8, 122 (5. 5%)	11, 582 (7. 8%)	23, 483 (15. 8%)	39 (0. 0%)
2000 (H12)	158, 091 (100. 0%)	49, 626 (31. 4%)	49, 569 (31. 4%)	11, 068 (7. 0%)	14, 688 (9. 3%)	23, 813 (15. 1%)	57 (0. 0%)
2005 (H17)	165, 275 (100. 0%)	55, 589 (33. 6%)	55, 525 (33. 6%)	13, 666 (8. 3%)	17, 084 (10. 3%)	24, 775 (15. 0%)	64 (0. 0%)
2010 (H22)	174, 278 (100. 0%)	60, 921 (35. 0%)	60, 615 (34. 8%)	15, 963 (9. 2%)	19, 248 (11. 0%)	25, 404 (14. 6%)	306 (0. 2%)
2015 (H27)	182, 047 (100. 0%)	70, 037 (38. 5%)	69, 718 (38. 3%)	20, 829 (11. 4%)	18, 655 (10. 2%)	30, 234 (16. 6%)	319 (0. 2%)

<参考 2015 (H27)>

香川県	398,551 (100.0%)	180,429 (45.3%)	179,685 (45.1%)	48,194 (12.1%)	46,487 (11.7%)	85,004 (21.3%)	744 (0.2%)
全国	53,448,685 (100.0%)	21,713,308 (40.6%)	21,582,467 (40.4%)	5,927,686 (11.1%)	5,247,936 (9.8%)	10,406,845 (19.5%)	130,841 (0.2%)

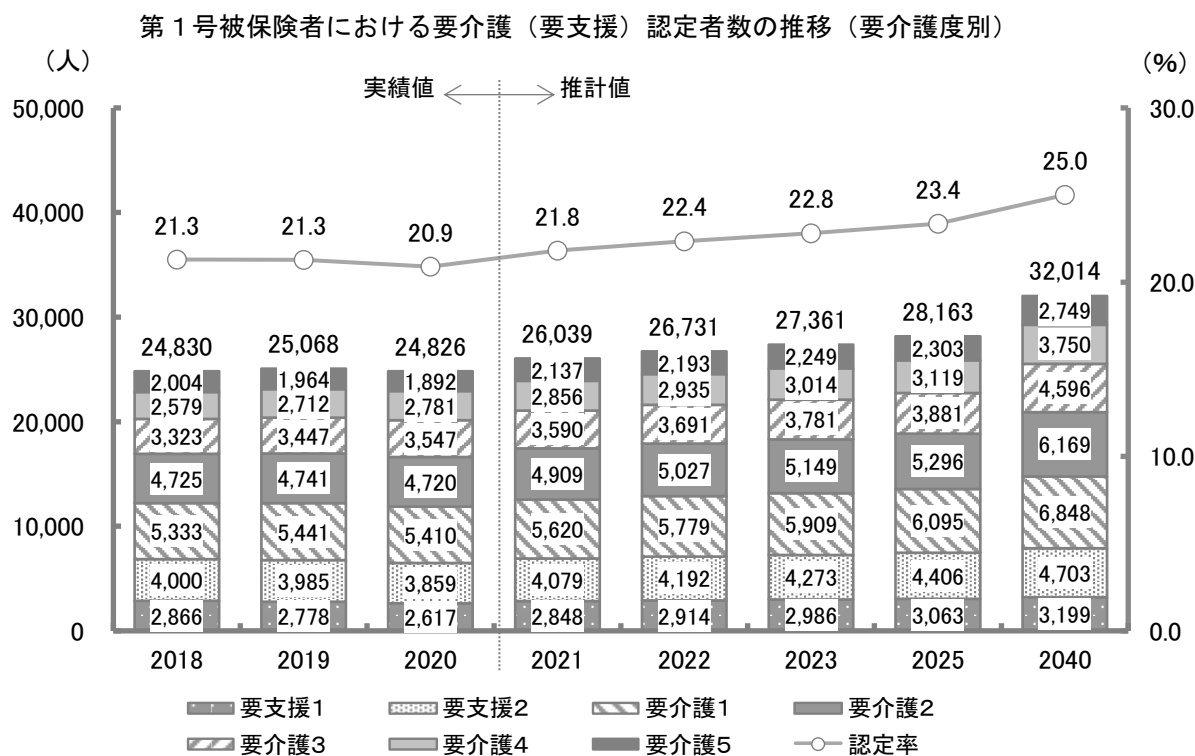
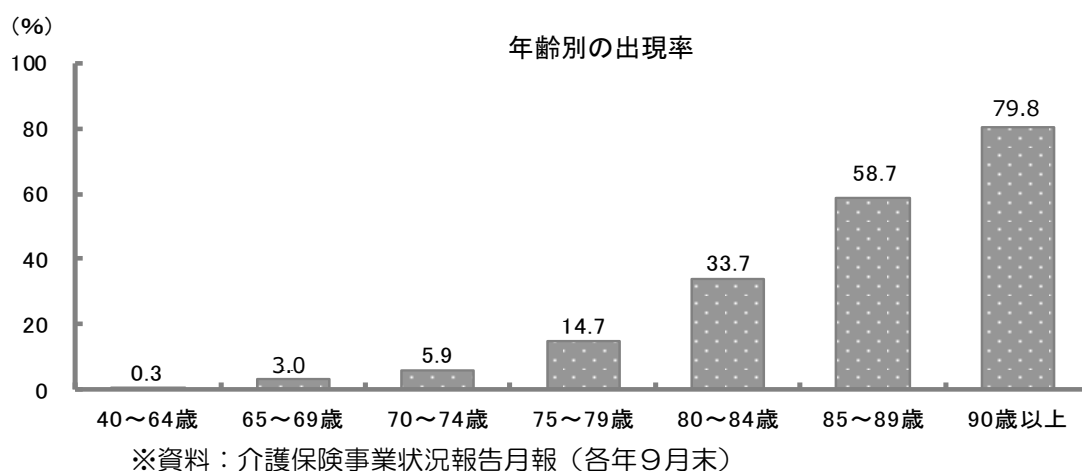
※資料：国勢調査

(3) 第1号被保険者における要介護（要支援）認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、2020（令和2）年に24,826人となっています。介護度別でみると、2018（平成30）年と2020（令和2）年を比較して、要介護4の伸びが最も大きく、次いで、要介護3が大きくなっています。

また、年齢別人口に対する認定者の割合（出現率）をみると、65～69歳が3.0%であるのに対し、90歳以上では79.8%と、おおむね5人に4人が要介護（要支援）認定者となっています。

このような特性を踏まえた推計では、2025（令和7）年には第1号被保険者における要介護（要支援）認定者が28,163人（認定率23.4%）、2040（令和22）年には32,014人（認定率25.0%）に増加すると見込まれます。



単位：人

認定者数	現 況			推 計				
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2025 (R7)	2040 (R22)
認定者数	24,830	25,068	24,826	26,039	26,731	27,361	28,163	32,014
要支援 1	2,866	2,778	2,617	2,848	2,914	2,986	3,063	3,199
要支援 2	4,000	3,985	3,859	4,079	4,192	4,273	4,406	4,703
要介護 1	5,333	5,441	5,410	5,620	5,779	5,909	6,095	6,848
要介護 2	4,725	4,741	4,720	4,909	5,027	5,149	5,296	6,169
要介護 3	3,323	3,447	3,547	3,590	3,691	3,781	3,881	4,596
要介護 4	2,579	2,712	2,781	2,856	2,935	3,014	3,119	3,750
要介護 5	2,004	1,964	1,892	2,137	2,193	2,249	2,303	2,749
認定者構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
要支援 1	11.5%	11.1%	10.5%	10.9%	10.9%	10.9%	10.9%	10.0%
要支援 2	16.1%	15.9%	15.6%	15.7%	15.7%	15.6%	15.6%	14.7%
要介護 1	21.5%	21.7%	21.8%	21.6%	21.6%	21.6%	21.6%	21.4%
要介護 2	19.0%	18.9%	19.0%	18.9%	18.8%	18.8%	18.8%	19.3%
要介護 3	13.4%	13.8%	14.3%	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	14.4%
要介護 4	10.4%	10.8%	11.2%	11.0%	11.0%	11.0%	11.1%	11.7%
要介護 5	8.1%	7.8%	7.6%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	8.6%
認定率	21.2%	21.3%	20.9%	21.8%	22.4%	22.8%	23.4%	25.0%

※資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末）

※2021以降については、要介護度別・性別・年齢構成区分別の出現率法による推計

(4) 第1号被保険者における認知症高齢者数の推移

作成中

第1号被保険者における認知症高齢者数の推移（要介護度別）

単位：人

認定者数	現 況			推 計				
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
認定者数								
要支援 1	算出中							
要支援 2								
要介護 1								
要介護 2								
要介護 3								
要介護 4								
要介護 5								
認定者構成比								
要支援 1								
要支援 2								
要介護 1								
要介護 2								
要介護 3								
要介護 4								
要介護 5								
認定率								

※資料：高松市介護保険課による算出（各年9月末）

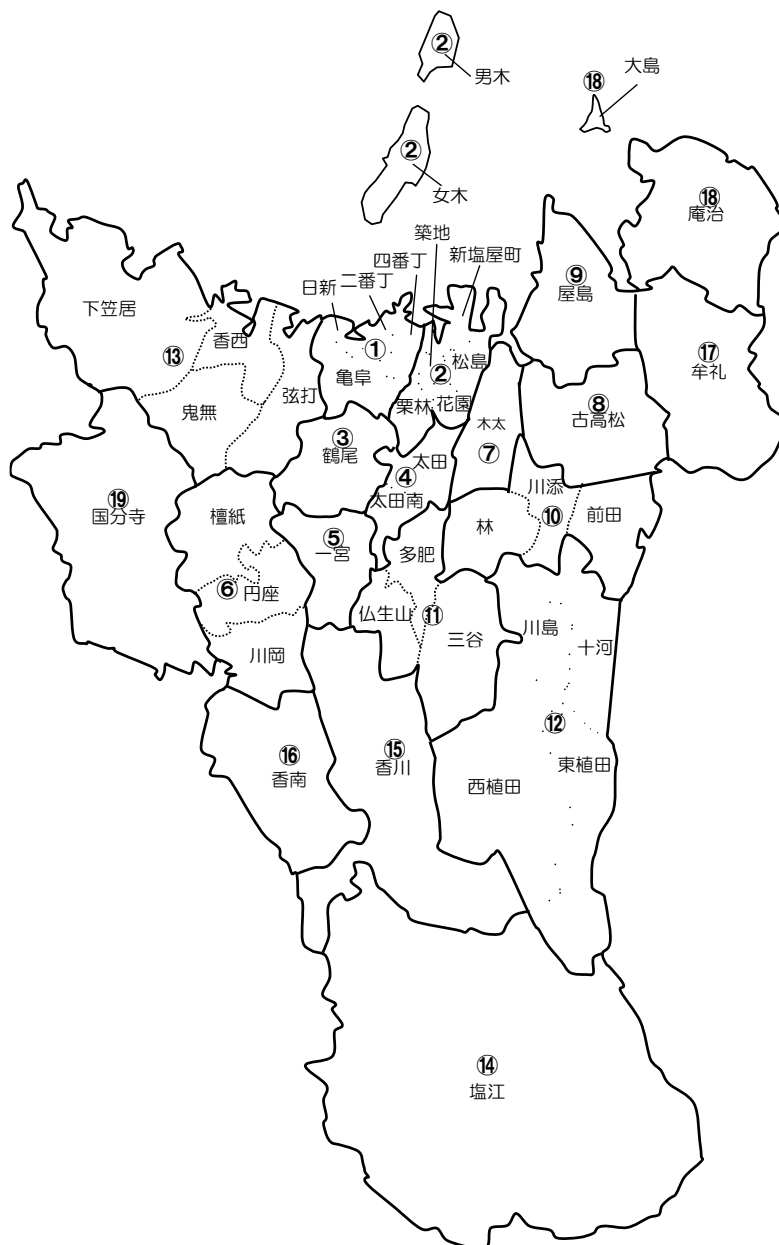
日常生活圏域の状況

1 高松市の日常生活圏域、地域包括支援センター管轄地域

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、「その住民が日常生活を営んでいる地域」を地理的条件、人口、交通事情、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を勘案して設定するものです。

本市においては、行政サービスを始め、自治会活動や保健・福祉活動等については、小学校区を基本として行われていますが、介護保険サービスについては、高齢者の身体状況等に応じた多様なサービスを提供するとともに、利用者のサービスの選択肢をより広いものとする必要があることから、小学校区よりやや広い中学校区を基本として、人口規模等を勘案し、19 の日常生活圏域を設定しています。

【日常生活圏域】



また、事業対象者や要支援認定者への介護予防サービスの提供、困難事例の相談、高齢者の権利擁護、介護支援専門員支援を推進する拠点として、市内に1か所の地域包括支援センターと6か所のサブセンターを設置しています。

さらに、市内の27か所の老人介護支援センターを地域包括支援センターの窓口（ランチ）として位置付け、地域の様々な福祉課題に対応するネットワーク構築を図っています。

【地域包括支援センターの管轄地域】

管轄するセンター		日常生活圏域	地 区	窓 口（老人介護支援センター）
(中 央)		① 中央西	日新、二番丁、亀阜、四番丁	さぬき、あかね
		② 中央東	新塩屋町、築地、花園、松島、栗林、女木、男木	玉藻荘、はなその園、高松市社会福祉協議会
		⑦ 木太	木太	法寿苑、さくら荘
サブセンター	一 宮	③ 鶴尾	鶴尾	西春日
		④ 太田	太田、太田南	おりいぶ荘
		⑤ 一宮	一宮	一宮の里
		⑥ 香東	川岡、円座、檀紙	岡本荘、大寿苑
	山 田	⑩ 協和	前田、川添、林	弘恩苑、さくら荘
		⑪ 龍雲	三谷、仏生山、多肥	竜雲舜虹苑、なでしこ香川
		⑫ 山田	川島、十河、西植田、東植田	すみれ荘、高松さんさん荘
	勝 賀	⑬ 勝賀・下笠居	香西、弦打、鬼無、下笠居	ヨハネの里、大寿苑、ハピネス
	香 川	⑭ 塩江	塩江	高松市社会福祉協議会塩江
		⑮ 香川	香川	高松市社会福祉協議会香川
		⑯ 香南	香南	高松市社会福祉協議会香南
	牟 礼	⑧ 古高松	古高松	香色苑
		⑨ 屋島	屋島	逅里苑
		⑰ 牟礼	牟礼	守里苑
		⑱ 庵治	庵治	あじの里
	国分寺	⑲ 国分寺	国分寺	高松市社会福祉協議会国分寺

※ 各地区に属する町の詳細については、資料「日常生活圏域・地区・町名の一覧」（P189）を御参照ください。

※ 今後、総合センターの設置に合わせ、管轄地域等の見直しを行います。

2 日常生活圏域ごとの状況

(1) 総人口の推移

単位： 上段：人
下段：%

日常生活圏域	現 況			推 計			
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2025 (R7)
① 中央西	33,221 (100.9)	32,957 (100.1)	32,917 (100.0)	32,870 (99.9)	32,816 (99.7)	32,746 (99.5)	32,566 (98.9)
② 中央東	42,351 (101.7)	41,966 (100.8)	41,651 (100.0)	41,316 (99.2)	40,969 (98.4)	40,612 (97.5)	39,845 (95.7)
③ 鶴尾	9,978 (100.9)	9,985 (101.0)	9,888 (100.0)	9,795 (99.1)	9,694 (98.0)	9,575 (96.8)	9,353 (94.6)
④ 太田	37,364 (98.9)	37,719 (99.8)	37,793 (100.0)	37,844 (100.1)	37,889 (100.3)	37,915 (100.3)	37,948 (100.4)
⑤ 一宮	15,527 (102.1)	15,323 (100.8)	15,207 (100.0)	15,088 (99.2)	14,958 (98.4)	14,827 (97.5)	14,545 (95.6)
⑥ 香東	23,658 (99.5)	23,704 (99.7)	23,768 (100.0)	23,824 (100.2)	23,872 (100.4)	23,910 (100.6)	23,970 (100.8)
⑦ 木太	32,227 (101.1)	31,962 (100.3)	31,870 (100.0)	31,776 (99.7)	31,669 (99.4)	31,552 (99.0)	31,297 (98.2)
⑧ 古高松	21,836 (99.9)	21,816 (99.8)	21,860 (100.0)	21,903 (100.2)	21,932 (100.3)	21,952 (100.4)	21,966 (100.5)
⑨ 屋島	20,130 (102.4)	19,890 (101.2)	19,652 (100.0)	19,402 (98.7)	19,143 (97.4)	18,885 (96.1)	18,367 (93.5)
⑩ 協和	28,019 (97.0)	28,401 (98.3)	28,881 (100.0)	29,374 (101.7)	29,893 (103.5)	30,423 (105.3)	31,546 (109.2)
⑪ 龍雲	27,529 (95.6)	28,215 (98.0)	28,801 (100.0)	29,393 (102.1)	29,997 (104.2)	30,602 (106.3)	31,840 (110.6)
⑫ 山田	22,458 (101.3)	22,305 (100.6)	22,161 (100.0)	22,005 (99.3)	21,848 (98.6)	21,683 (97.8)	21,332 (96.3)
⑬ 勝賀・下笠居	32,539 (101.6)	32,281 (100.8)	32,027 (100.0)	31,763 (99.2)	31,487 (98.3)	31,206 (97.4)	30,605 (95.6)
⑭ 塩江	2,598 (105.8)	2,522 (102.7)	2,456 (100.0)	2,386 (97.1)	2,321 (94.5)	2,258 (91.9)	2,135 (86.9)
⑮ 香川	23,538 (101.7)	23,356 (100.9)	23,146 (100.0)	22,922 (99.)	22,679 (98.)	22,432 (96.9)	21,910 (94.7)
⑯ 香南	7,364 (101.6)	7,304 (100.8)	7,248 (100.0)	7,182 (99.1)	7,109 (98.1)	7,038 (97.1)	6,862 (94.7)
⑰ 牟礼	17,494 (101.7)	17,335 (100.7)	17,209 (100.0)	17,076 (99.2)	16,934 (98.4)	16,790 (97.6)	16,484 (95.8)
⑱ 庵治	5,112 (103.7)	5,026 (102.0)	4,928 (100.0)	4,831 (98.0)	4,726 (95.9)	4,627 (93.9)	4,437 (90.0)
⑲ 国分寺	25,096 (100.3)	25,048 (100.1)	25,028 (100.0)	25,002 (99.9)	24,970 (99.8)	24,931 (99.6)	24,824 (99.2)
高松市	428,039 (100.4)	427,115 (100.1)	426,491 (100.0)	425,752 (99.8)	424,906 (99.6)	423,964 (99.4)	421,832 (98.9)

※ 資料：住民基本台帳（各年10月1日）

※ 将来人口は、性別・1歳別コーホート変化率法による推計

※ () 内の数値は、2020年値＝100とした場合の変化指数

(2) 高齢者（65歳以上）人口の推移

単位： 上段：人
下段：%

日常生活圏域	現 況			推 計			
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2025 (R7)
① 中央西	9,784 (98.5)	9,894 (99.6)	9,931 (100.0)	9,997 (100.7)	10,014 (100.8)	10,091 (101.6)	10,217 (102.9)
② 中央東	12,063 (100.2)	11,985 (99.6)	12,034 (100.0)	11,987 (99.6)	11,929 (99.1)	11,897 (98.9)	11,831 (98.3)
③ 鶴尾	3,624 (99.7)	3,634 (100.0)	3,634 (100.0)	3,573 (98.3)	3,509 (96.6)	3,447 (94.9)	3,356 (92.4)
④ 太田	7,525 (98.1)	7,584 (98.9)	7,669 (100.0)	7,731 (100.8)	7,804 (101.8)	7,907 (103.1)	8,087 (105.5)
⑤ 一宮	4,774 (99.5)	4,780 (99.7)	4,796 (100.0)	4,789 (99.9)	4,794 (100.0)	4,757 (99.2)	4,723 (98.5)
⑥ 香東	6,128 (98.8)	6,167 (99.5)	6,201 (100.0)	6,235 (100.5)	6,256 (100.9)	6,268 (101.1)	6,300 (101.6)
⑦ 木太	7,126 (97.2)	7,222 (98.5)	7,333 (100.0)	7,405 (101.0)	7,439 (101.4)	7,510 (102.4)	7,649 (104.3)
⑧ 古高松	6,120 (97.7)	6,184 (98.8)	6,262 (100.0)	6,278 (100.3)	6,285 (100.4)	6,306 (100.7)	6,275 (100.2)
⑨ 屋島	5,331 (96.6)	5,439 (98.6)	5,519 (100.0)	5,700 (103.3)	5,784 (104.8)	5,880 (106.5)	6,082 (110.2)
⑩ 協和	6,845 (97.3)	6,938 (98.6)	7,037 (100.0)	7,019 (99.7)	7,036 (100.0)	7,034 (100.0)	7,060 (100.3)
⑪ 龍雲	6,353 (97.2)	6,436 (98.5)	6,535 (100.0)	6,586 (100.8)	6,628 (101.4)	6,662 (101.9)	6,787 (103.9)
⑫ 山田	6,388 (97.7)	6,480 (99.1)	6,541 (100.0)	6,597 (100.9)	6,643 (101.6)	6,676 (102.1)	6,749 (103.2)
⑬ 勝賀・下笠居	9,580 (99.0)	9,616 (99.3)	9,681 (100.0)	9,675 (99.9)	9,669 (99.9)	9,649 (99.7)	9,558 (98.7)
⑭ 塩江	1,174 (101.6)	1,160 (100.3)	1,156 (100.0)	1,137 (98.4)	1,116 (96.5)	1,102 (95.3)	1,081 (93.5)
⑮ 香川	7,642 (98.2)	7,714 (99.1)	7,784 (100.0)	7,799 (100.2)	7,827 (100.6)	7,830 (100.6)	7,833 (100.6)
⑯ 香南	2,364 (98.5)	2,380 (99.1)	2,401 (100.0)	2,422 (100.9)	2,443 (101.7)	2,453 (102.2)	2,462 (102.5)
⑰ 牟礼	5,393 (98.4)	5,434 (99.2)	5,479 (100.0)	5,487 (100.1)	5,477 (100.0)	5,475 (99.9)	5,487 (100.1)
⑱ 庵治	2,091 (100.2)	2,084 (99.9)	2,086 (100.0)	2,070 (99.2)	2,042 (97.9)	2,023 (97.0)	1,976 (94.7)
⑲ 国分寺	6,554 (97.1)	6,662 (98.7)	6,748 (100.0)	6,857 (101.6)	6,902 (102.3)	6,997 (103.7)	7,057 (104.6)
高松市	116,859 (98.3)	117,793 (99.1)	118,827 (100.0)	119,344 (100.4)	119,597 (100.6)	119,964 (101.0)	120,570 (101.5)

※ 資料：住民基本台帳（各年10月1日）

※ 2021年以降については、性別・1歳別コーホート変化率法による推計

※ () 内の数値は、2020年値＝100とした場合の変化指数

(3) 後期高齢者（75歳以上）人口の推移

単位： 上段：人
下段：%

日常生活圏域	現 況			推 計			
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2025 (R7)
① 中央西	5,003 (97.4)	5,124 (99.8)	5,136 (100.0)	5,154 (100.4)	5,384 (104.8)	5,613 (109.3)	5,994 (116.7)
② 中央東	6,531 (100.1)	6,569 (100.7)	6,526 (100.0)	6,412 (98.3)	6,578 (100.8)	6,743 (103.3)	6,971 (106.8)
③ 鶴尾	1,813 (95.6)	1,867 (98.4)	1,897 (100.0)	1,872 (98.7)	1,972 (104.0)	2,041 (107.6)	2,110 (111.2)
④ 太田	3,729 (96.2)	3,829 (98.7)	3,878 (100.0)	3,861 (99.6)	4,035 (104.0)	4,250 (109.6)	4,590 (118.4)
⑤ 一宮	2,402 (97.1)	2,450 (99.1)	2,473 (100.0)	2,461 (99.5)	2,568 (103.8)	2,696 (109.0)	2,862 (115.7)
⑥ 香東	3,020 (97.8)	3,100 (100.4)	3,089 (100.0)	3,109 (100.6)	3,265 (105.7)	3,435 (111.2)	3,725 (120.6)
⑦ 木太	3,360 (94.5)	3,476 (97.8)	3,554 (100.0)	3,598 (101.2)	3,808 (107.1)	4,051 (114.0)	4,379 (123.2)
⑧ 古高松	2,937 (93.4)	3,036 (96.5)	3,146 (100.0)	3,136 (99.7)	3,356 (106.7)	3,521 (111.9)	3,783 (120.2)
⑨ 屋島	2,516 (96.0)	2,588 (98.7)	2,622 (100.0)	2,689 (102.6)	2,848 (108.6)	3,048 (116.2)	3,376 (128.8)
⑩ 協和	3,463 (95.5)	3,545 (97.7)	3,628 (100.0)	3,623 (99.9)	3,855 (106.3)	4,072 (112.2)	4,363 (120.3)
⑪ 龍雲	3,274 (95.5)	3,363 (98.1)	3,427 (100.0)	3,402 (99.3)	3,608 (105.3)	3,800 (110.9)	4,015 (117.2)
⑫ 山田	3,081 (96.8)	3,152 (99.0)	3,184 (100.0)	3,205 (100.7)	3,430 (107.7)	3,622 (113.8)	3,953 (124.2)
⑬ 勝賀・下笠居	4,713 (97.5)	4,826 (99.8)	4,834 (100.0)	4,841 (100.1)	5,100 (105.5)	5,336 (110.4)	5,693 (117.8)
⑭ 塩江	762 (104.7)	746 (102.5)	728 (100.0)	677 (93.0)	669 (91.9)	664 (91.2)	676 (92.9)
⑮ 香川	3,447 (93.5)	3,615 (98.1)	3,686 (100.0)	3,755 (101.9)	4,061 (110.2)	4,340 (117.7)	4,762 (129.2)
⑯ 香南	1,083 (97.7)	1,104 (99.5)	1,109 (100.0)	1,102 (99.4)	1,185 (106.9)	1,276 (115.1)	1,420 (128.0)
⑰ 牟礼	2,549 (95.9)	2,627 (98.8)	2,658 (100.0)	2,687 (101.1)	2,859 (107.6)	2,997 (112.8)	3,251 (122.3)
⑱ 庵治	1,106 (98.9)	1,124 (100.5)	1,118 (100.0)	1,093 (97.8)	1,128 (100.9)	1,173 (104.9)	1,241 (111.0)
⑲ 国分寺	2,907 (94.9)	3,013 (98.3)	3,064 (100.0)	3,146 (102.7)	3,422 (111.7)	3,660 (119.5)	4,059 (132.5)
高松市	57,696 (96.6)	59,154 (99.0)	59,757 (100.0)	59,823 (100.1)	63,131 (105.6)	66,338 (111.0)	71,223 (119.2)

※ 資料：住民基本台帳（各年10月1日）

※ 2021年以降については、性別・1歳別コーホート変化率法による推計

※ () 内の数値は、2020年値＝100とした場合の変化指数

(4) 高齢化率・後期高齢化率の推移

単位：％

日常生活圏域	現 況			推 計			
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2025 (R7)
① 中央西	29.5	30.0	30.5	30.4	30.6	30.9	31.5
	15.1	15.5	15.8	15.7	16.4	17.1	18.4
② 中央東	28.5	28.6	28.8	29.1	29.1	29.3	29.7
	15.4	15.7	15.6	15.5	16.1	16.6	17.5
③ 鶴尾	36.3	36.4	37.1	36.5	36.2	36.0	36.0
	18.2	18.7	19.4	19.1	20.3	21.3	22.6
④ 太田	20.1	20.1	20.4	20.5	20.6	20.9	21.4
	10.0	10.2	10.3	10.2	10.6	11.2	12.1
⑤ 一宮	30.7	31.2	31.7	31.8	32.1	32.1	32.6
	15.5	16.0	16.3	16.3	17.2	18.2	19.7
⑥ 香東	25.9	26.0	26.1	26.2	26.3	26.3	26.4
	12.8	13.1	13.0	13.0	13.7	14.4	15.5
⑦ 木太	22.1	22.6	23.0	23.3	23.5	23.9	24.6
	10.4	10.9	11.1	11.3	12.0	12.8	14.0
⑧ 古高松	28.0	28.3	28.6	28.7	28.7	28.8	28.7
	13.5	13.9	14.4	14.3	15.3	16.0	17.2
⑨ 屋島	26.5	27.3	28.3	29.4	30.3	31.2	33.2
	12.5	13.0	13.4	13.9	14.9	16.1	18.4
⑩ 協和	24.4	24.4	24.1	23.9	23.6	23.2	22.5
	12.4	12.5	12.4	12.3	12.9	13.4	13.8
⑪ 龍雲	23.1	22.8	22.8	22.4	22.1	21.8	21.4
	11.9	11.9	12.0	11.6	12.0	12.4	12.6
⑫ 山田	28.4	29.1	29.4	30.0	30.4	30.9	31.8
	13.7	14.1	14.3	14.6	15.7	16.7	18.5
⑬ 勝賀・下笠居	29.4	29.8	30.2	30.5	30.8	31.0	31.4
	14.5	14.9	15.1	15.2	16.2	17.1	18.6
⑭ 塩江	45.2	46.0	47.4	47.7	48.1	48.8	50.6
	29.3	29.6	29.8	28.4	28.8	29.4	31.7
⑮ 香川	32.5	33.0	33.6	34.0	34.6	35.0	35.9
	14.6	15.5	15.9	16.4	17.9	19.3	21.7
⑯ 香南	32.1	32.6	33.3	33.7	34.4	34.9	35.9
	14.7	15.1	15.4	15.3	16.7	18.1	20.7
⑰ 牟礼	30.8	31.3	31.9	32.1	32.4	32.7	33.4
	14.6	15.2	15.5	15.7	16.9	17.8	19.7
⑱ 庵治	40.9	41.5	42.4	42.8	43.2	43.7	44.5
	21.6	22.4	22.7	22.6	23.9	25.4	28.0
⑲ 国分寺	26.1	26.6	27.0	27.5	27.7	28.1	28.6
	11.6	12.0	12.3	12.6	13.7	14.7	16.4
高松市	27.3	27.6	27.9	28.1	28.2	28.4	28.7
	13.5	13.8	14.0	14.1	14.9	15.6	16.9

※ 資料：住民基本台帳（各年10月1日）

※ 2021年以降については、性別・1歳別コーホート変化率法による推計

※ 各欄の上段は高齢化率、下段は後期高齢化率（総人口に占める後期高齢者の割合）

(5) 第1号被保険者（65歳以上）の認定者数・認定率の推移

単位： 上段：人
下段：%

日常生活圏域	現 況			推 計			
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2025 (R7)
① 中央西	2,284 (23.3)	2,288 (23.1)	2,325 (23.4)	2,350 (23.5)	2,390 (23.9)	2,432 (24.1)	2,483 (24.3)
② 中央東	3,010 (25.0)	3,044 (25.4)	3,061 (25.5)	3,068 (25.6)	3,081 (25.8)	3,097 (26.0)	3,075 (26.0)
③ 鶴尾	870 (24.0)	888 (24.4)	898 (24.9)	910 (25.5)	916 (26.1)	938 (27.2)	952 (28.4)
④ 太田	1,791 (23.8)	1,822 (24.0)	1,868 (24.4)	1,910 (24.7)	1,954 (25.0)	2,005 (25.4)	2,074 (25.6)
⑤ 一宮	902 (18.9)	930 (19.5)	945 (19.8)	971 (20.3)	992 (20.7)	1,020 (21.4)	1,045 (22.1)
⑥ 香東	1,192 (19.5)	1,211 (19.6)	1,229 (19.8)	1,259 (20.2)	1,289 (20.6)	1,317 (21.0)	1,363 (21.6)
⑦ 木太	1,233 (17.3)	1,269 (17.6)	1,307 (17.9)	1,349 (18.2)	1,403 (18.9)	1,454 (19.4)	1,521 (19.9)
⑧ 古高松	1,192 (19.5)	1,230 (19.9)	1,263 (20.3)	1,305 (20.8)	1,363 (21.7)	1,387 (22.0)	1,441 (23.0)
⑨ 屋島	1,031 (19.3)	1,053 (19.4)	1,085 (19.5)	1,128 (19.8)	1,175 (20.3)	1,218 (20.7)	1,305 (21.5)
⑩ 協和	1,470 (21.5)	1,509 (21.7)	1,548 (22.2)	1,583 (22.6)	1,632 (23.2)	1,680 (23.9)	1,738 (24.6)
⑪ 龍雲	1,447 (22.8)	1,484 (23.1)	1,522 (23.4)	1,553 (23.6)	1,605 (24.2)	1,637 (24.6)	1,685 (24.8)
⑫ 山田	1,320 (20.7)	1,354 (20.9)	1,379 (21.1)	1,412 (21.4)	1,461 (22.0)	1,494 (22.4)	1,552 (23.0)
⑬ 勝賀・下笠居	1,941 (20.3)	1,932 (20.1)	1,969 (20.4)	2,014 (20.8)	2,066 (21.4)	2,112 (21.9)	2,156 (22.6)
⑭ 塩江	345 (29.4)	336 (29.0)	332 (29.0)	326 (28.7)	322 (28.9)	316 (28.7)	302 (27.9)
⑮ 香川	1,490 (19.5)	1,510 (19.6)	1,552 (19.9)	1,599 (20.5)	1,663 (21.2)	1,726 (22.0)	1,810 (23.1)
⑯ 香南	470 (19.9)	467 (19.6)	470 (19.6)	481 (19.9)	493 (20.2)	507 (20.7)	520 (21.1)
⑰ 牟礼	1,060 (19.7)	1,086 (20.0)	1,118 (20.4)	1,139 (20.8)	1,178 (21.5)	1,217 (22.2)	1,266 (23.1)
⑱ 庵治	445 (21.3)	435 (20.9)	442 (21.4)	441 (21.3)	447 (21.9)	455 (22.5)	457 (23.1)
⑲ 国分寺	1,169 (17.8)	1,179 (17.7)	1,202 (17.8)	1,241 (18.1)	1,301 (18.8)	1,349 (19.3)	1,418 (20.1)
高松市	116,859 (21.1)	117,793 (21.2)	118,639 (21.5)	119,344 (21.8)	119,597 (22.4)	119,964 (22.8)	120,570 (23.4)

※ 資料：高松市介護保険課（各年9月末）

※ 合計には住所地特例対象者を含む

※ 2021年以降については、要介護度別・性別・年齢構成区分別の出現率法による推計

※ 圏域ごとの要介護（要支援）認定者数については、高松市独自の集計を行っているため、全ての圏域の合計が、介護保険事業状況報告月報と一致しない場合があります。

※ 各欄の上段は認定者数、下段は認定率

(6) 前期高齢者（65～74 歳）の認定者数・認定率の推移

単位： 上段：人
下段：%

日常生活圏域	現 況			推 計			
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2025 (R7)
① 中央西	245 (5.1)	249 (5.2)	257 (5.4)	261 (5.4)	247 (5.3)	237 (5.3)	221 (5.2)
② 中央東	300 (5.4)	294 (5.4)	302 (5.5)	312 (5.6)	295 (5.5)	285 (5.5)	262 (5.4)
③ 鶴尾	136 (7.5)	124 (7.0)	125 (7.2)	125 (7.3)	113 (7.4)	102 (7.3)	91 (7.3)
④ 太田	193 (5.1)	176 (4.7)	184 (4.8)	188 (4.9)	183 (4.9)	177 (4.8)	165 (4.7)
⑤ 一宮	104 (4.4)	96 (4.1)	96 (4.1)	106 (4.6)	102 (4.6)	94 (4.6)	79 (4.2)
⑥ 香東	105 (3.4)	98 (3.2)	102 (3.3)	103 (3.3)	101 (3.4)	91 (3.2)	84 (3.3)
⑦ 木太	139 (3.7)	142 (3.8)	145 (3.8)	148 (3.9)	140 (3.9)	134 (3.9)	124 (3.8)
⑧ 古高松	120 (3.8)	129 (4.1)	129 (4.1)	133 (4.2)	124 (4.2)	114 (4.1)	99 (4.)
⑨ 屋島	126 (4.5)	127 (4.5)	133 (4.6)	137 (4.5)	133 (4.5)	128 (4.5)	123 (4.5)
⑩ 協和	165 (4.9)	157 (4.6)	160 (4.7)	164 (4.8)	151 (4.7)	140 (4.7)	126 (4.7)
⑪ 龍雲	159 (5.2)	144 (4.7)	149 (4.8)	153 (4.8)	148 (4.9)	137 (4.8)	128 (4.6)
⑫ 山田	145 (4.4)	145 (4.4)	152 (4.5)	156 (4.6)	147 (4.6)	139 (4.6)	124 (4.4)
⑬ 勝賀・下笠居	237 (4.9)	217 (4.5)	227 (4.7)	228 (4.7)	211 (4.6)	202 (4.7)	176 (4.6)
⑭ 塩江	21 (5.1)	14 (3.4)	14 (3.3)	14 (3.0)	14 (3.1)	14 (3.2)	14 (3.5)
⑮ 香川	181 (4.3)	169 (4.1)	174 (4.3)	174 (4.3)	162 (4.3)	149 (4.3)	129 (4.2)
⑯ 香南	53 (4.1)	64 (5.0)	67 (5.2)	70 (5.3)	67 (5.3)	62 (5.3)	55 (5.3)
⑰ 牟礼	130 (4.6)	123 (4.4)	123 (4.4)	126 (4.5)	113 (4.3)	110 (4.4)	99 (4.4)
⑱ 庵治	33 (3.4)	36 (3.8)	37 (3.9)	38 (3.9)	36 (3.9)	36 (4.2)	30 (4.1)
⑲ 国分寺	163 (4.5)	152 (4.2)	158 (4.3)	163 (4.4)	151 (4.3)	142 (4.3)	128 (4.3)
高松市	2,755 (4.7)	2,656 (4.5)	2,734 (4.6)	2,799 (4.7)	2,638 (4.7)	2,493 (4.6)	2,257 (4.6)

※ 資料：高松市介護保険課（各年9月末）

※ 合計には住所地特例対象者を含む

※ 2021年以降については、要介護度別・性別・年齢構成区分別の出現率法による推計

※ 圏域ごとの要介護（要支援）認定者数については、高松市独自の集計を行っているため、全ての圏域の合計が、介護保険事業状況報告月報と一致しない場合があります。

※ 各欄の上段は認定者数、下段は認定率

(7) 後期高齢者（75歳以上）の認定者数・認定率の推移

単位： 上段：人
下段：%

日常生活圏域	現 況			推 計			
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2025 (R7)
① 中央西	2,039 (40.8)	2,039 (39.8)	2,068 (40.1)	2,089 (40.5)	2,143 (39.8)	2,195 (39.1)	2,262 (37.7)
② 中央東	2,710 (41.5)	2,750 (41.9)	2,759 (42.3)	2,756 (43.0)	2,786 (42.4)	2,812 (41.7)	2,813 (40.4)
③ 鶴尾	734 (40.5)	764 (40.9)	773 (41.2)	785 (41.9)	803 (40.7)	836 (41.0)	861 (40.8)
④ 太田	1,598 (42.9)	1,646 (43.0)	1,684 (43.7)	1,722 (44.6)	1,771 (43.9)	1,828 (43.0)	1,909 (41.6)
⑤ 一宮	798 (33.2)	834 (34.0)	849 (34.5)	865 (35.1)	890 (34.7)	926 (34.3)	966 (33.8)
⑥ 香東	1,087 (36.0)	1,113 (35.9)	1,127 (36.4)	1,156 (37.2)	1,188 (36.4)	1,226 (35.7)	1,279 (34.3)
⑦ 木太	1,094 (32.6)	1,127 (32.4)	1,162 (32.8)	1,201 (33.4)	1,263 (33.2)	1,320 (32.6)	1,397 (31.9)
⑧ 古高松	1,072 (36.5)	1,101 (36.3)	1,134 (36.5)	1,172 (37.4)	1,239 (36.9)	1,273 (36.2)	1,342 (35.5)
⑨ 屋島	905 (36.0)	926 (35.8)	952 (36.1)	991 (36.9)	1,042 (36.6)	1,090 (35.8)	1,182 (35.)
⑩ 協和	1,305 (37.7)	1,352 (38.1)	1,388 (38.6)	1,419 (39.2)	1,481 (38.4)	1,540 (37.8)	1,612 (36.9)
⑪ 龍雲	1,288 (39.3)	1,340 (39.8)	1,373 (40.3)	1,400 (41.2)	1,457 (40.4)	1,500 (39.5)	1,557 (38.8)
⑫ 山田	1,175 (38.1)	1,209 (38.4)	1,227 (38.5)	1,256 (39.2)	1,314 (38.3)	1,355 (37.4)	1,428 (36.1)
⑬ 勝賀・下笠居	1,704 (36.2)	1,715 (35.5)	1,742 (36.2)	1,786 (36.9)	1,855 (36.4)	1,910 (35.8)	1,980 (34.8)
⑭ 塩江	324 (42.5)	322 (43.2)	318 (44.4)	312 (46.1)	308 (46.0)	302 (45.5)	288 (42.6)
⑮ 香川	1,309 (38.)	1,341 (37.1)	1,378 (37.3)	1,425 (37.9)	1,501 (37.0)	1,577 (36.3)	1,681 (35.3)
⑯ 香南	417 (38.5)	403 (36.5)	403 (36.3)	411 (37.3)	426 (35.9)	445 (34.9)	465 (32.7)
⑰ 牟礼	930 (36.5)	963 (36.7)	995 (37.4)	1,013 (37.7)	1,065 (37.3)	1,107 (36.9)	1,167 (35.9)
⑱ 庵治	412 (37.3)	399 (35.5)	405 (36.8)	403 (36.9)	411 (36.4)	419 (35.7)	427 (34.4)
⑲ 国分寺	1,006 (34.6)	1,027 (34.1)	1,044 (34.0)	1,078 (34.3)	1,150 (33.6)	1,207 (33.0)	1,290 (31.8)
⑳ 高松市	21,907 (38.0)	22,371 (37.8)	22,781 (38.2)	23,240 (38.8)	24,093 (38.2)	24,868 (37.5)	25,906 (36.4)

※ 資料：高松市介護保険課（各年9月末）

※ 合計には住所地特例対象者を含む

※ 2021年以降については、要介護度別・性別・年齢構成区分別の出現率法による推計

※ 圏域ごとの要介護（要支援）認定者数については、高松市独自の集計を行っているため、全ての圏域の合計が、介護保険事業状況報告月報と一致しない場合があります。

※ 各欄の上段は認定者数、下段は認定率

(8) 第2号被保険者（40～64 歳）の認定者数・認定率の推移

単位： 上段：人
下段：%

日常生活圏域	現 況			推 計			
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2025 (R7)
① 中央西	36 (0.3)	38 (0.3)	38 (0.3)	38 (0.3)	38 (0.3)	38 (0.3)	38 (0.3)
② 中央東	41 (0.3)	46 (0.3)	46 (0.3)	46 (0.3)	46 (0.3)	46 (0.3)	46 (0.3)
③ 鶴尾	21 (0.7)	14 (0.5)	14 (0.5)	14 (0.5)	14 (0.5)	14 (0.5)	14 (0.5)
④ 太田	34 (0.3)	33 (0.3)	33 (0.2)	33 (0.2)	33 (0.2)	33 (0.2)	33 (0.2)
⑤ 一宮	17 (0.3)	15 (0.3)	15 (0.3)	15 (0.3)	15 (0.3)	15 (0.3)	15 (0.3)
⑥ 香東	17 (0.2)	21 (0.3)	21 (0.3)	21 (0.3)	21 (0.3)	22 (0.3)	22 (0.3)
⑦ 木太	37 (0.3)	36 (0.3)	36 (0.3)	36 (0.3)	36 (0.3)	36 (0.3)	36 (0.3)
⑧ 古高松	24 (0.3)	18 (0.3)	18 (0.3)	18 (0.3)	18 (0.3)	18 (0.3)	18 (0.2)
⑨ 屋島	22 (0.3)	27 (0.4)	27 (0.4)	27 (0.4)	27 (0.4)	27 (0.4)	27 (0.4)
⑩ 協和	35 (0.4)	33 (0.4)	33 (0.4)	33 (0.4)	34 (0.4)	35 (0.4)	35 (0.4)
⑪ 龍雲	29 (0.3)	25 (0.3)	25 (0.3)	25 (0.3)	25 (0.3)	26 (0.3)	28 (0.3)
⑫ 山田	22 (0.3)	24 (0.3)	24 (0.3)	24 (0.3)	24 (0.3)	24 (0.3)	24 (0.3)
⑬ 勝賀・下笠居	28 (0.3)	32 (0.3)	32 (0.3)	32 (0.3)	32 (0.3)	32 (0.3)	32 (0.3)
⑭ 塩江	2 (0.3)	2 (0.3)	2 (0.3)	2 (0.3)	2 (0.3)	2 (0.3)	2 (0.3)
⑮ 香川	37 (0.5)	30 (0.4)	30 (0.4)	30 (0.4)	30 (0.4)	30 (0.4)	30 (0.4)
⑯ 香南	5 (0.2)	6 (0.3)	6 (0.3)	6 (0.3)	6 (0.3)	6 (0.3)	6 (0.3)
⑰ 牟礼	21 (0.4)	20 (0.3)	20 (0.4)	20 (0.4)	20 (0.4)	20 (0.4)	20 (0.4)
⑱ 庵治	10 (0.6)	11 (0.7)	11 (0.7)	11 (0.7)	11 (0.7)	11 (0.8)	11 (0.8)
⑲ 国分寺	29 (0.3)	24 (0.3)	24 (0.3)	24 (0.3)	24 (0.3)	24 (0.3)	24 (0.3)
高松市	467 (0.3)	455 (0.3)	455 (0.3)	455 (0.3)	456 (0.3)	459 (0.3)	461 (0.3)

※ 資料：高松市介護保険課（各年9月末）

※ 合計には住所地特例対象者を含む

※ 2021年以降については、要介護度別・性別・年齢構成区分別の出現率法による推計

※ 圏域ごとの要介護（要支援）認定者数については、高松市独自の集計を行っているため、全ての圏域の合計が、介護保険事業状況報告月報と一致しない場合があります。

※ 各欄の上段は認定者数、下段は認定率

(9) 圏域別カルテ

日常生活圏域ごとの高齢者の状況を把握するために、次のようなカルテを圏域ごとに作成し、次ページ以降に記載しています。

なお、圏域ごとの要介護（要支援）認定者数については、高松市独自の集計を行っているため、全ての圏域の合計が、介護保険事業状況報告月報と一致しない場合があります。

○各種統計データを記載

<資料>

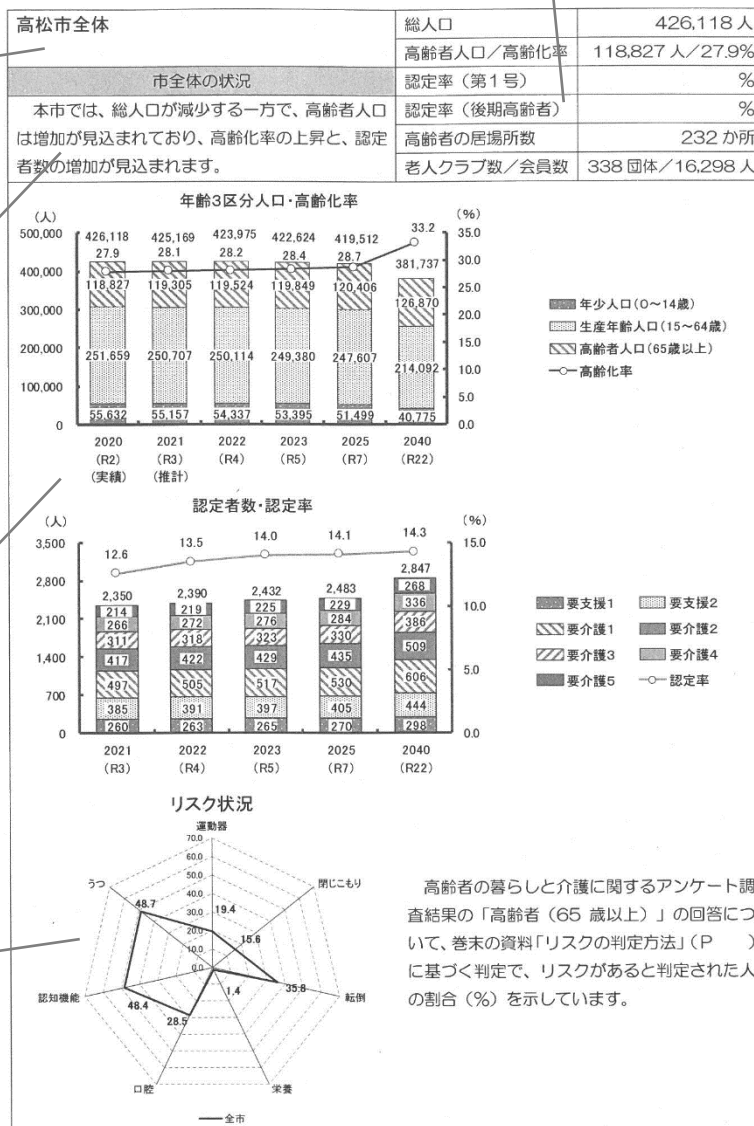
- ・総人口／高齢者人口 : 住民基本台帳 (2020.10. 1)
- ・認定率 : 高松市介護保険課 (2020. 9 末)
- ・高齢者の居場所数 : 高松市長寿福祉課 (2020.10 末)
- ・老人クラブ数／会員数 : 高松市長寿福祉課 (2020. 3 末)

○圏域の名称と、圏域に含まれる地区名を記載

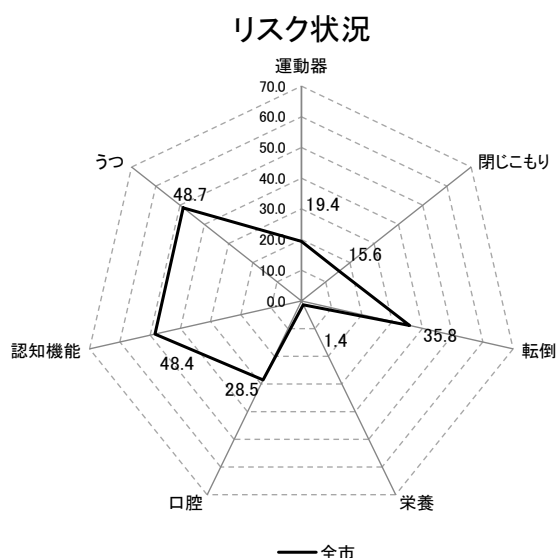
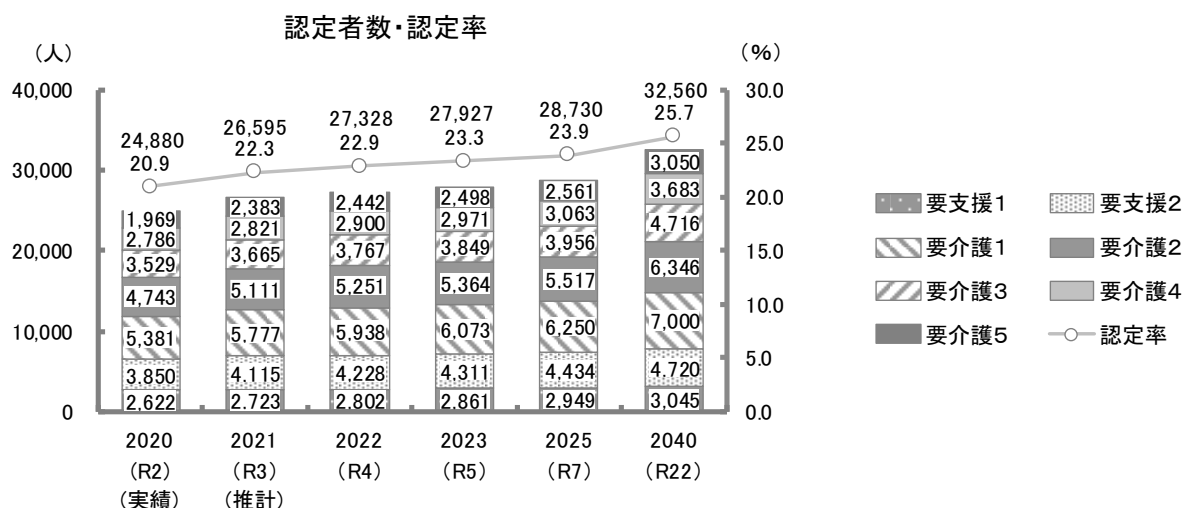
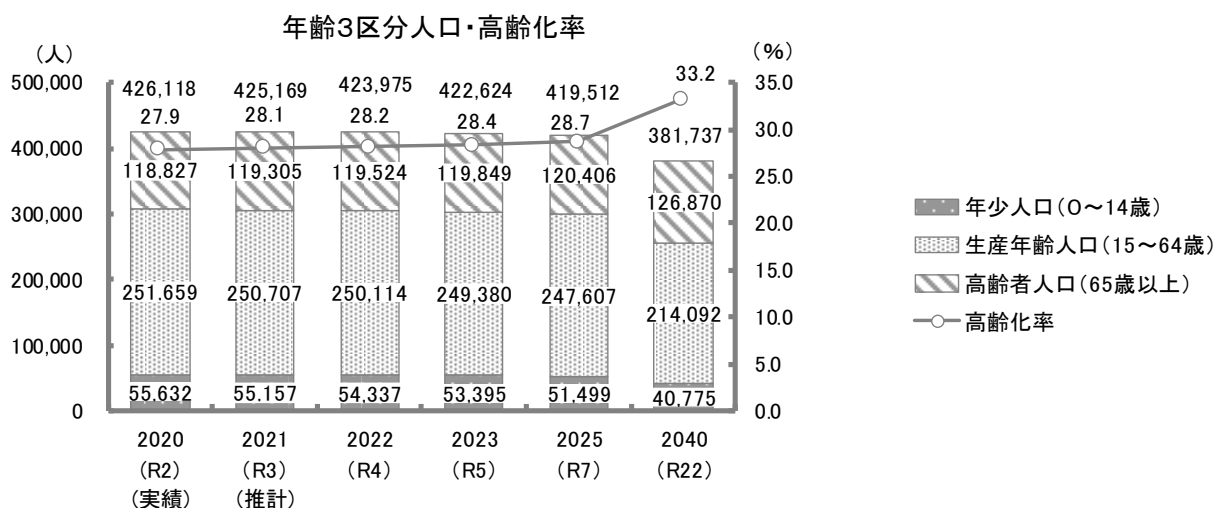
○掲載データからみる圏域の概況を記載

○掲載データからみる圏域の概況を記載

○アンケート調査結果からみる圏域の状況を記載



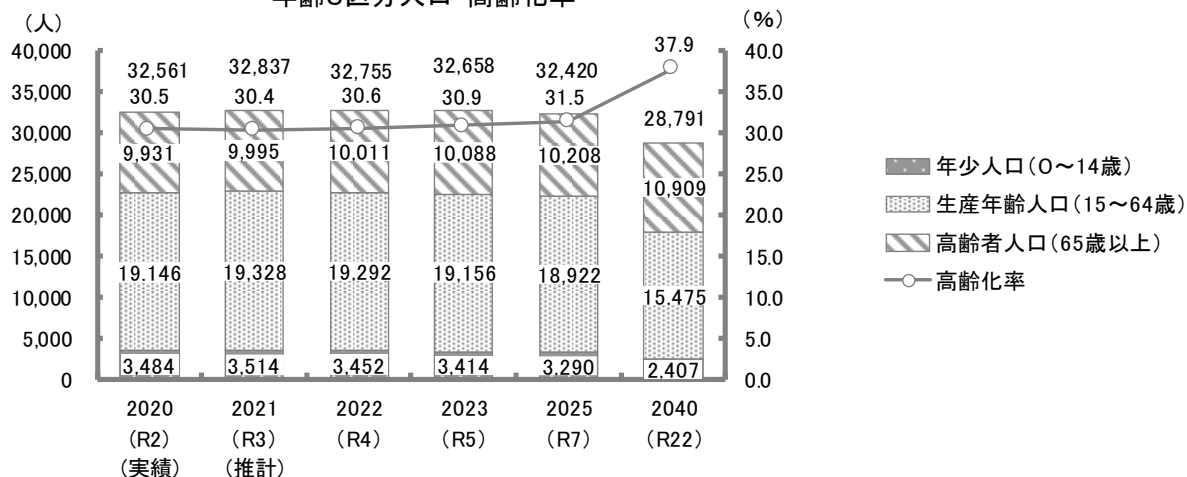
高松市全体	総人口	426,118 人
	高齢者人口／高齢化率	118,827 人／27.9%
市全体の状況	認定率（第1号）	20.9%
本市では、総人口が減少する一方、高齢者人口は増加が見込まれており、高齢化率の上昇と、認定者数の増加が見込まれます。	認定率（後期高齢者）	37.2%
	高齢者の居場所数	232 か所
	老人クラブ数／会員数	338 団体／16,298 人



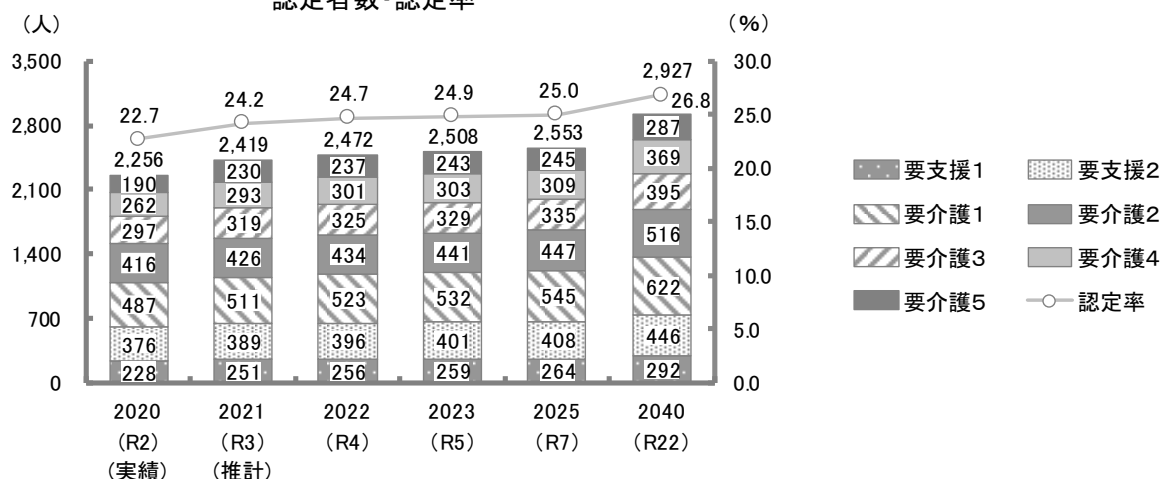
高齢者の暮らしと介護に関するアンケート調査結果の「高齢者（65歳以上）」の回答について、巻末の参考資料「リスクの判定方法」（P206）に基づく判定で、リスクがあると判定された人の割合（％）を示しています。

① 中央西圏域 (日新、二番丁、亀阜、四番丁)	総人口	32,561 人
	高齢者人口／高齢化率	9,931 人／30.5%
圏域の状況	認定率（第1号）	22.7%
高齢化率・認定率ともに、市全体より高くなっており、今後も上昇していくことが見込まれます。	認定率（後期高齢者）	39.1%
	高齢者の居場所数	16 か所
	老人クラブ数／会員数	24 団体／1,049 人

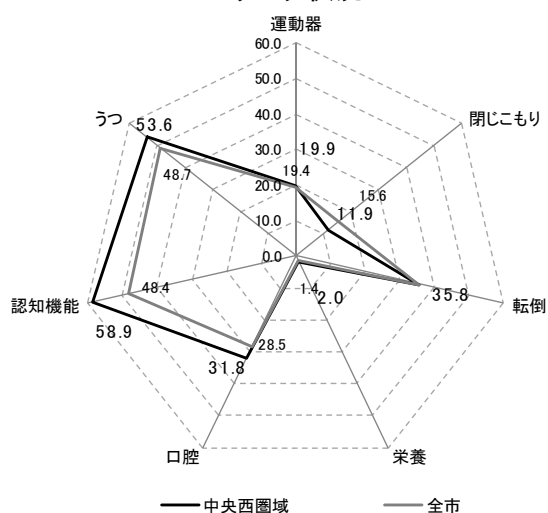
年齢3区分人口・高齢化率



認定者数・認定率

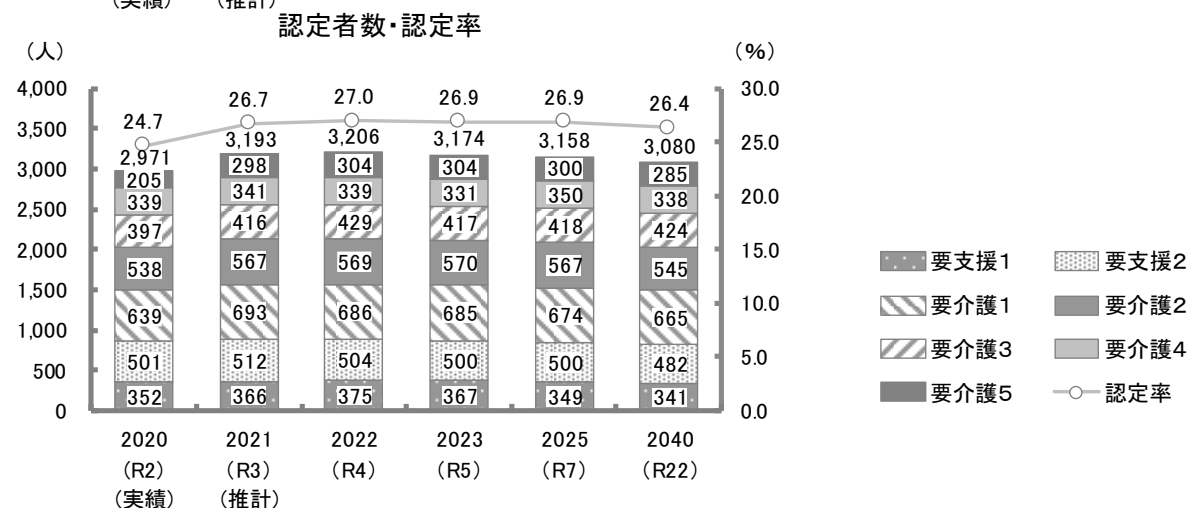
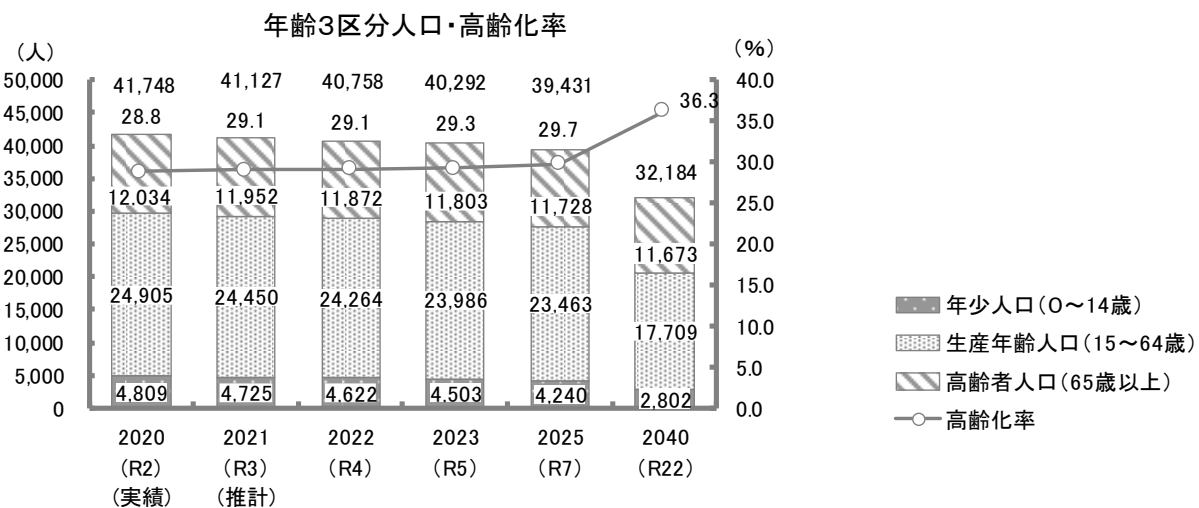


リスク状況

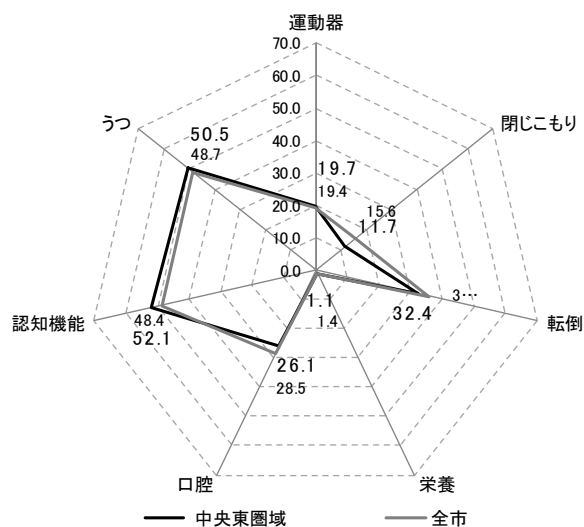


市全体に比べ、認知機能、うつのリスクが高くなっていますが、閉じこもりのリスクは低くなっています。

② 中央東圏域 (新塩屋町、築地、花園、松島、栗林、女木、男木)	総人口	41,748 人
	高齢者人口／高齢化率	12,034 人／28.8%
圏域の状況	認定率（第1号）	24.7%
高齢化率・認定率ともに、市全体より高くなっていますが、認定率は将来的には若干の低下が見込まれています。	認定率（後期高齢者）	41.1%
	高齢者の居場所数	22 か所
	老人クラブ数／会員数	42 団体／1,749 人



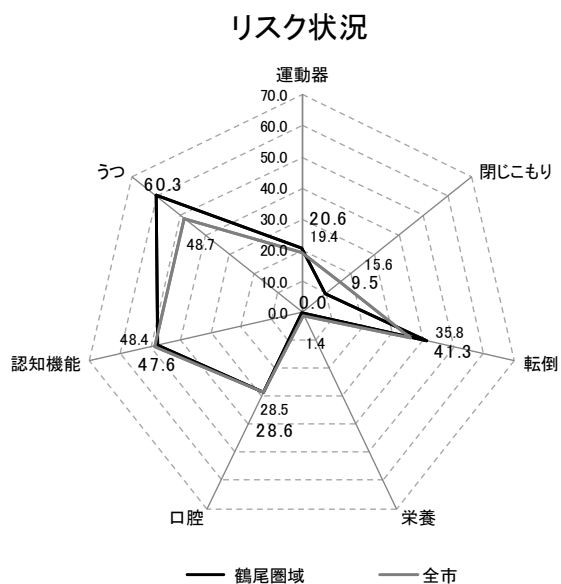
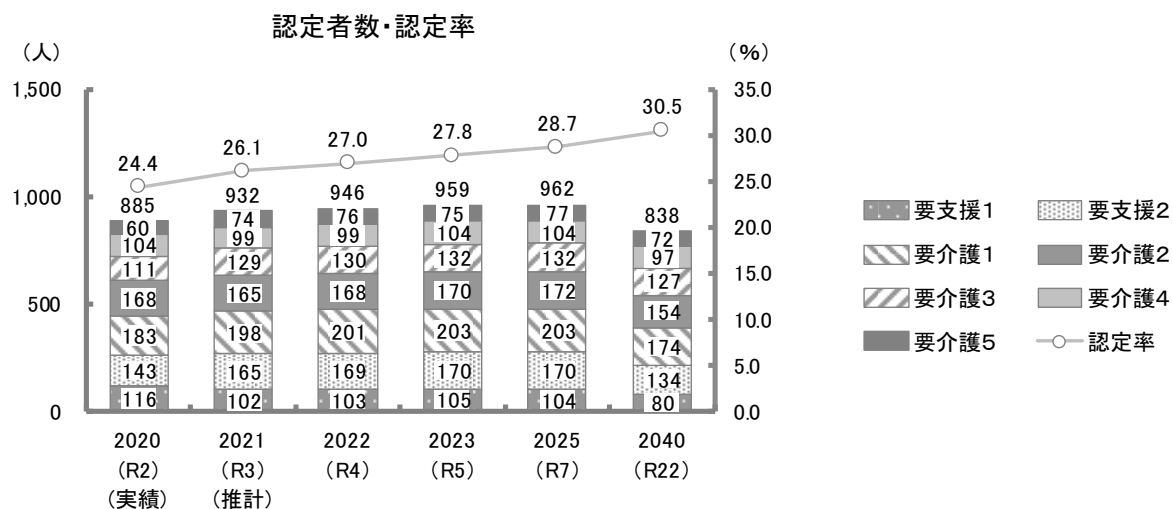
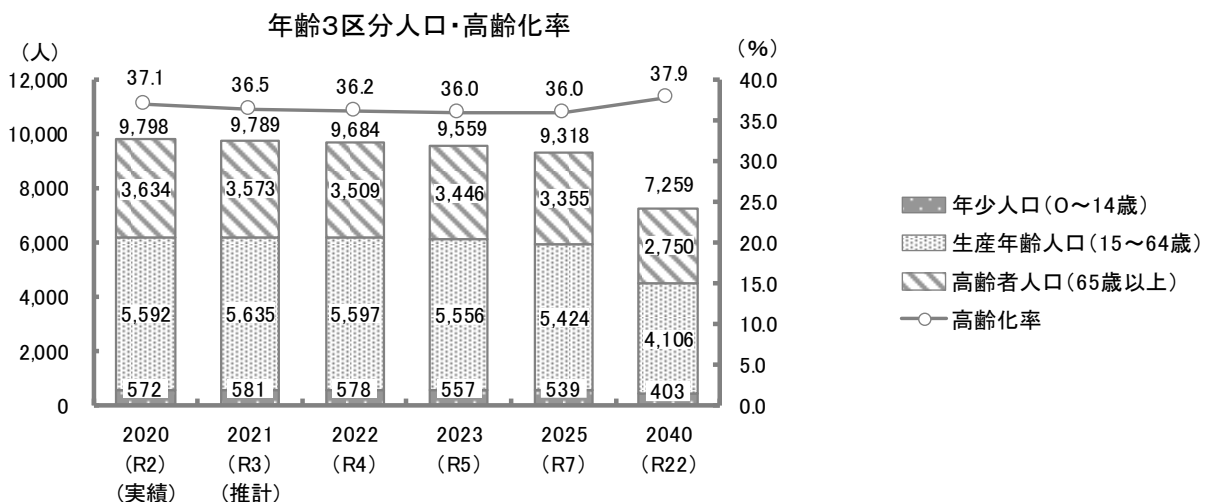
リスク状況



まとめ

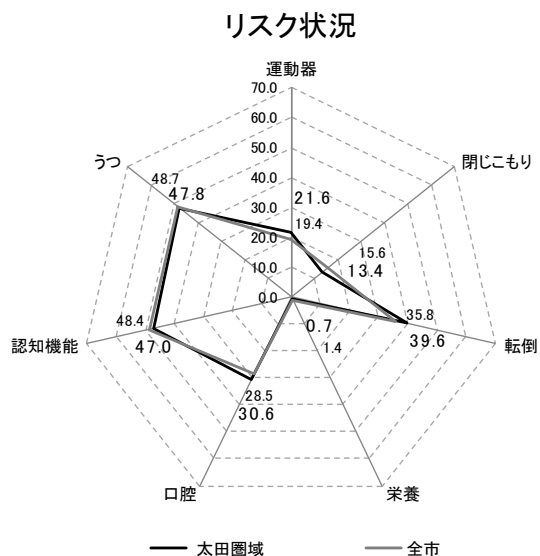
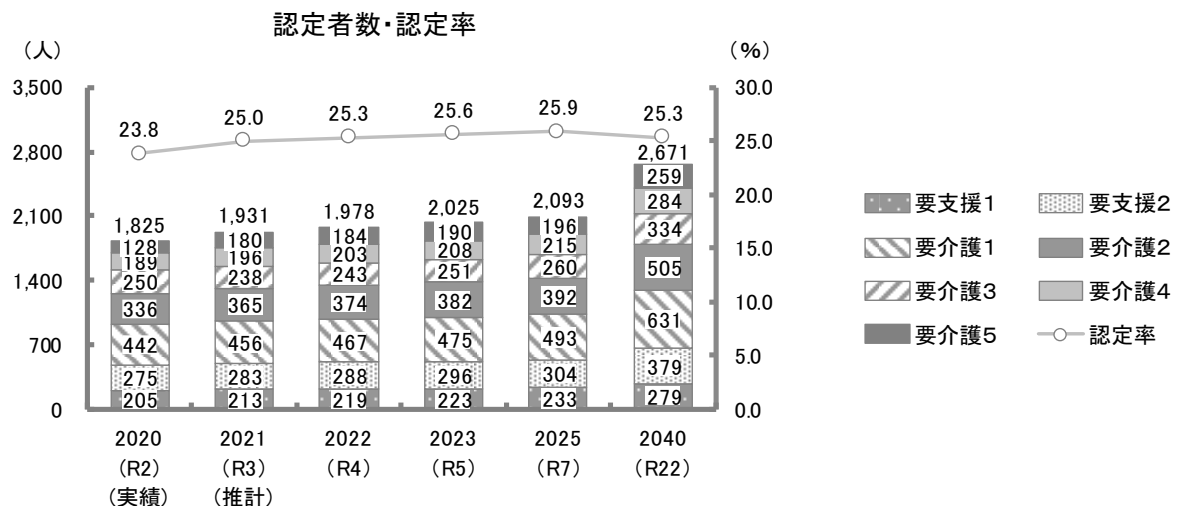
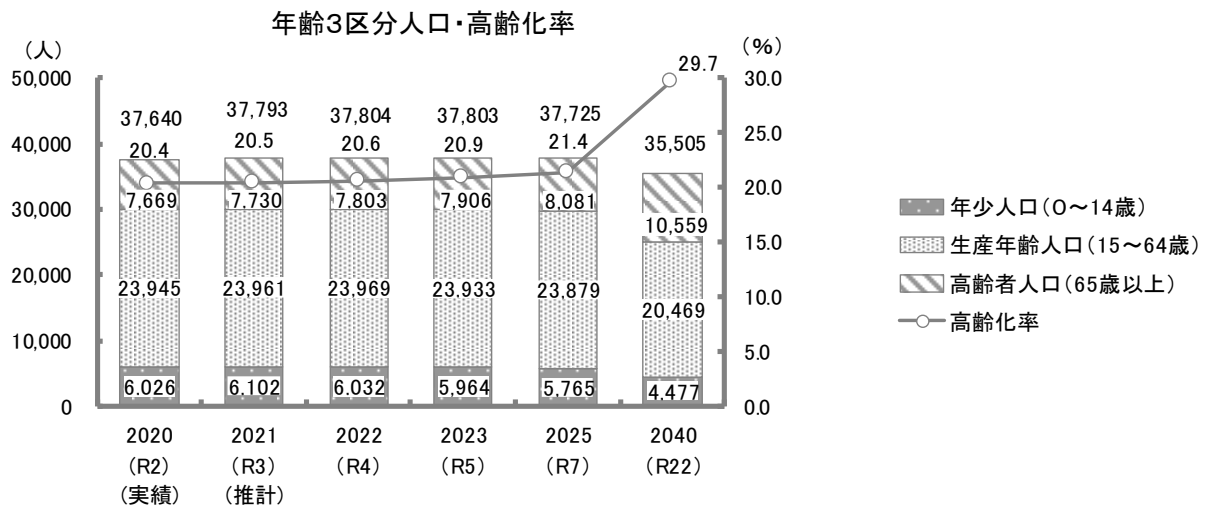
市全体に比べ、閉じこもり、転倒のリスクが低くなっていますが、認知機能のリスクは高くなっています。

③鶴尾圏域 (鶴尾)	総人口	9,798 人
	高齢者人口／高齢化率	3,634 人／37.1%
圏域の状況	認定率（第1号）	24.4%
高齢化率・認定率ともに、市全体より高くなっており、将来的にも上昇が見込まれます。	認定率（後期高齢者）	40.6%
	高齢者の居場所数	7 か所
	老人クラブ数／会員数	13 団体／636 人



市全体に比べ、うつ、転倒のリスクが高くなっていますが、閉じこもりのリスクは低くなっています。

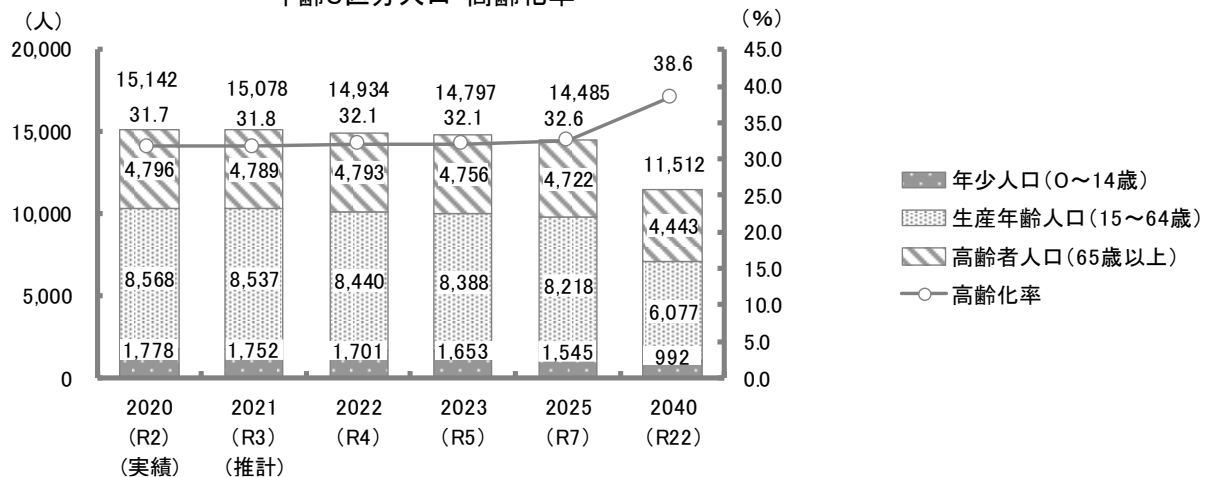
④太田圏域 (太田、太田南)	総人口	37,640 人
	高齢者人口／高齢化率	7,669 人／20.4%
圏域の状況	認定率（第1号）	23.8%
高齢化率は市全体より低く、認定率は高くなっています。2040 年には、高齢化率が上昇するものの、認定率は低下する見込みです。	認定率（後期高齢者）	42.5%
	高齢者の居場所数	10 か所
	老人クラブ数／会員数	9 団体／450 人



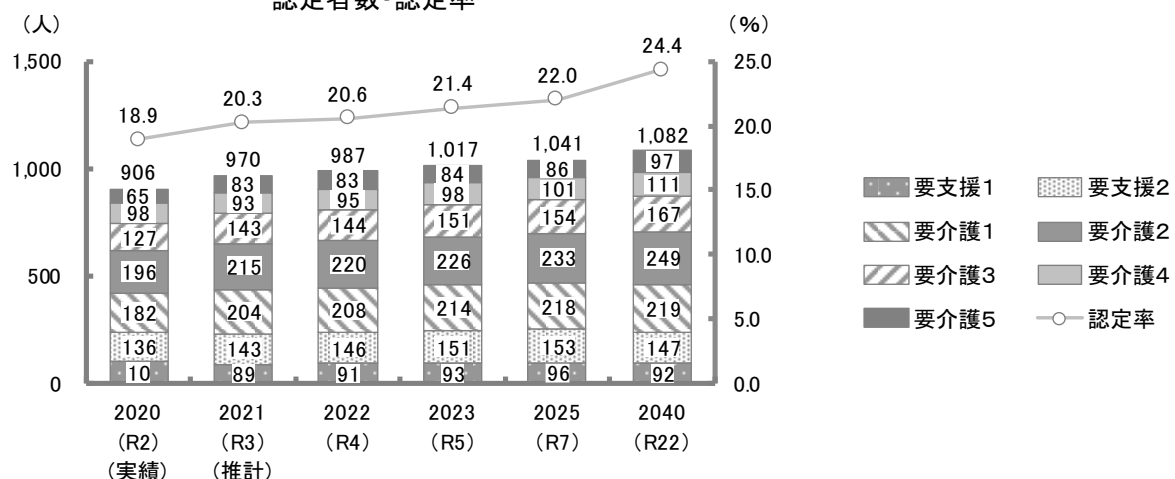
市全体に比べ、転倒、運動器のリスクが高くなっていますが、閉じこもり、認知機能のリスクは低くなっています。

⑤一宮圏域 (一宮)	総人口	15,142 人
	高齢者人口／高齢化率	4,796 人／31.7%
圏域の状況	認定率（第1号）	18.9%
高齢化率は市全体より高く、認定率は低くなっています。今後も上昇していくことが見込まれます。	認定率（後期高齢者）	32.6%
	高齢者の居場所数	6 か所
	老人クラブ数／会員数	26 団体／1,717 人

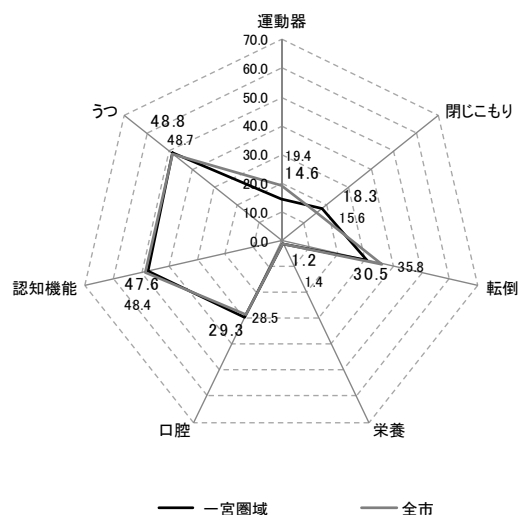
年齢3区分人口・高齢化率



認定者数・認定率



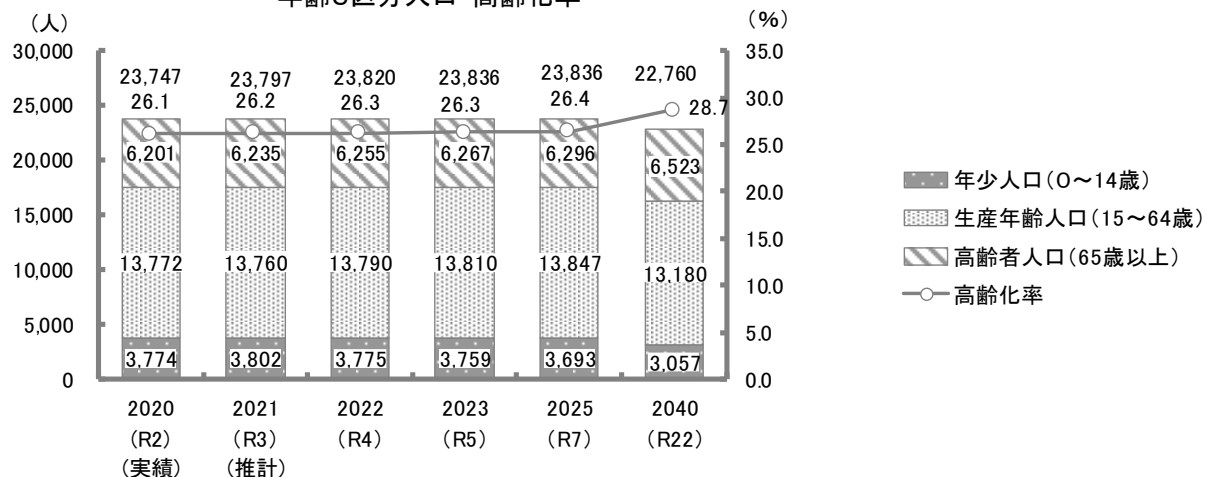
リスク状況



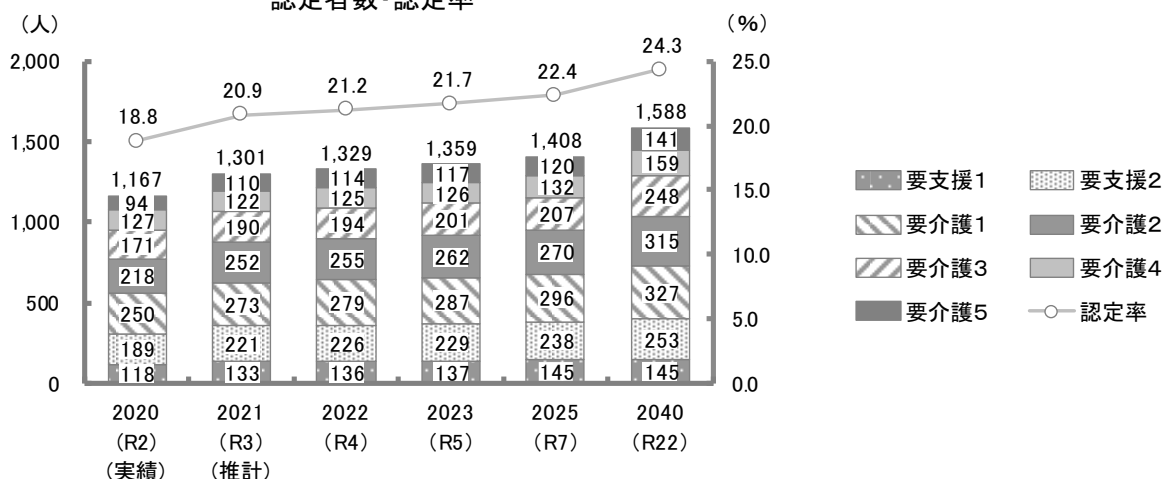
市全体に比べ、転倒、運動器のリスクが低くなっていますが、閉じこもりのリスクは高くなっています。

⑥香東圏域 (川岡、円座、檀紙)	総人口	23,747 人
	高齢者人口／高齢化率	6,201 人／26.1%
圏域の状況	認定率（第1号）	18.8%
高齢化率・認定率ともに、市全体より低くなっています。将来的には、どちらも緩やかに上昇する見込みです。	認定率（後期高齢者）	34.2%
	高齢者の居場所数	11 か所
	老人クラブ数／会員数	18 団体／908 人

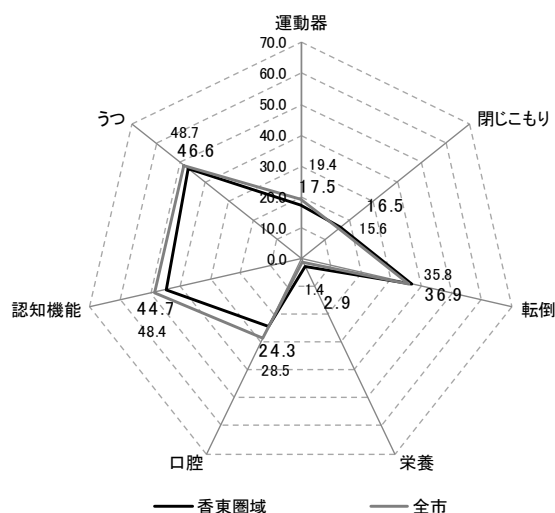
年齢3区分人口・高齢化率



認定者数・認定率



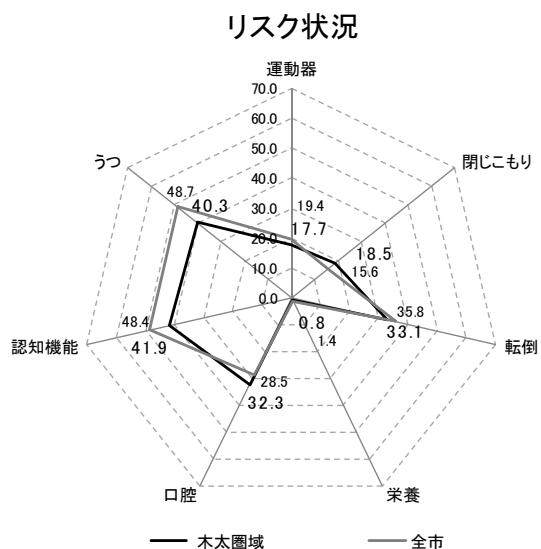
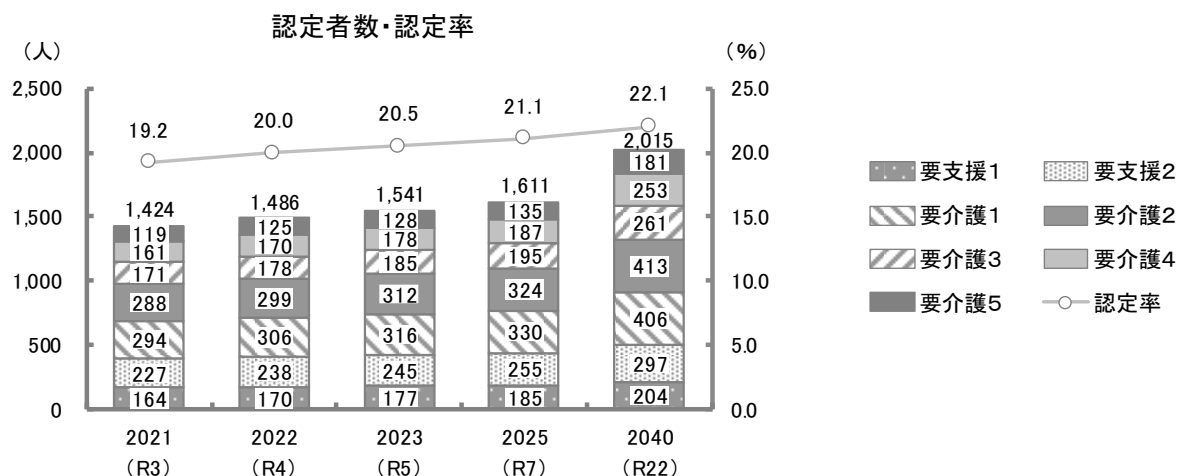
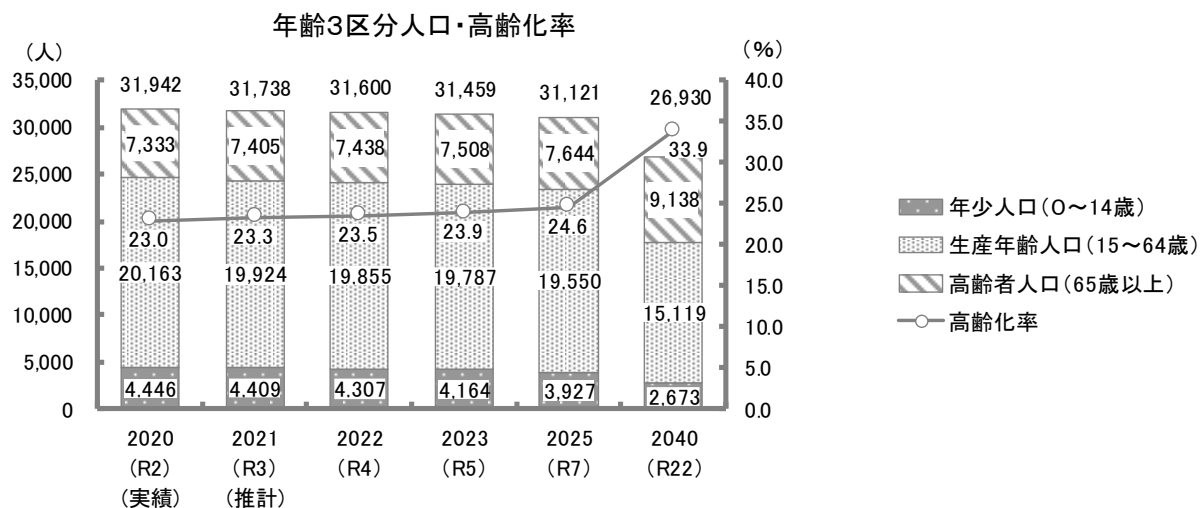
リスク状況



まとめ

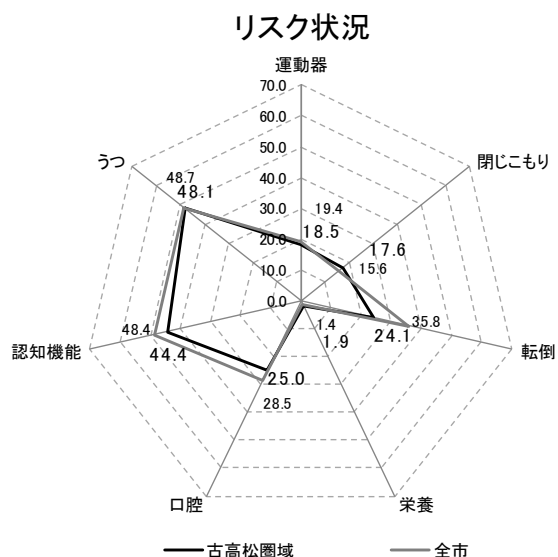
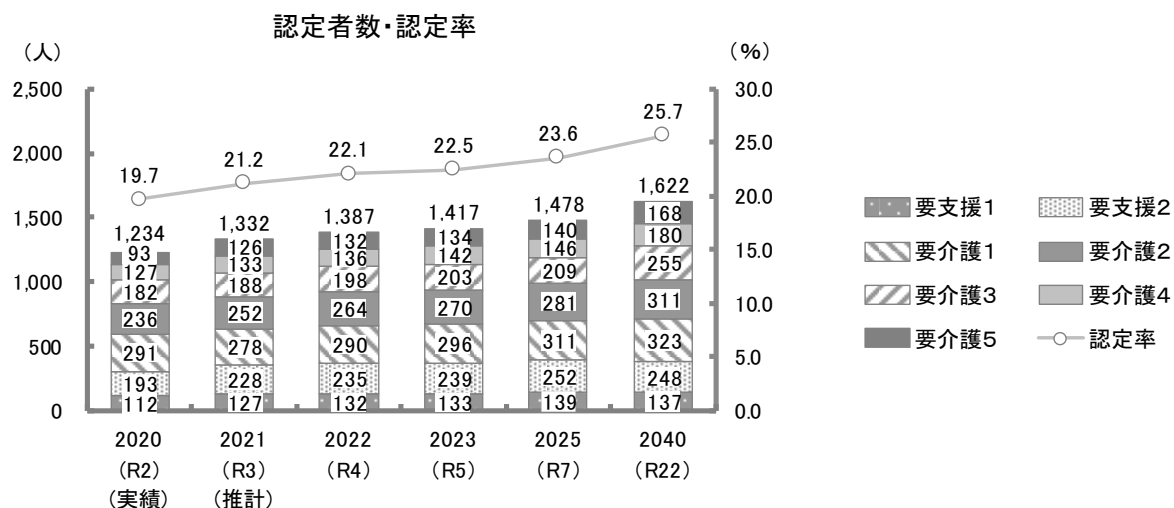
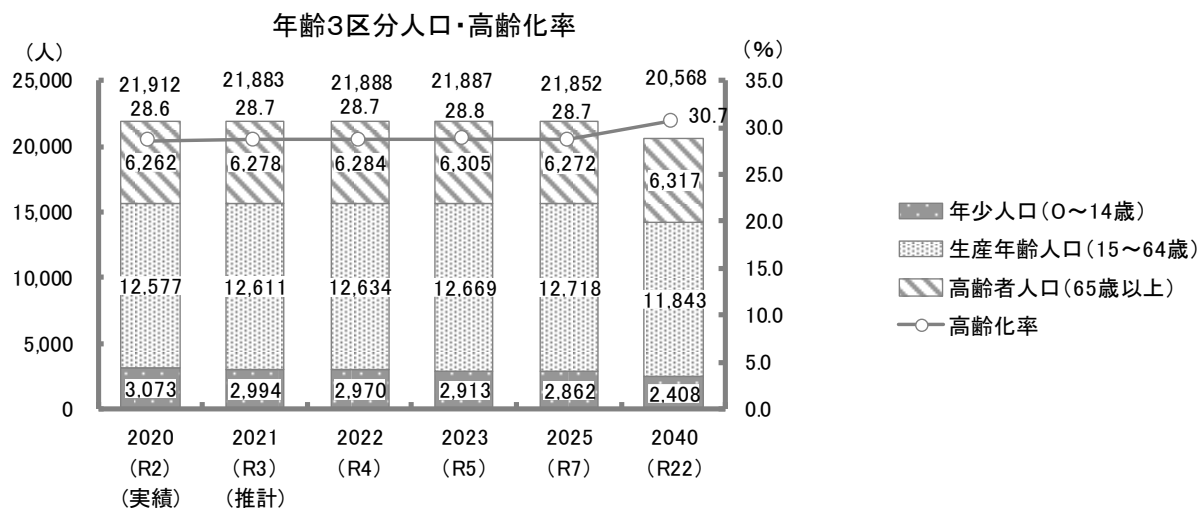
市全体に比べ、口腔、認知機能のリスクが低くなっていますが、栄養のリスクは高くなっています。

⑦木太圏域 (木太)	総人口	31,942 人
	高齢者人口／高齢化率	7,333 人／23.0%
圏域の状況	認定率（第1号）	17.2%
高齢化率・認定率ともに、市全体より低くなっています。将来的には、どちらも上昇する見込みです。	認定率（後期高齢者）	31.5%
	高齢者の居場所数	13 か所
	老人クラブ数／会員数	5 団体／253 人



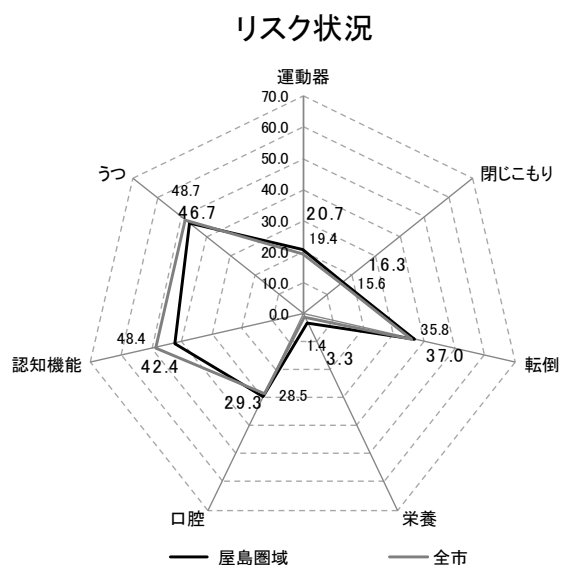
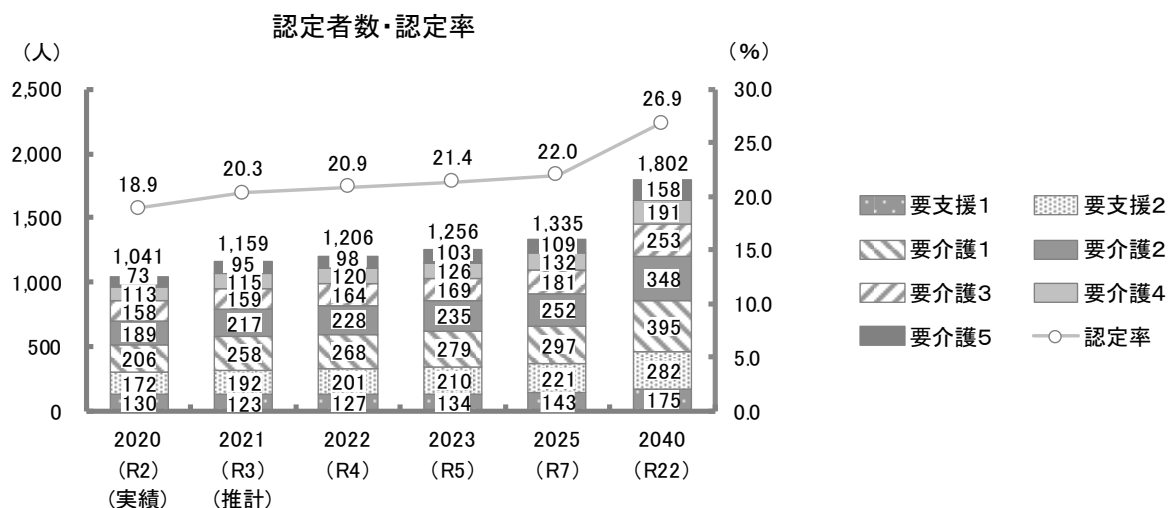
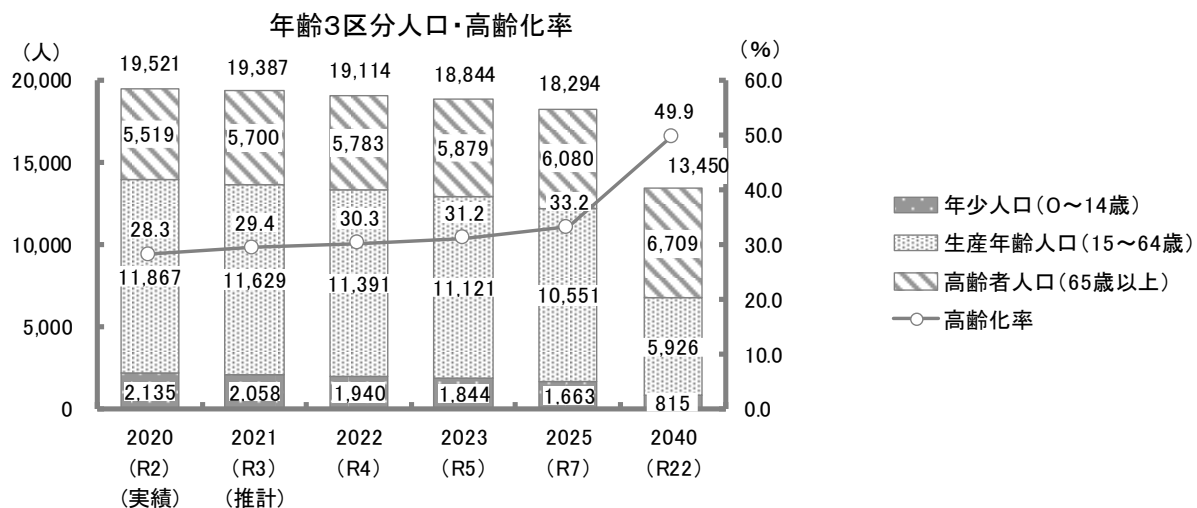
市全体に比べうつ、認知機能のリスクが低くなっていますが、口腔、閉じこもりリスクは高くなっています。

⑧古高松圏域 (古高松)	総人口	21,912 人
	高齢者人口／高齢化率	6,262 人／28.6%
圏域の状況	認定率（第1号）	19.7%
高齢化率は市全体より高く、認定率は低くなっています。今後は緩やかに上昇する見込みです。	認定率（後期高齢者）	35.0%
	高齢者の居場所数	11 か所
	老人クラブ数／会員数	10 団体／485 人



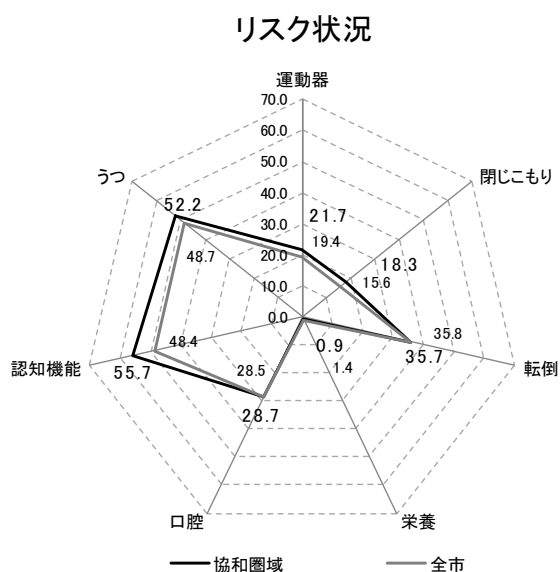
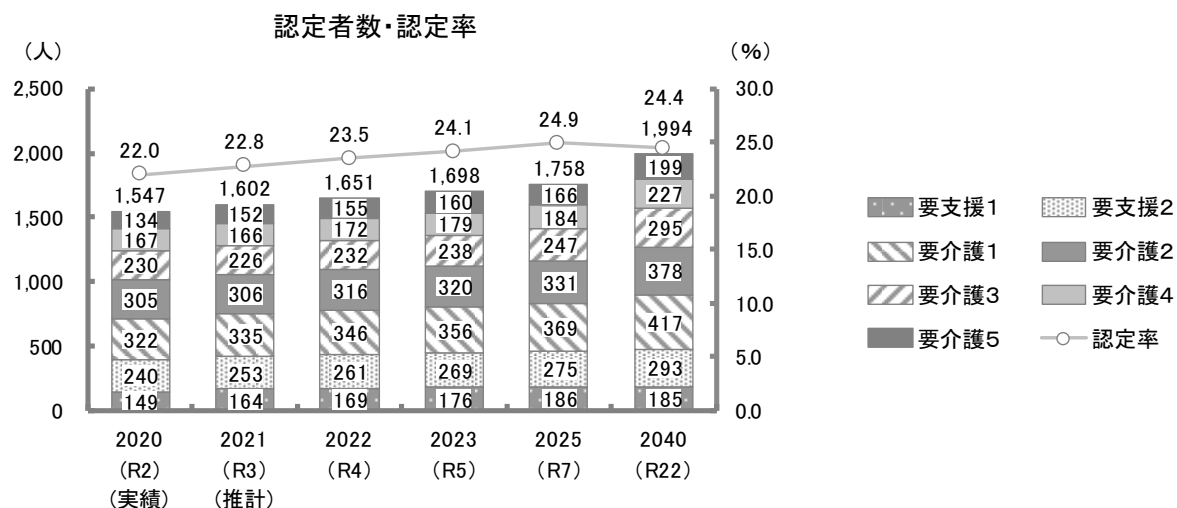
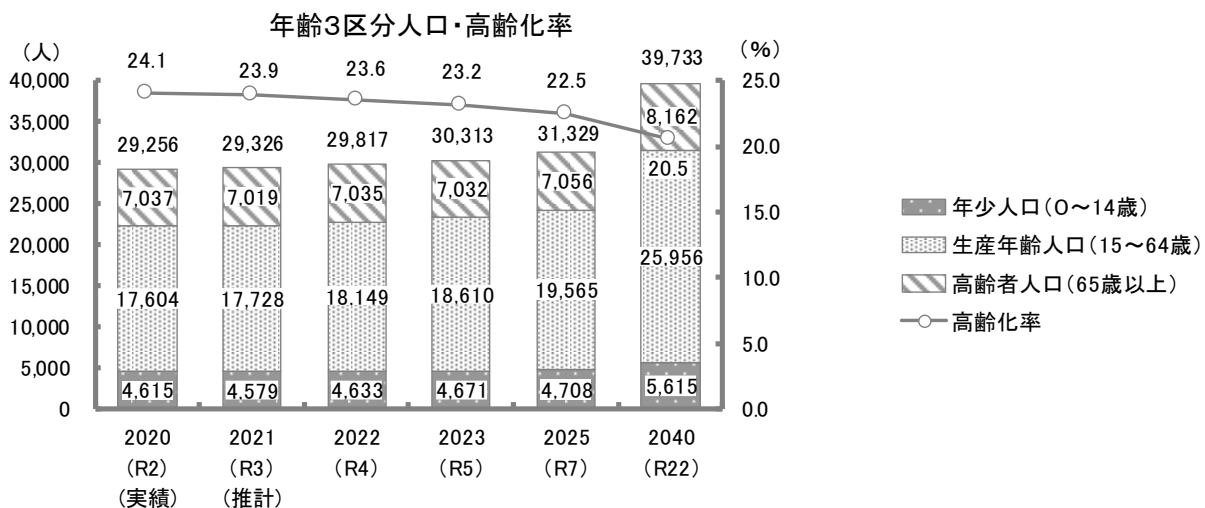
市全体に比べ転倒、口腔のリスクが低くなっていますが、閉じこもりのリスクは高くなっています。

⑨屋島圏域 (屋島)	総人口	19,521 人
	高齢者人口／高齢化率	5,519 人／28.3%
圏域の状況	認定率（第1号）	18.9%
高齢化率は市全体より高く、認定率は低くなっています。今後も上昇していくことが見込まれます。	認定率（後期高齢者）	35.3%
	高齢者の居場所数	17 か所
	老人クラブ数／会員数	7 団体／257 人

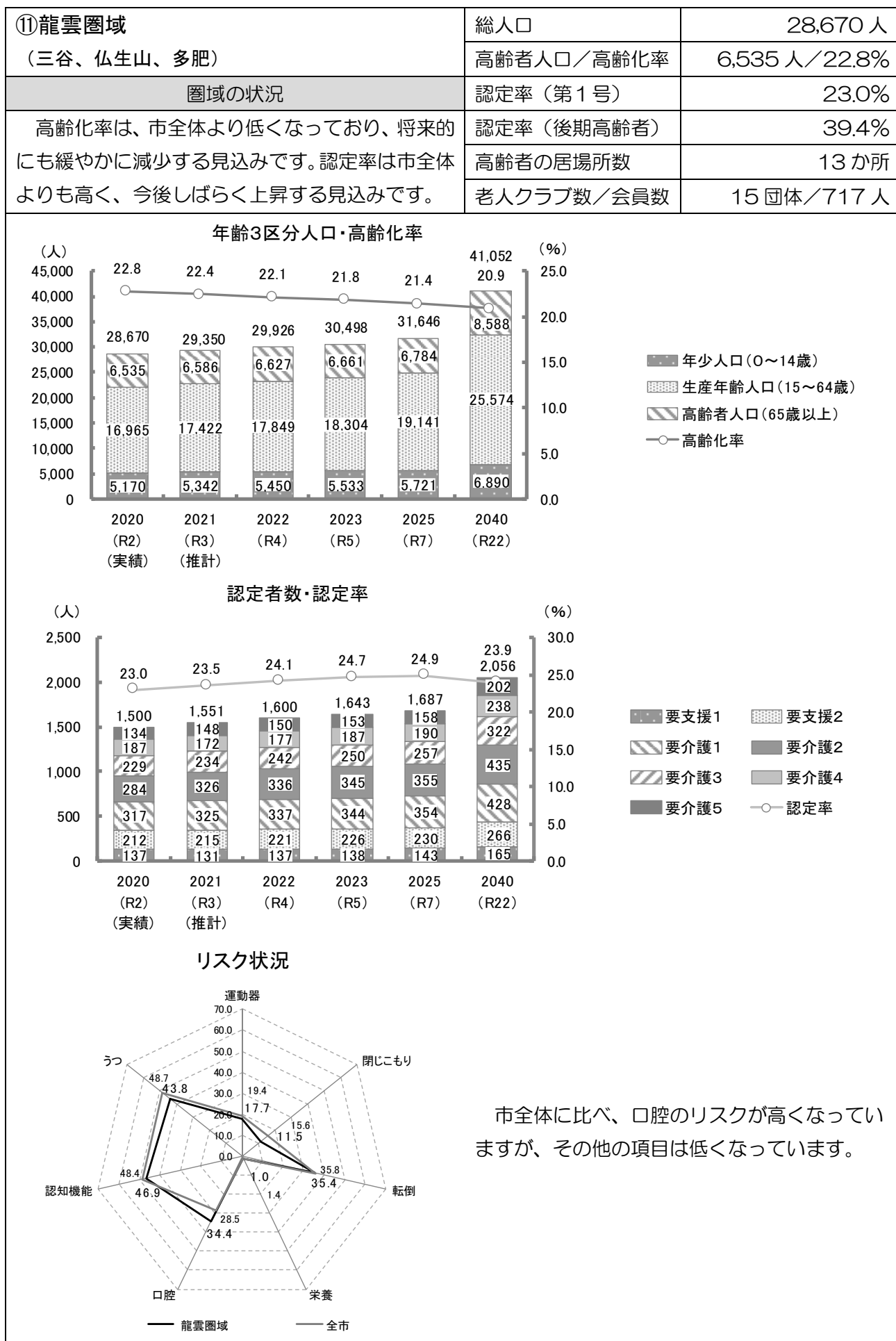


市全体に比べ、認知機能、うつのリスクが低くなっていますが、その他の項目は若干高くなっています。

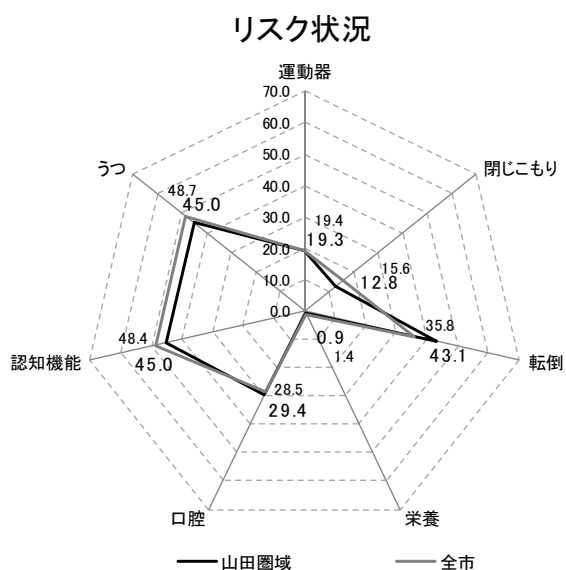
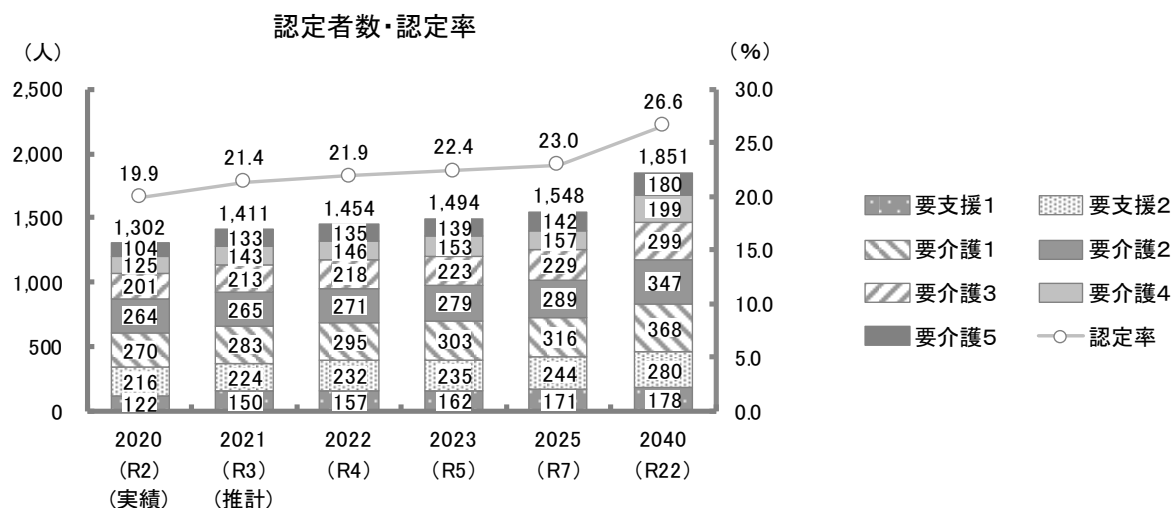
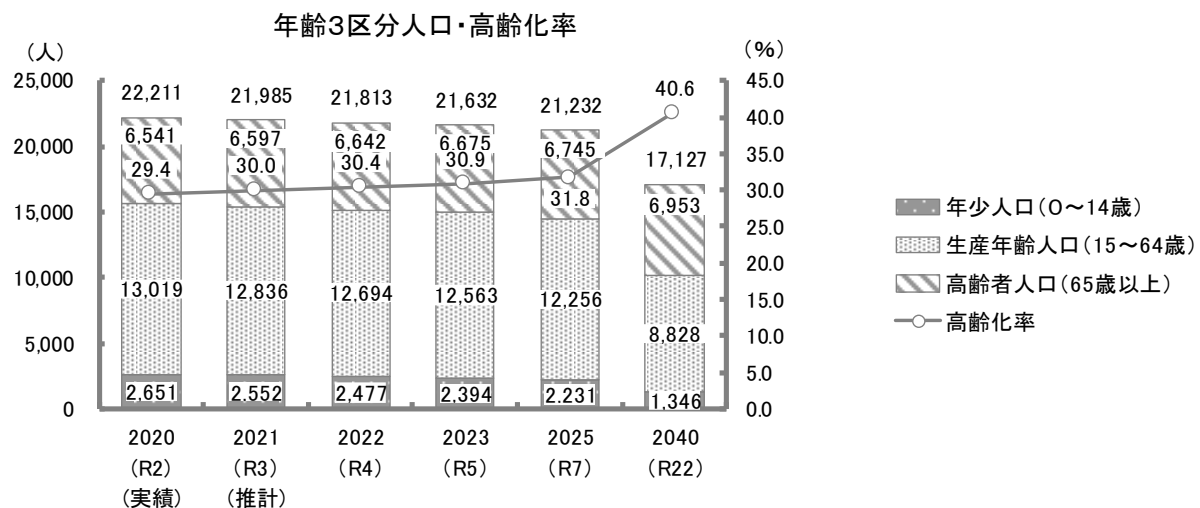
⑩協和圏域 (前田、川添、林)	総人口	29,256 人
	高齢者人口／高齢化率	7,037 人／24.1%
圏域の状況	認定率（第 1 号）	22.0%
高齢化率は、市全体より低く、認定率は高くなっています。今後、高齢化率は緩やかに低下し、認定率は上昇していく見込みです。	認定率（後期高齢者）	37.8%
	高齢者の居場所数	13 か所
	老人クラブ数／会員数	13 団体／661 人



市全体に比べ、認知機能、うつのリスクが高くなっていますが、栄養、転倒のリスクは若干低くなっています。

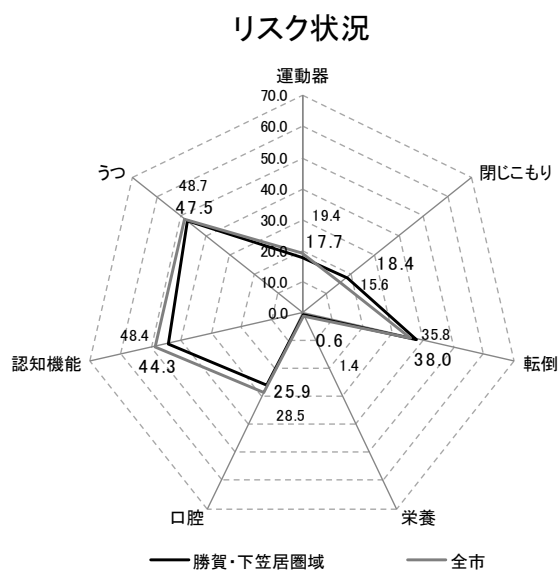
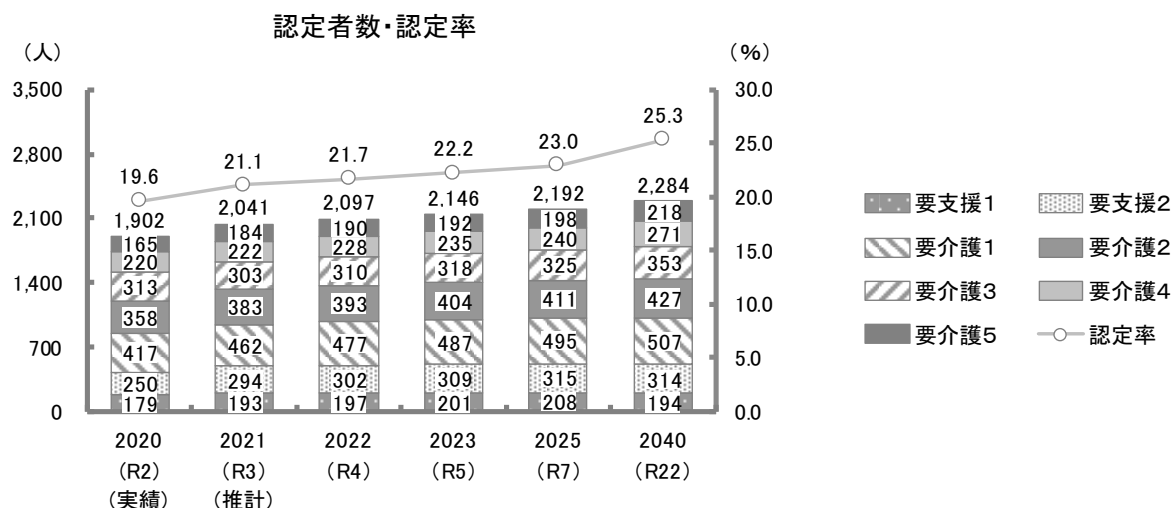
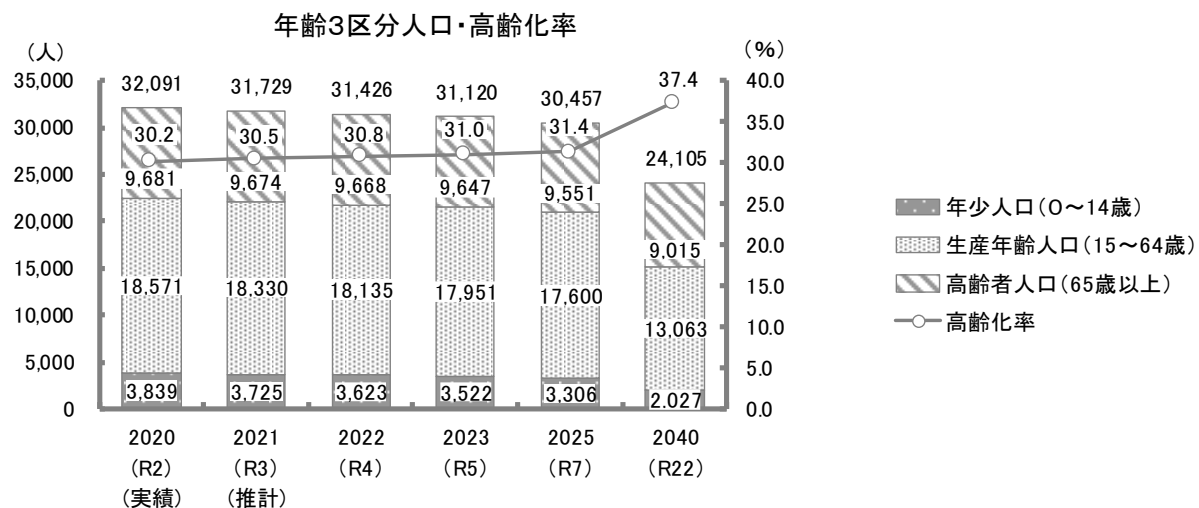


⑫山田圏域 (川島、十河、西植田、東植田)	総人口	22,211 人
	高齢者人口／高齢化率	6,541 人／29.4%
圏域の状況	認定率（第1号）	19.9%
高齢化率は市全体より高く、認定率は低くなっています。今後も上昇していくことが見込まれます。	認定率（後期高齢者）	36.7%
	高齢者の居場所数	15 か所
	老人クラブ数／会員数	26 団体／1,221 人



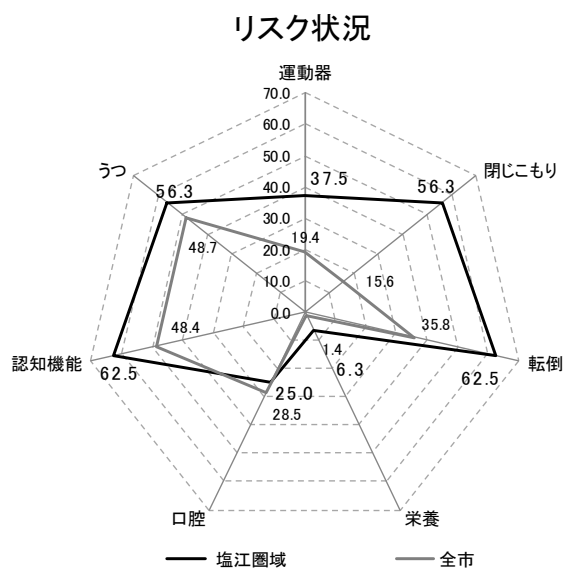
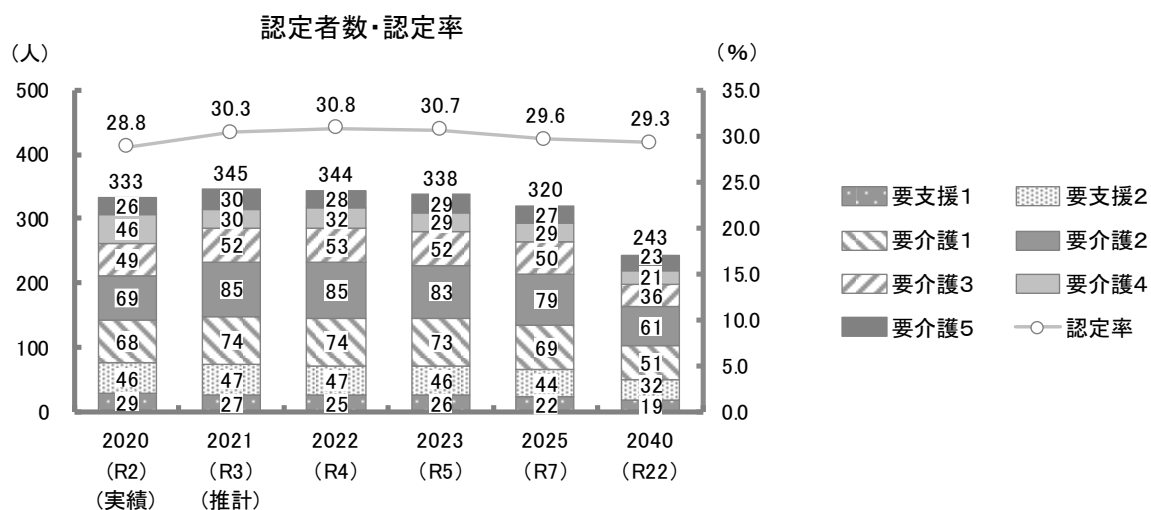
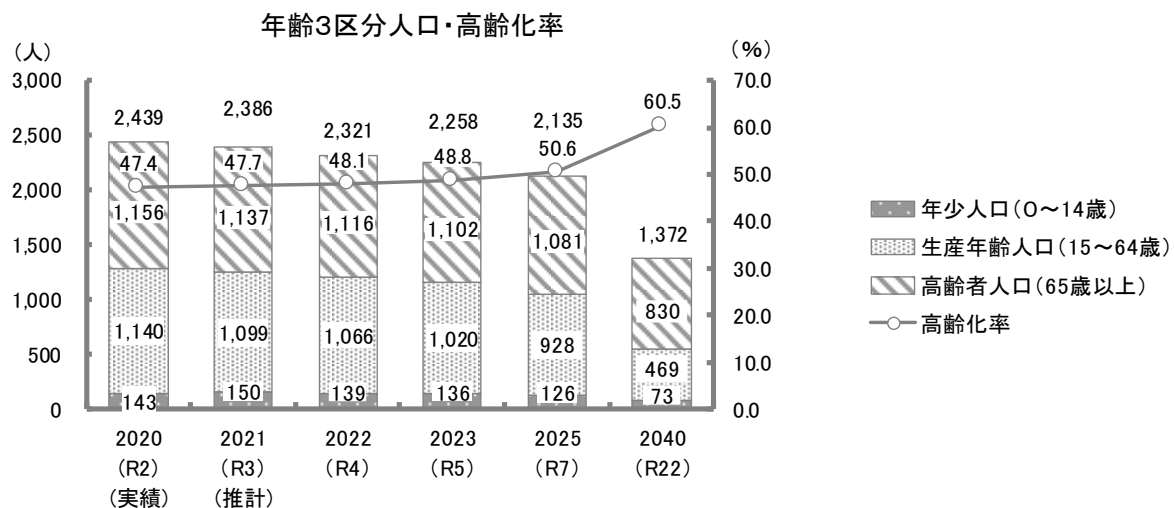
市全体に比べ、転倒のリスクが高くなっていますが、うつ、認知機能のリスクは低くなっています。

⑬勝賀・下笠居圏域 (香西、弦打、鬼無、下笠居)	総人口	32,091 人
	高齢者人口／高齢化率	9,681 人／30.2%
圏域の状況	認定率（第1号）	19.6%
高齢化率は市全体より高く、認定率は低くなっています。今後も上昇していくことが見込まれます。	認定率（後期高齢者）	34.7%
	高齢者の居場所数	27 か所
	老人クラブ数／会員数	33 団体／1,781 人



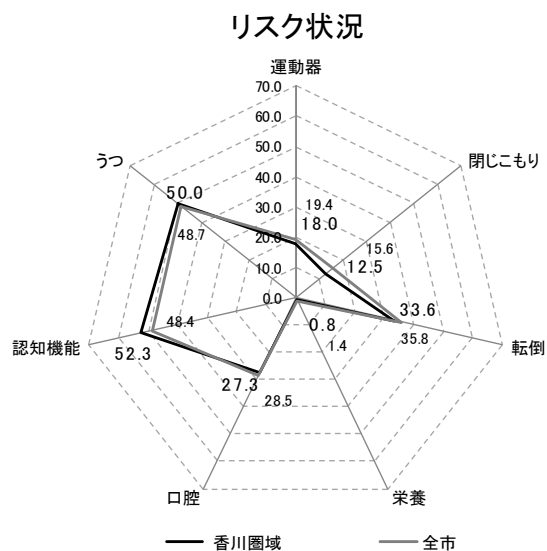
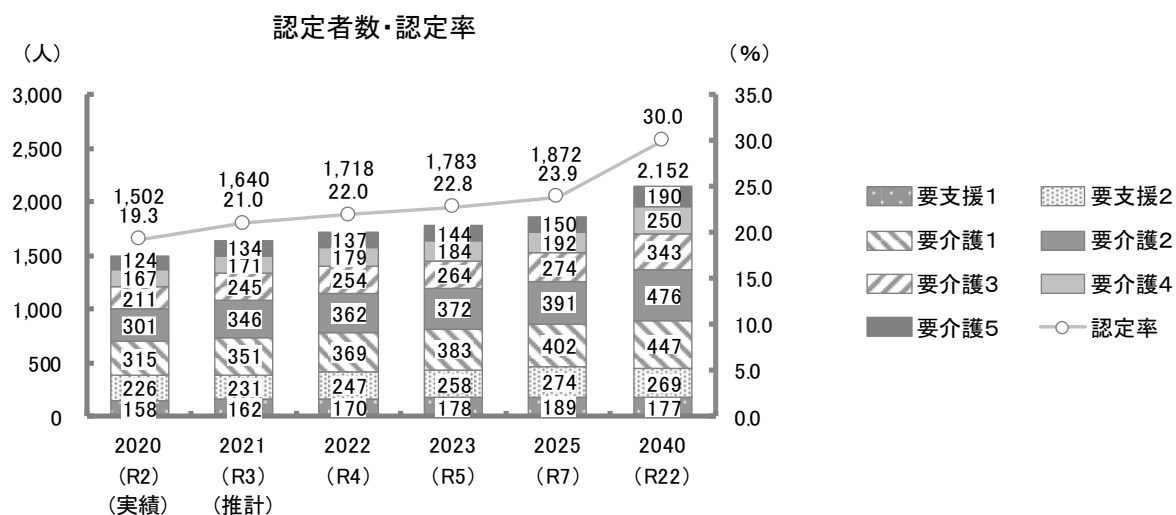
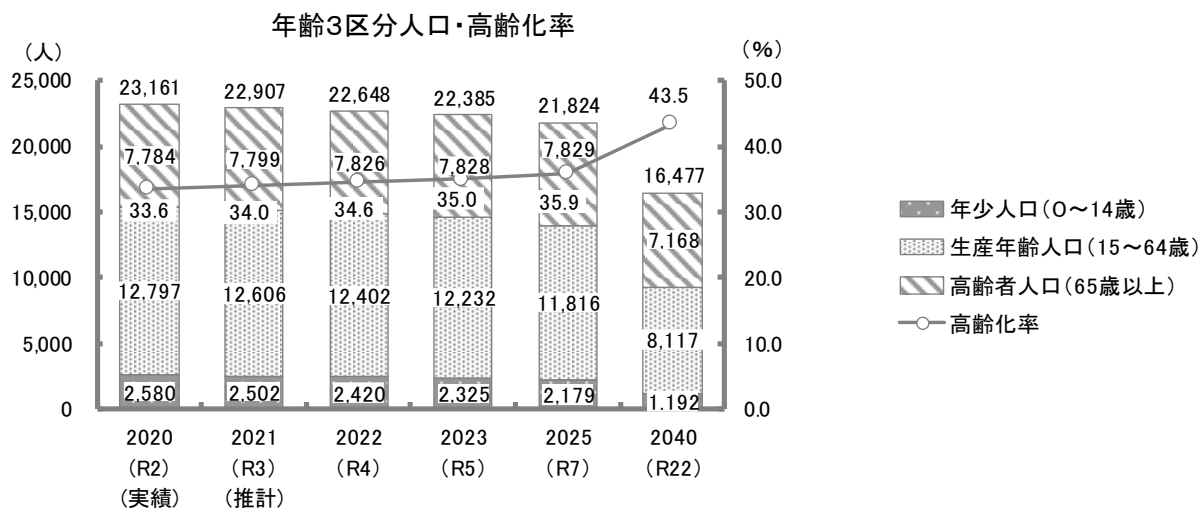
市全体に比べ認知機能、口腔のリスクが低くなっていますが、閉じこもりは高くなっています。

⑭塩江圏域 (塩江)	総人口	2,439 人
	高齢者人口／高齢化率	1,156 人／47.4%
圏域の状況	認定率（第1号）	28.8%
高齢化率・認定率ともに、市内で最も高くなっています。2025年には高齢化率が60%を超えることが見込まれます。	認定率（後期高齢者）	43.4%
	高齢者の居場所数	3 か所
	老人クラブ数／会員数	28 団体／1,261 人



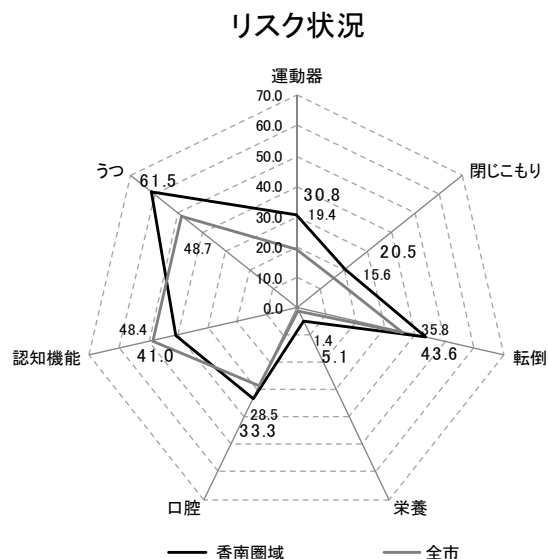
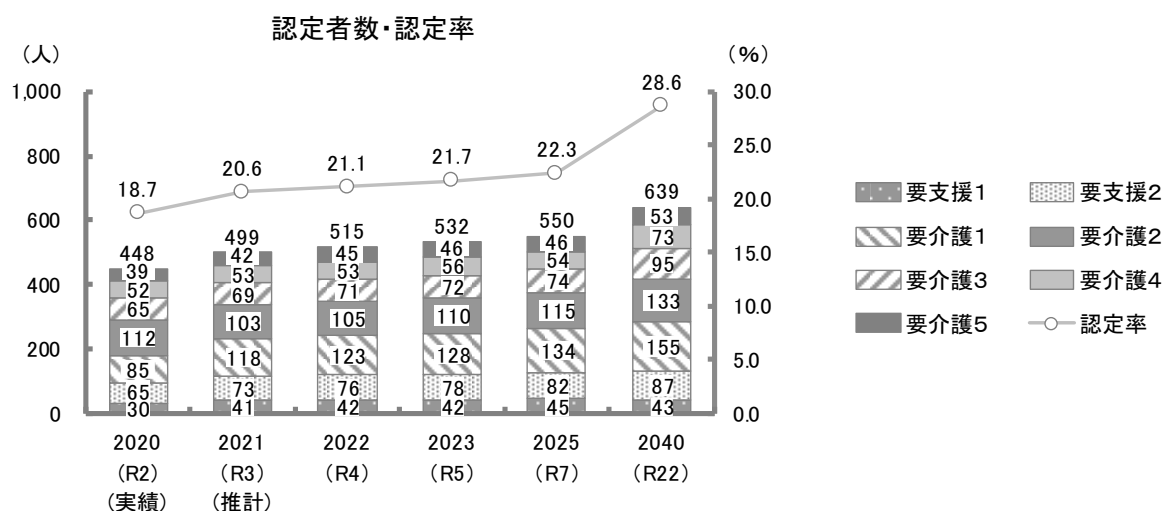
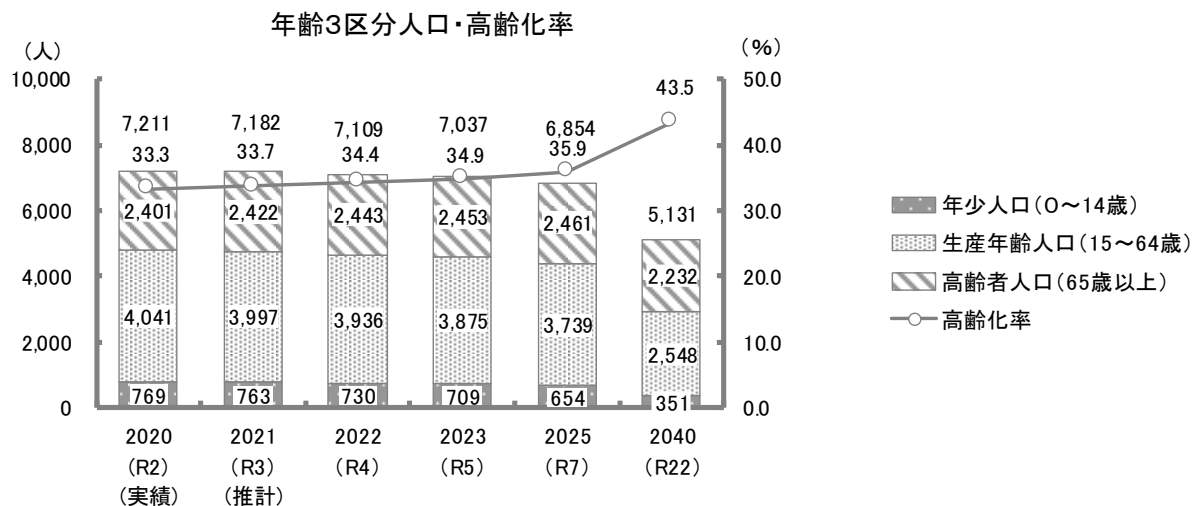
各項目とも市全体より高くなっていますが、
口腔のリスクは低くなっています。

⑮香川圏域 (香川)	総人口	23,161 人
	高齢者人口／高齢化率	7,784 人／33.6%
圏域の状況	認定率（第1号）	19.3%
高齢化率は市全体より高く、認定率は低くなっています。今後も上昇していくことが見込まれます。	認定率（後期高齢者）	36.2%
	高齢者の居場所数	16 か所
	老人クラブ数／会員数	24 団体／1,170 人



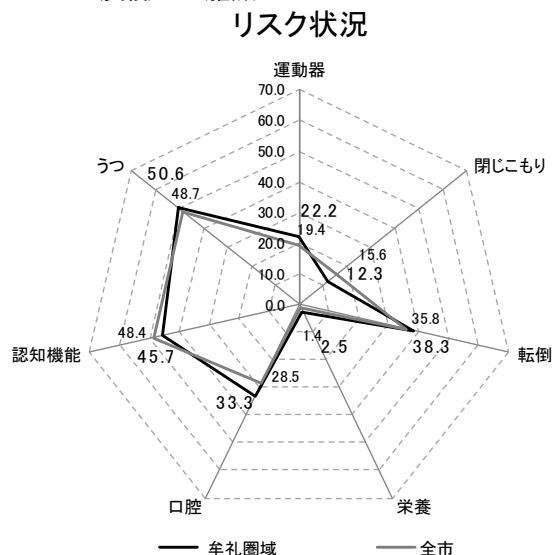
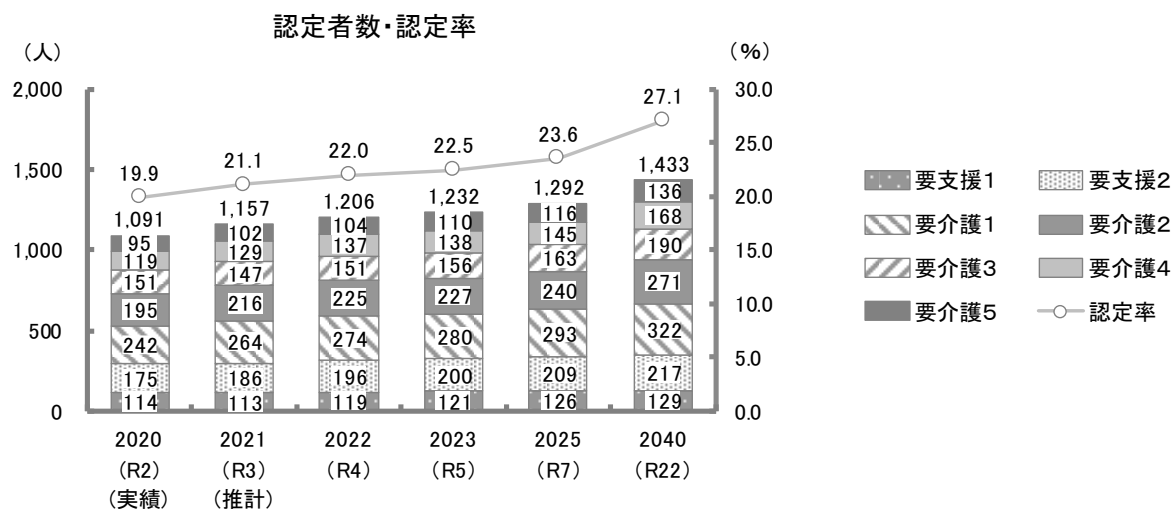
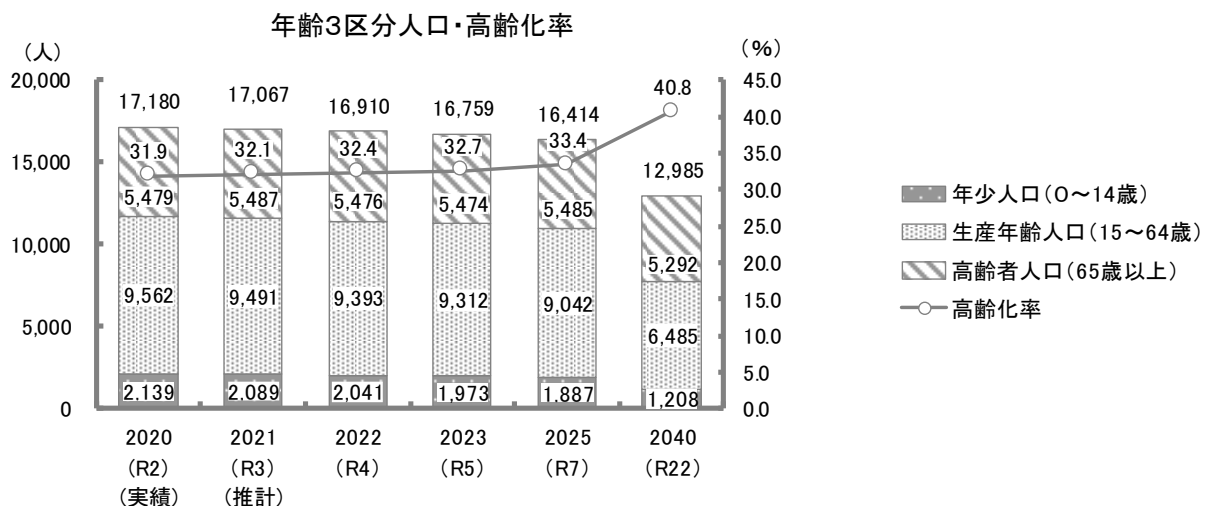
市全体に比べ、認知機能、うつのリスクは高くなっていますが、閉じこもり、転倒のリスクは低くなっています。

⑩香南圏域 (香南)	総人口	7,211 人
	高齢者人口／高齢化率	2,401 人／33.3%
圏域の状況	認定率（第1号）	18.7%
高齢化率は市全体より高く、認定率は低くなっています。今後も上昇していくことが見込まれます。	認定率（後期高齢者）	35.1%
	高齢者の居場所数	6 か所
	老人クラブ数／会員数	9 団体／554 人



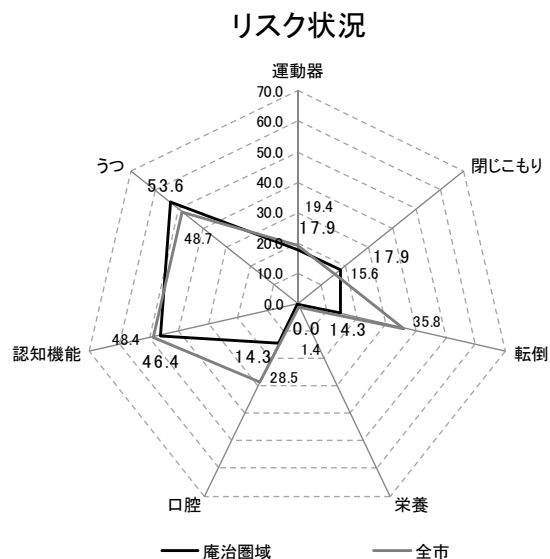
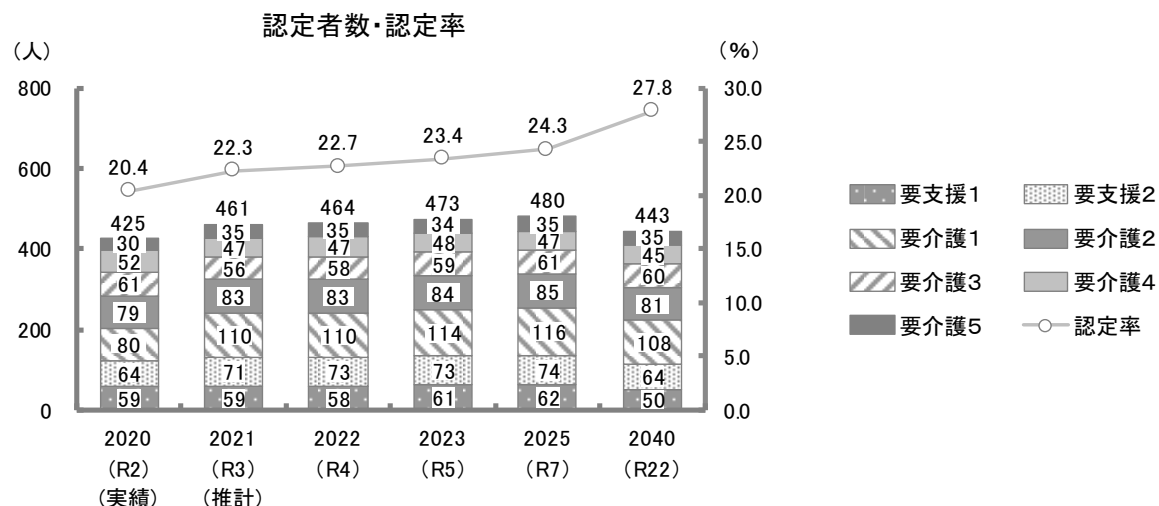
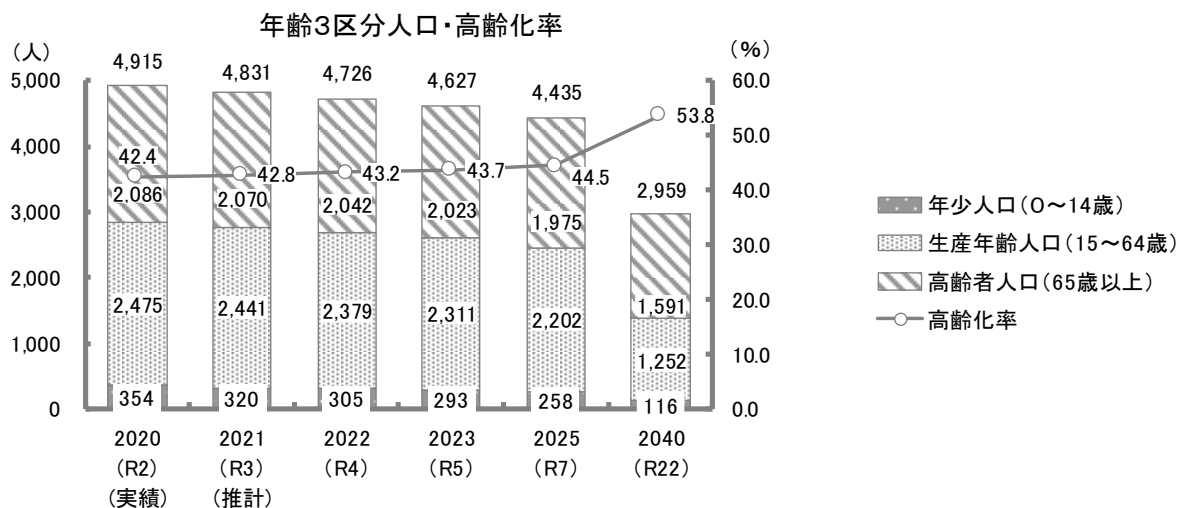
各項目とも市全体より高くなっていますが、認知機能のリスクは低くなっています。

⑰牟礼圏域 (牟礼)	総人口	17,180 人
	高齢者人口／高齢化率	5,479 人／31.9%
圏域の状況	認定率（第1号）	19.9%
高齢化率は市全体より高く、認定率は低くなっています。今後も上昇していくことが見込まれます。	認定率（後期高齢者）	36.3%
	高齢者の居場所数	8 か所
	老人クラブ数／会員数	16 団体／527 人



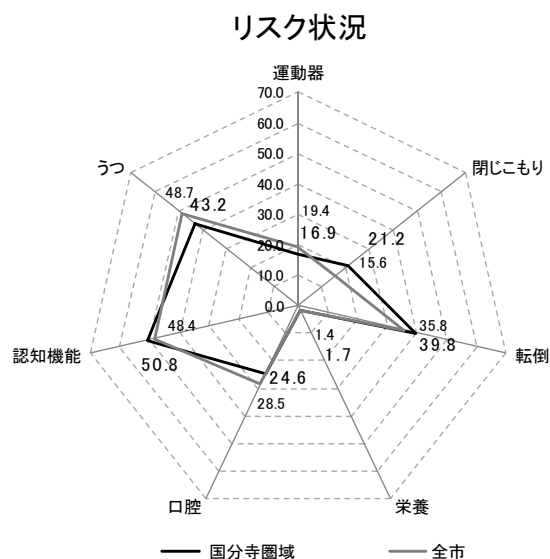
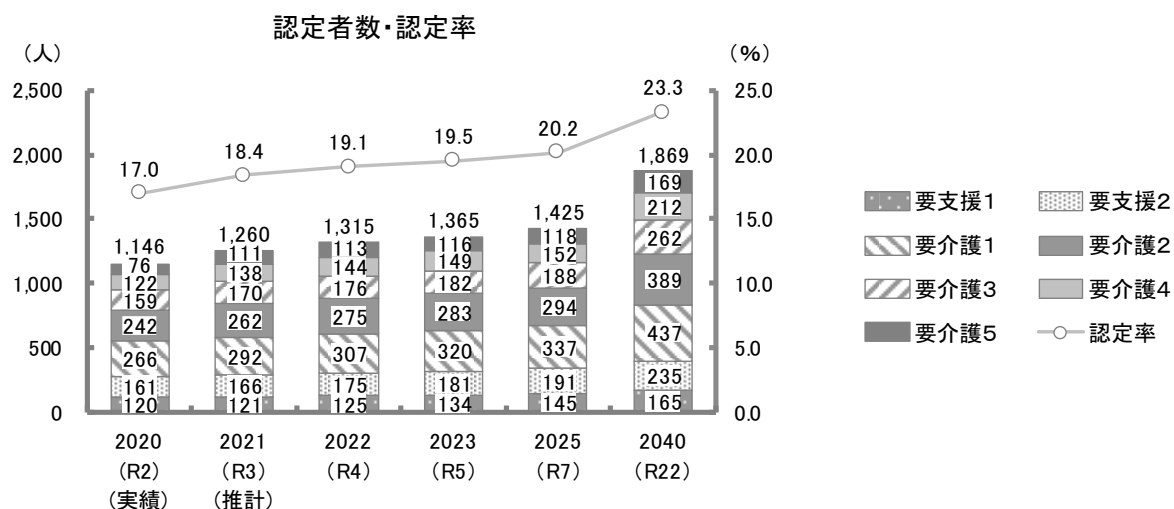
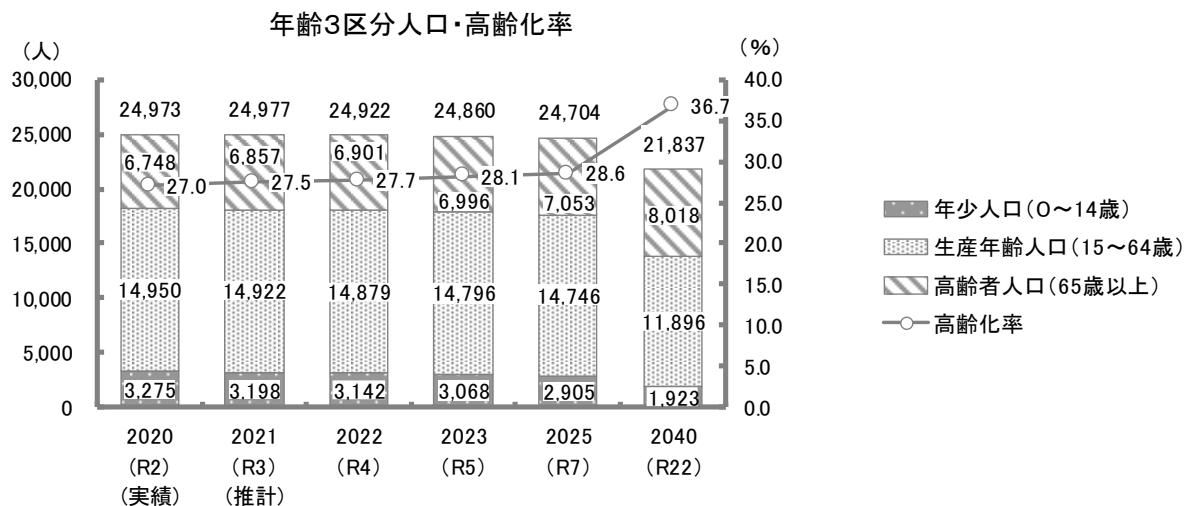
市全体に比べ口腔、運動器のリスクは高くなっていますが、閉じこもり、認知機能のリスクは低くなっています。

⑮庵治圏域 (庵治)	総人口	4,915 人
	高齢者人口／高齢化率	2,086 人／42.4%
圏域の状況	認定率（第1号）	20.4%
高齢化率は市全体より高く、認定率は低くなっています。今後も上昇していくことが見込まれます。	認定率（後期高齢者）	34.9%
	高齢者の居場所数	5 か所
	老人クラブ数／会員数	12 団体／488 人



各項目とも市全体よりも低い傾向で、特に転倒、口腔のリスクは低くなっていますが、うつ、閉じこもりのリスクは高くなっています。

⑪国分寺圏域 (国分寺)	総人口	24,973 人
	高齢者人口／高齢化率	6,748 人／27.0%
圏域の状況	認定率（第1号）	17.0%
高齢化率・認定率ともに、市全体より低くなっています。今後も上昇していくことが見込まれます。	認定率（後期高齢者）	32.3%
	高齢者の居場所数	13 か所
	老人クラブ数／会員数	8 団体／414 人



まとめ

市全体に比べ閉じこもり、転倒のリスクは高くなっていますが、うつ、口腔のリスクは低くなっています。

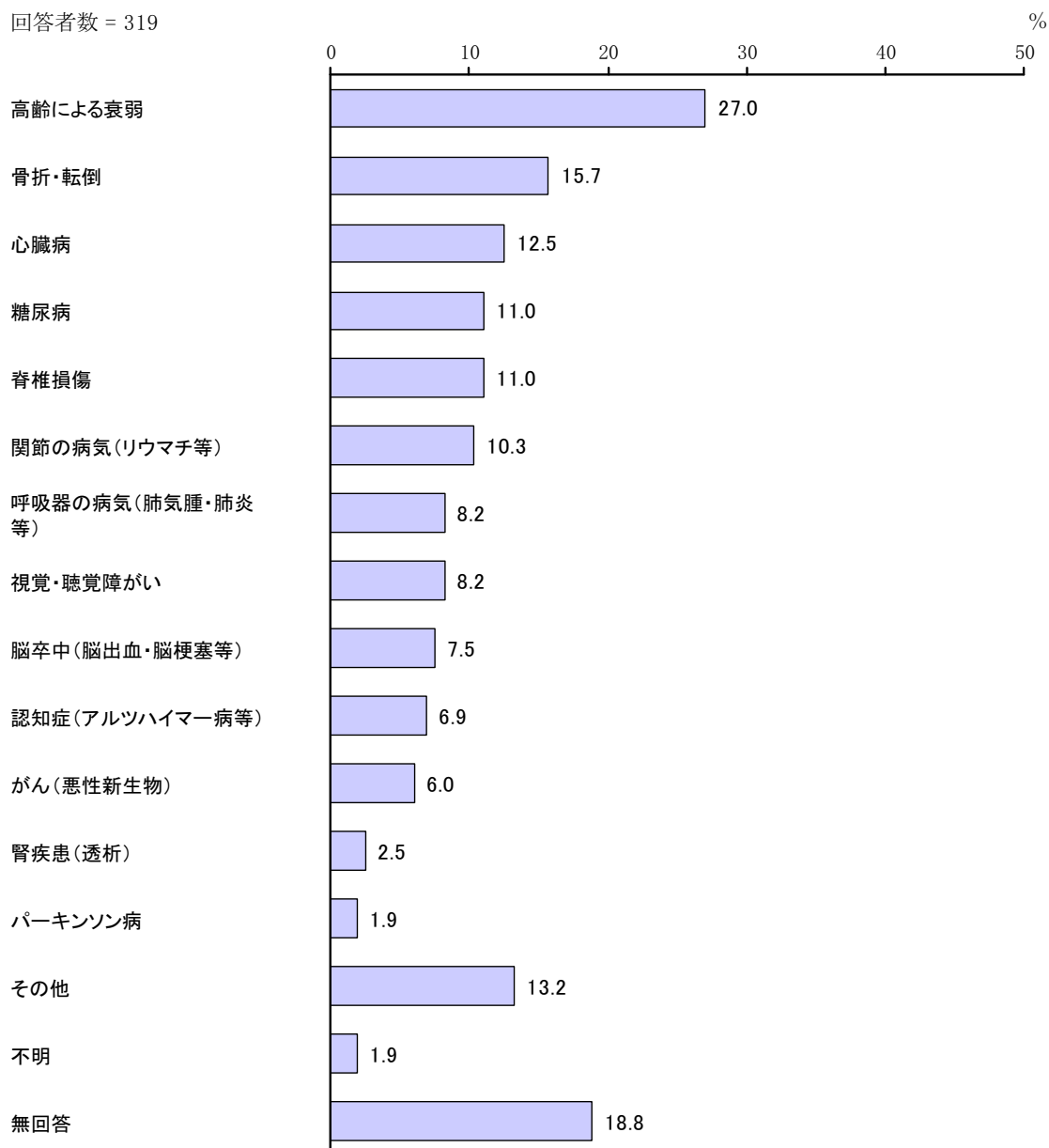
1 高齢者の暮らしと介護に関するアンケート調査結果（抜粋）

（1）家族や生活状況について

① 介護・介助が必要になった主な原因

介護・介助が必要になった主な原因をたずねたところ、「高齢による衰弱」と回答した人の割合が最も高く、27.0%となっています。次いで、「骨折・転倒」（15.7%）、「心臓病」（12.5%）と続いています。

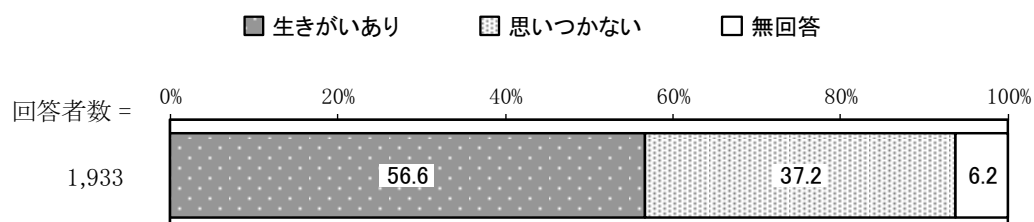
回答者数 = 319



(2) 毎日の生活について

① 生きがいの有無

生きがいの有無についてたずねたところ、「生きがいあり」と回答した人の割合は56.6%となっています。一方、「思いつかない」と回答した人の割合は37.2%となっています。

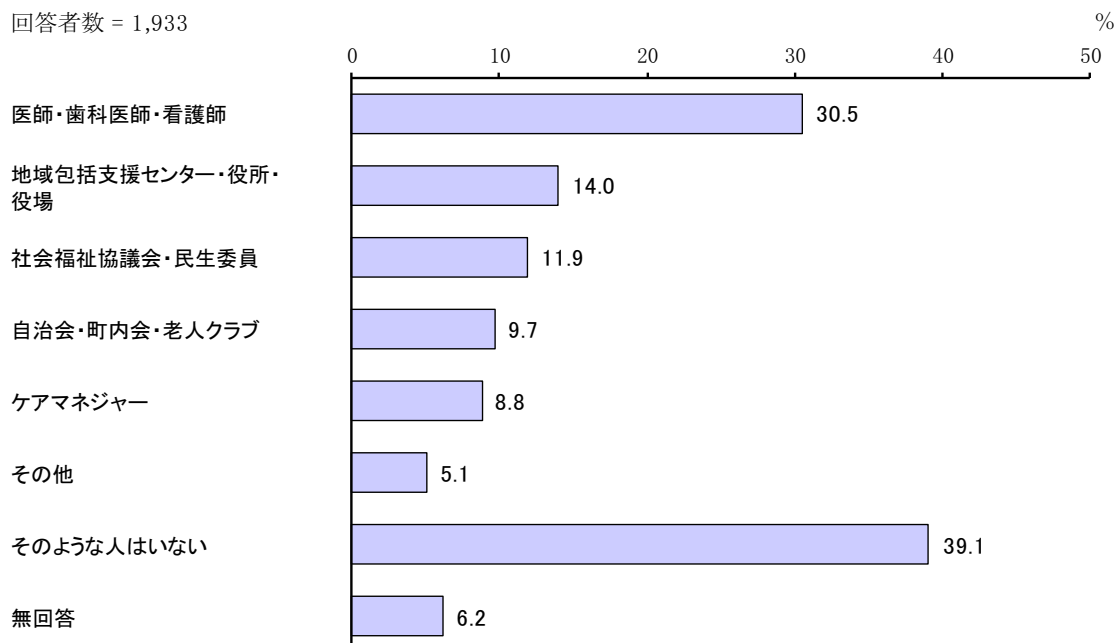


(3) 日常生活について

① 家族や友人・知人以外の相談相手

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手をたずねたところ、「そのような人はいない」と回答した人の割合は39.1%となっています。一方、54.7%の人は、家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手がいると回答しています。

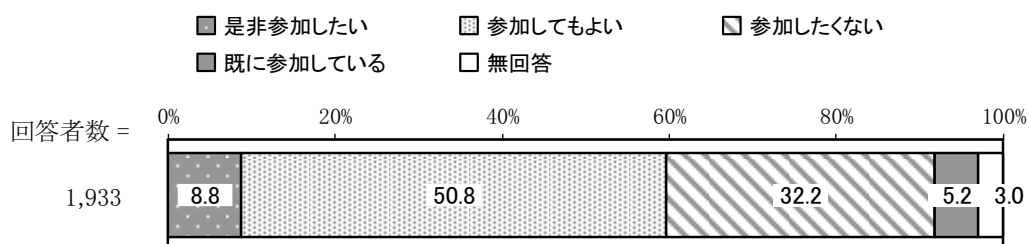
相談する相手は、「医師・歯科医師・看護師」と回答した人の割合が最も高く、30.5%で、次いで、「地域包括支援センター・役所・役場」(14.0%)、「社会福祉協議会・民生委員」(11.9%)となっています。



(4) 地域での活動について

① 地域でのグループ活動への参加者としての参加意向

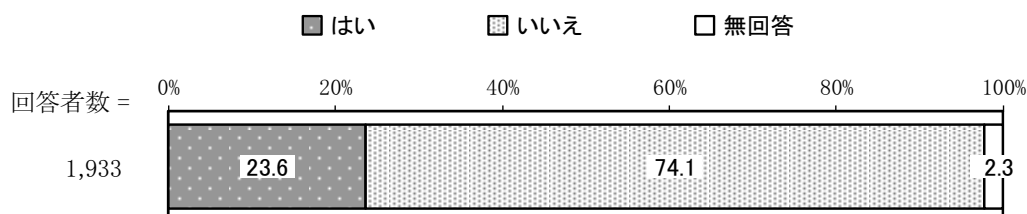
地域づくりへの参加意向をたずねたところ、「参加してもよい」と回答した人の割合が最も高く、50.8%となっています。次いで、「参加したくない」(32.2%)、「是非参加したい」(8.8%)となっています。



(5) 認知症にかかる相談窓口について

① 認知症に関する相談窓口の認知度

認知症相談窓口の認知度をたずねたところ、「はい」と回答した人の割合は23.6%となっています。一方、「いいえ」と回答した人の割合は74.1%となっています。

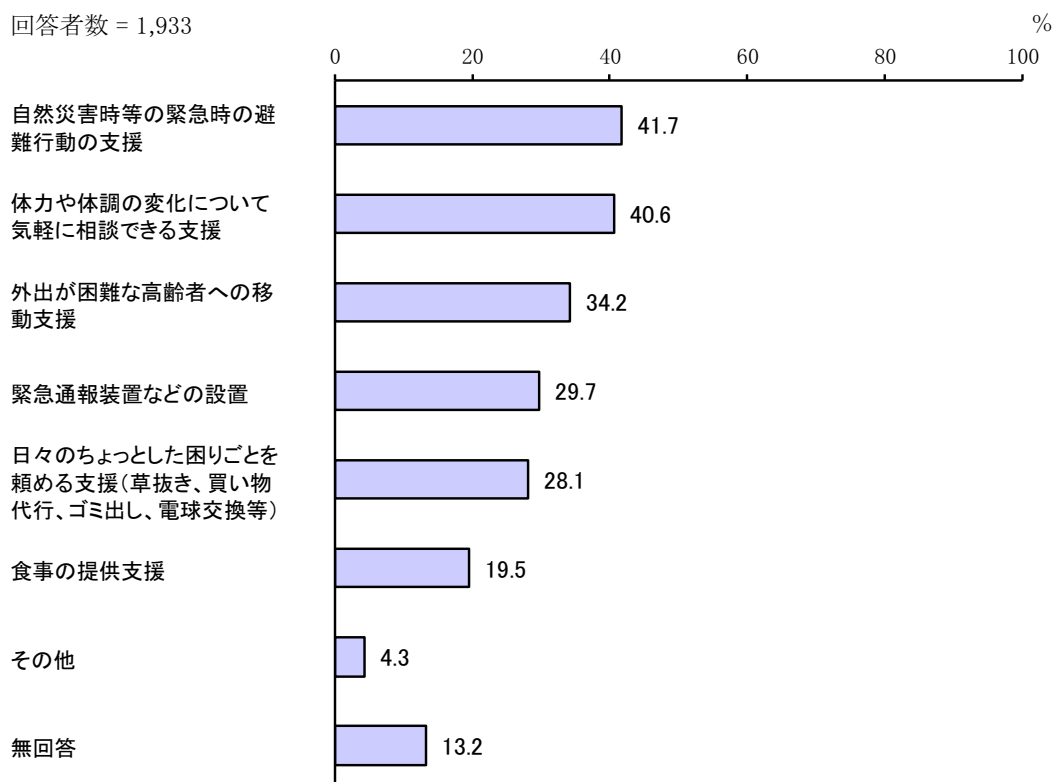


(6) 日常生活について

① 必要な生活支援

必要な生活支援をたずねたところ、「自然災害時等の緊急時の避難行動の支援」と回答した人の割合が最も高く、41.7%となっています。次いで、「体力や体調の変化について気軽に相談できる支援」(40.6%)、「外出が困難な高齢者への移動支援」(34.2%)となっています。

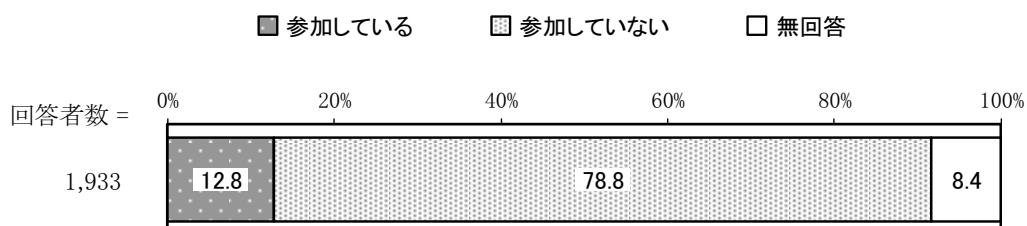
回答者数 = 1,933



(7) 社会参加について

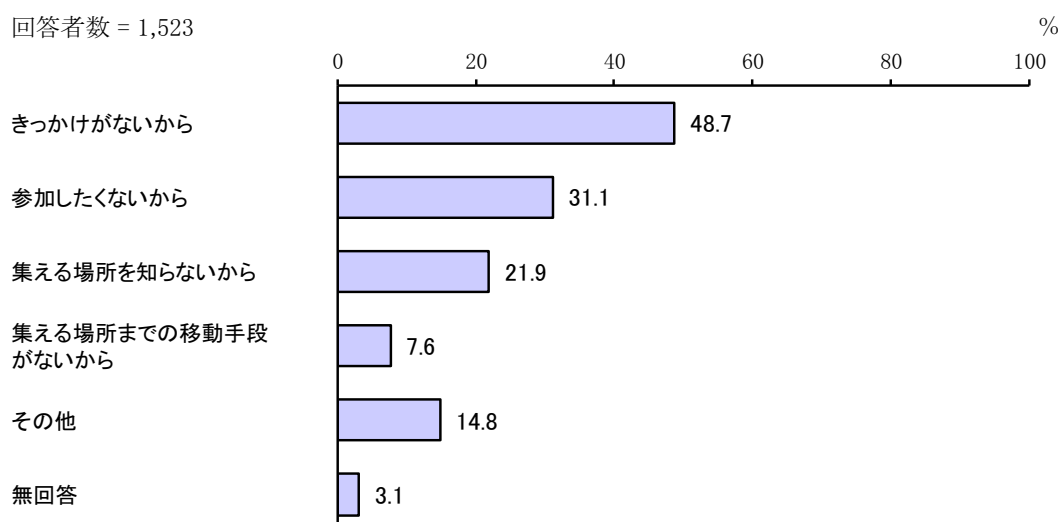
① 高齢者が気軽に集える場所への参加状況

高齢者が集える場所の参加状況をたずねたところ、「参加している」と回答した人の割合は12.8%となっています。一方、「参加していない」と回答した人の割合は78.8%となっています。



② 参加しない理由

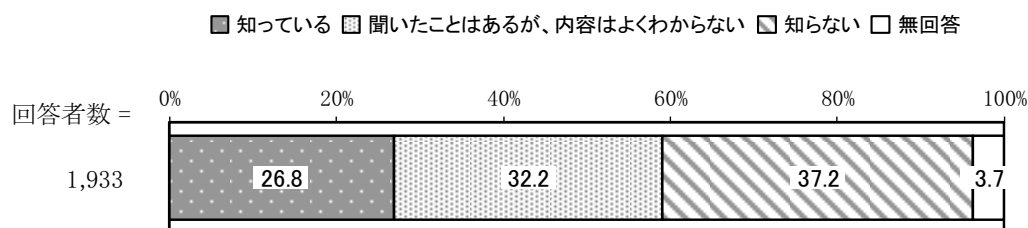
集える場所に参加しない理由をたずねたところ、「きっかけがないから」と回答した人の割合が最も高く、48.7%となっています。次いで、「参加したくないから」(31.1%)、「集える場所を知らないから」(21.9%)となっています。



(8) 地域包括支援センターについて

① 地域包括支援センターの認知度

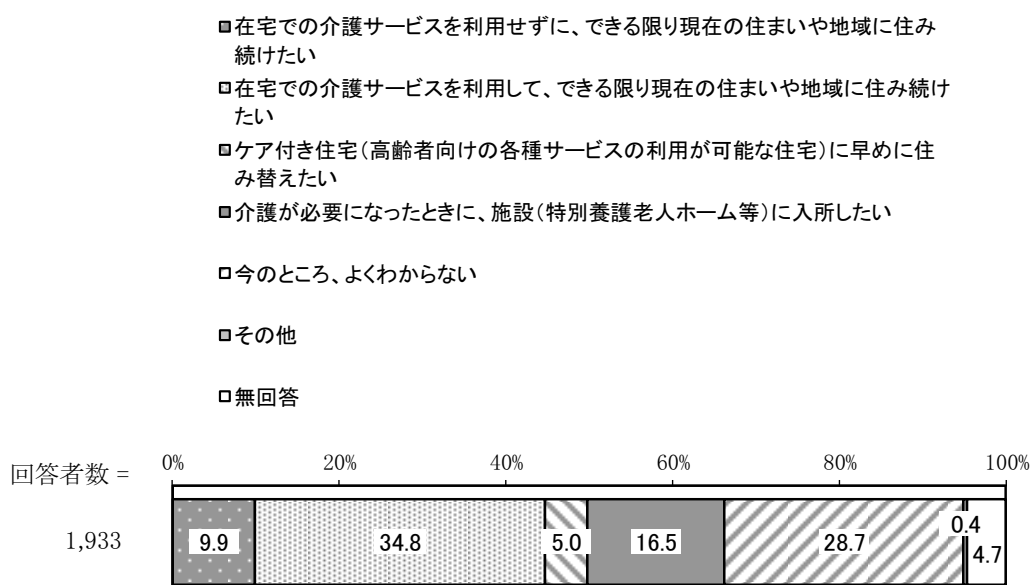
高松市地域包括支援センターの認知度をたずねたところ、「知らない」と回答した人の割合が最も高く、37.2%となっています。次いで、「聞いたことはあるが、内容はよくわからない」(32.2%)、「知っている」(26.8%)となっています。



(9) 高齢者施策について

① 将来の住まいと介護サービスの利用についての考え

自身の将来の住まいと介護サービスの利用についてたずねたところ、「在宅での介護サービスを利用して、できる限り現在の住まいや地域に住み続けたい」と回答した人の割合が最も高く、34.8%となっています。次いで、「今のところ、よくわからない」(28.7%)、「介護が必要になったときに、施設（特別養護老人ホーム等）に入所したい」(16.5%)となっています。

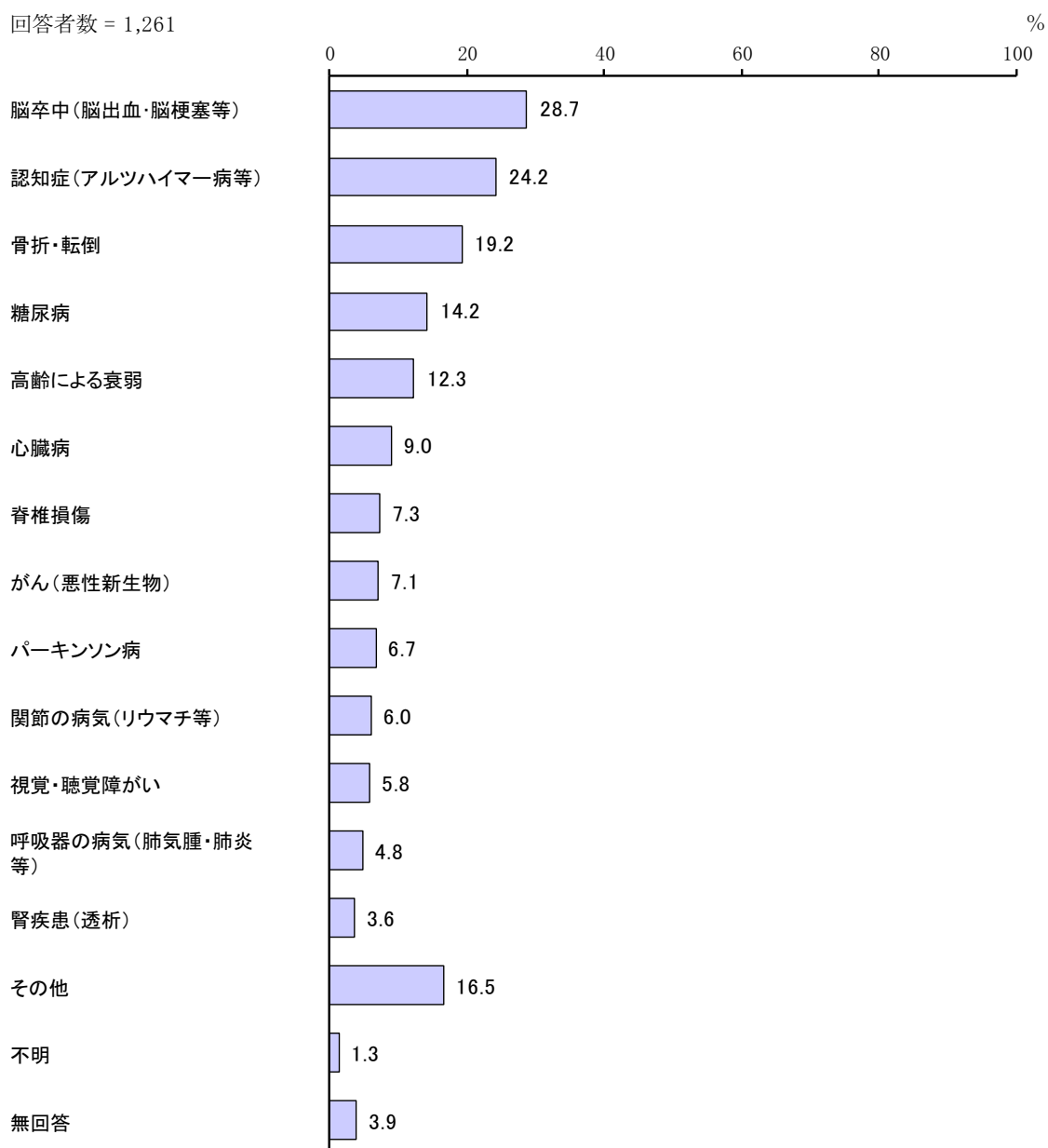


2 在宅介護実態調査結果（抜粋）

（１）介護・介助の状況

① 介護・介助が必要になった主な原因

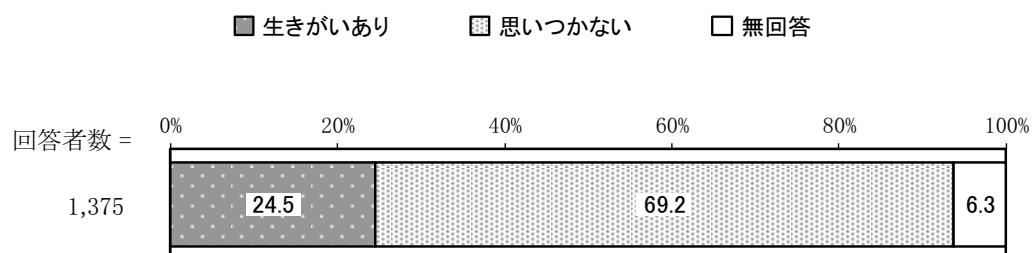
介護・介助が必要になった主な原因をたずねたところ、「脳卒中」と回答した人の割合が最も高く、28.7%となっています。次いで、「認知症」（24.2%）、「骨折・転倒」（19.2%）となっています。



(2) 毎日の生活について

① 生きがいの有無

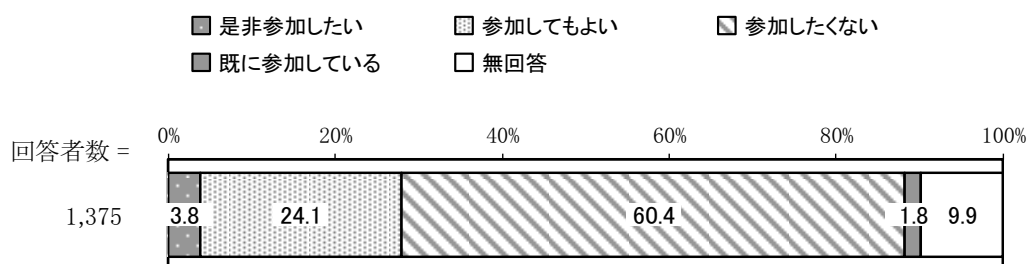
生きがいの有無についてたずねたところ、要介護認定者では「生きがいあり」と回答した人の割合は24.5%となっています。一方、「思いつかない」と回答した人の割合は69.2%となっています。



(3) 地域での活動について

① 地域でのグループ活動への参加者としての参加意向

地域づくりへの参加意向をたずねたところ、要介護認定者では「参加したくない」と回答した人の割合が最も高く、60.4%となっています。次いで、「参加してもよい」(24.1%)、「是非参加したい」(3.8%)と続いています。



第4章

第7期計画の進捗状況

1 第7期計画の成果指標の達成状況

第7期計画で設定した成果指標の達成状況は、下表のとおりです。

指標名	実績値				目標値
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域包括ケアシステムの構築に対する市民満足度(%)	23.9	22.0	26.9	25.4	25.5
介護・支援を必要としていない高齢者の割合(自立高齢者率)(%)	79.1	79.3	78.8	78.7	78.5
介護・支援を必要としていない後期高齢者の割合(自立後期高齢者率)(%)	61.7	62.4	61.8	62.1	62.1
生きがいがある高齢者の割合(%)	59.0	(※1) —	(※1) —	56.6	—

(※1)計画期間の開始前年度に実施する「高齢者の暮らしと介護に関するアンケート調査」により確認することから、平成29・30年度は実績がありません。

2 第7期計画の進捗状況

第7期計画において設定された重点課題と施策は下図のとおりであり、ここでは重点課題ごとの進捗状況と課題についてまとめています。

[基本理念]

住み慣れた地域で共に支え合い、高齢者が自分らしく安心して暮らし続けられる社会の実現

[基本目標]

共に支え合う地域づくり

自分らしい生活と生きがいづくり

安心して暮らし続けられる環境づくり

[重点課題]

包括的な支援体制の構築

介護予防と社会参加の推進

生活環境の充実

[施策]

- 1 在宅医療・介護連携の充実
- 2 介護保険サービスの充実
- 3 生活支援・見守り体制の充実
- 4 家族介護支援の推進
- 5 認知症施策の推進
- 6 地域包括支援センターの機能強化
- 7 包括的な相談支援体制の推進

- 1 介護予防・重度化防止の推進
- 2 居場所づくりの推進
- 3 社会参加・生きがいづくりの促進
- 4 健康都市推進ビジョンの推進
- 5 感染症予防対策の充実

- 1 住まいの整備・充実
- 2 公共交通サービスの充実
- 3 安全で住みよい環境づくりの推進
- 4 災害時の援護体制の充実

(1) 重点課題 1 包括的な支援体制の構築

施策	区分	目標値	実績値		目標値	実績値		目標値
		平成 30 年度	平成 30 年度	達成度	令和 元年度	令和 元年度	達成度	令和 2 年度
1 在宅医療・ 介護連携の 充実	多職種連携構築度 評価平均得点(点)	5.0	5.0	100%	5.5	5.6	102%	6.0
	要介護者の在宅比 率(%)	78.6	79.1	101%	78.2	79.9	102%	77.4
2 介護保険サ ービスの充 実	第7期計画期間中 の施設・居住系サ ービスの整備率※ (%)	-	-	(※1)	16.5	7.6	46.1%	100.0
	介護相談員派遣受 入事業所数(か所)	25	27	108%	27	27	100%	30
	ケアプラン点検件 数(件)	170	640	376%	180	229	127%	190
3 生活支援・ 見守り体制 の充実	見守り協定締結事 業者数(事業者)	78	82	105%	81	87	107%	84
4 家族介護支 援の推進	介護相談専用ダイ ヤルの相談件数 (件)	350	443	127%	375	489	130%	400
5 認知症施策 の推進	認知症初期集中支 援チームの支援が 医療や介護保険サ ービス等につなが った割合(%)	100.0	82.0	82%	100.0	71.0	71%	100.0
	認知症サポーター 養成人数(累積) (人)	43,000	46,146	107%	46,000	50,188	109%	49,000
6 地域包括支 援センター の機能強化	総合相談支援件数 (件)	22,070	25,194	114%	22,950	23,229	101%	23,860
	地域ケア小会議に おける個別課題の 検討件数(件)	116	114	98%	148	104	77%	148
7 包括的な相 談支援体制 の推進	地域福祉ネットワ ーク会議を設置 し、地域の課題解 決に向けた検討を 行っている地区数 (地区)	44	39	89%	44	39	89%	44

(※1) 第7期計画期間(平成30年度～令和2年度)における、施設・居住系サービスの整備予定数に対する達成割合であり、令和元年度から集計を行います。

(2) 重点課題2 介護予防と社会参加の推進

施策	区分	目標値	実績値		目標値	実績値		目標値
		平成 30 年度	平成 30 年度	達成度	令和 元年度	令和 元年度	達成度	令和 2 年度
1 介護予防・ 重度化防止 の推進	各種介護予 防教室延べ 参加者数 (人)	33,500	46,345	138%	33,700	42,315	126%	33,850
	居場所やサ ロンにおけ る「のびの び元気体操」普及率 (%)	75.0	90.0	120%	90.0	97.7	109%	100.0
2 居場所づく りの推進	主観的健康 感の維持向 上率(%)	93.0	93.6	101%	94.0	95.5	102%	95.0
	通いの場へ の参加者実 人数(人)	6,270	5,551	89%	6,450	5,341	83%	6,630
3 社会参加・ 生きがいつ くりの促進	多世代交流 を実施して いる割合 (居場所) (%)	20.0	18.7	94%	25.0	19.3	77%	30.0
	シルバー人 材センター 会員の就業 実人数(人)	1,504	1,231	82%	1,527	1,201	79%	1,550
4 健康都市推 進ビジョン の推進	「元気を広 げる人」養 成講座修了 者数(累積) (人)	801	792	99%	851	825	97%	901
	特定健康診 査受診率 (%)	60.0	42.0	70%	60.0	45.5	76%	60.0
5 感染症予防 対策の充実	高齢者の肺 結核患者に おける喀痰 塗沫陽性者 の割合(%)	66.7 以下	44	100% 以上	66.7 以下	65.2	100% 以上	66.7 以下

(3) 重点課題3 生活環境の充実

施策	区分	目標値	実績値		目標値	実績値		目標値
		平成 30 年度	平成 30 年度	達成度	令和 元年度	令和 元年度	達成度	令和 2 年度
1 住まいの整備・充実	「住みやすさ」に対する市民満足度（70 歳以上）（％）	91.4	89.4	98%	91.9	88.3	96%	92.4
2 公共交通サービスの充実	ゴールドIruCa 保有率（％）	28.2	26.1	93%	31.2	28.3	91%	34.2
	ノンステップバス導入率（％）	73.4	76.0	104%	77.5	73.0	94%	81.6
3 安全で住みよい環境づくりの推進	高齢者の消費生活相談における解決割合（他機関への誘導を含む）（％）	99.5	98.7	99%	99.5	99.2	99%	99.5
	高齢者交通安全教室参加者数（人）	5,000	4,430	89%	5,000	4,773	95%	5,000
4 災害時の援護体制の充実	避難行動要支援者名簿の新規登録率（％）	20.0	12.5	63%	20.0	11.7	59%	20.0
	コミュニティ単位の防災訓練のうち、避難所運営等訓練実施率（％）	90.0	85.7	95%	95.0	72.7	77%	100.0

3 前期計画の評価

(1) 基本目標 1 共に支え合う地域づくり

本市では、支援や介護が必要な状態になっても、高齢者やその家族が安心して暮らせるよう、相談支援体制の充実や、地域福祉ネットワーク会議の設置等による地域の課題解決に向けた取組を推進してきました。

高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査結果をみると、必要な生活支援として、「体力や体調の変化について気軽に相談できる支援」の割合が高くなっています。また、家族や友人・知人以外の相談先として、最も多いのは「医師・歯科医師・看護師」の30.5%、次いで「地域包括支援センター・役所・役場」の14.0%、「社会福祉協議会・民生委員」の11.9%と続いており、公的機関等の割合が低い傾向にあります。「高松市地域包括支援センター」の認知度も26.8%と低い状況です。

また、認知症になっても安心して暮らせるために重点を置くべきことは、多い順に「認知症のことを相談できる窓口・体制の充実」の58.3%、次いで「認知症の人が利用できる介護施設の充実」の53.0%、「家族の身体的・精神的負担を減らす取組」の52.7%となっており、相談支援体制や、生活支援サービスの充実を図っていく必要があります。

国においては、「地域共生社会」の理念の下、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を進めており、その推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策、その他の関連施策との連携に配慮するよう努めることとされています。制度・分野の枠を超え、地域の様々な資源を活用し、地域のつながりを強化していくことが必要です。

こうした中、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくためには、必要な支援を必要なタイミングで受けることが必要です。そのためには、適切な情報提供や相談体制の充実が求められます。また、一人暮らし高齢者世帯や、高齢者が高齢者の介護を行う世帯では、家族の介護力に限界があり、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、医療、介護といった専門的なサービスの充実とともに、住民が主体となった身近な助け合いや、孤立化を防止するための見守り等のさらなる取組が必要となります。

さらに、医療との連携において、今後の連携強化に向けて、医療関係者と介護関係者の理解のもと、情報交換の場の確保や情報を共有する場の充実が必要となります。

認知症施策においては、国では認知症施策推進大綱等を踏まえ「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進しており、認知症の理解を深めるため、認知症予防を進めるとともに、地域住民や地域資源、関係者などと協力し、家族介護を含めた支援体制の強化が求められます。

(2) 基本目標 2 自分らしい生活と生きがいづくり

本市では、地域全体での健康づくりや介護予防・重度化防止に向けた取組、さらに高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、高齢者同士や異世代間の交流の場づくりや、高齢者の多様な社会参加の機会の創出を進めてきました。

高齢者に対するアンケート調査結果をみると、「生きがいあり」の割合は、高齢者で56.6%、要介護認定者で24.5%となっています。また、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加者として「参加してもよい」人の割合は、高齢者で50.8%、要介護認定者で24.1%となっています。

一方で、要介護者に対するアンケート調査結果をみると、介護・介助が必要になった主な原因として「脳卒中」の割合が28.7%と最も高く、次いで「認知症」「骨折・転倒」と続いています。

支援や介護が必要な状態になっても、高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく生きがいのある充実した生活を送ることができる社会づくりのためには、持続的かつ現実的な生きがいづくり・介護予防事業を展開していくことが重要です。また、高齢者が長年培ってきた優れた技術や経験、知識等の持てる力を発揮できる活躍の場、社会参加の場の確保と仕組みづくりの構築が必要であるとともに、生活機能が低下する前の健康な時から、個人に合わせた適切な予防を行うなど、健康寿命の延伸に向け、介護予防・重症化予防を推進していく必要があります。

また、高齢者に対するアンケート調査結果をみると、高齢者が集える場所に「参加している」割合は、高齢者は1割程度となっています。また、集える場所に参加しない理由として、高齢者では「きっかけがないから」「参加したくないから」の意見が多くなっています。

既存の市有施設での地域住民の交流・レクリエーションの他、高齢者同士や世代間交流の場では、参加者が固定化する傾向にあるため、通いの場等の活用の効果及びこれまで参加したことのない地域住民への、参加促進のための周知啓発について検討することが必要です。

(3) 基本目標 3 安心して暮らし続けられる環境づくり

本市では、生活の基盤としての高齢者のニーズに応じた住まいの確保や、高齢者にやさしい居住・生活環境、災害時における支援体制の充実を図ってきました。

高齢者に対するアンケート調査結果をみると、今後、介護が必要になった場合の住まいと介護サービスの利用希望について、「在宅での介護サービスを利用して、できる限り現在の住まいや地域に住み続けたい」と回答した人の割合が最も高く、34.8%となっています。

また、必要な生活支援については、「自然災害時等の緊急時の避難行動の支援」と回答した人の割合が最も高く41.7%、次いで、「体力や体調の変化について相談できる支援」が40.6%、「外出が困難な高齢者への移動支援」が34.2%と続いています。

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心・快適に暮らし続けていくためには、高齢者が住みよい住環境づくり、交通安全対策、災害時等の防災対策などを展開していくことが重要です。

今後、高齢者人口の急増期を迎えるに当たり、できる限り在宅生活ができるような支援に努めることが必要であるとともに、一人暮らし世帯の増加や家族等が介護できなくなる状況を見据えて、高齢者が介護を受けながら現在の住居より安心して自立した暮らしを送ることのできる有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいについて、市内での必要量を見極めながら適切に供給される環境を確保する必要があります。

また、本市では交通系ICの活用やノンステップバスの導入等を進めており、高齢者等、身体機能の低下した場合でも健康な人と同じように外出ができ、公共施設の利用、日常的な活動や社会参加活動が特に支障なく行えるよう、さらなる移動支援の充実が必要です。

さらに、安心・安全に暮らすという観点から、地震などの災害時や緊急時に対応する防災対策の推進が求められます。本市で進めている大規模災害発生時の避難行動要支援者の登録情報が安否確認等に役立つよう、情報の更新等を適宜行い、避難行動要支援者名簿の未登録者に対しては、制度の周知・啓発を行うなど、登録率の向上を図ることが必要です。

第Ⅱ部 ビジョン編

計画の基本方針

1 第8期計画における基本的な考え方

(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤の整備

全国的には、総人口が減少に転じる中、高齢者数は増加し、高齢化が進展しています。また、2025（令和7）年には、団塊の世代が75歳以上となり、さらにその先を展望すると、2040（令和22）年には、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口はピークを迎えると見込まれています。

本市の推計人口においても、65歳未満人口の減少と65歳以上人口の増加が続き、高齢化率は緩やかに上昇を続ける見込みとなっています。

介護サービス基盤の整備に当たっては、こうした状況を踏まえ、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら計画的に進めます。

(2) 介護予防・重度化防止の充実

介護保険制度の基本理念は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止であるとされています。

こうした介護保険の趣旨を関係者と共有したうえで、個人の健康づくりや介護予防の取組だけではなく、介護予防の通いの場としての居場所の充実等、地域の実情に応じた自立支援・重度化防止に向けた取組を支援し、介護予防・生活支援サービスの充実を図ります。

また、国は団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる2040（令和22）年までに健康寿命の延伸を図るため、介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施することとしています。

本市においても居場所などを活用し、これまでの生活習慣病予防と介護予防を一体的に実施していく必要があります。

(3) 認知症施策のさらなる展開

認知症は高齢になるにつれて発症率が高くなるといわれており、本市においても2025（令和7）年、2040（令和22）年に向けて、65歳以上の高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者が増加すると見込まれます。

2019（令和元）年に国がとりまとめた「認知症施策推進大綱」には、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪として、認知症施策を推進していくという基本的な考え方が示されています。

高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、早期発見・早期対応に向けた関係機関の連携体制の充実、介護者への支援等とともに、認知症への正しい知識を持ち、認知症本人やその家族、地域の人と共に「支援する人、される人」の関係をを超えて助け合う地域づくりを推進します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた支え合いの仕組みづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域の見守り体制や相談支援体制の充実、生活支援サービスの確保を図り、高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくりを進めていく必要があります。

また、一人暮らし高齢者世帯や高齢者が高齢者の介護を行う世帯では、家族の介護力に限界があり、医療、介護といった専門的なサービスの充実とともに、住民が主体となった身近な助け合いや、孤立化を防止するための見守り等の取組をさらに充実させることも必要です。

今後、高齢化が一層進む中で、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会を目指し、実現に向けた中核的な基盤となり得る、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

(5) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えとして、介護サービス事業所等と連携した、防災や感染症対策についての周知啓発・研修等及び災害や感染症の発生時に必要な物資等についての備蓄・調達状況の確認等が必要です。

また、平時からICTを活用した会議の実施等による業務のオンライン化を推進することは、災害・感染症対策として重要であるほか、今後「新しい生活様式」に対応するためには、高齢者の日常生活においてもICTを利活用する必要性が高まるため、高齢者の生活と密接に関わる場面を想定し、ICT利活用の支援を推進します。

2 基本理念と成果指標

第7期高松市高齢者保健福祉計画では、地域包括ケアシステムの「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、高齢者のみでなく、障がい者や子どもへの支援にも広げた包括的な支援体制の構築を推進し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」実現を目指し、土台づくりを推進してきました。

また、健康づくりや介護予防の取組の支援、住民や事業者など地域全体への普及・啓発、通いの場である居場所の充実等、地域の実情に応じた自立支援・重度化防止に向けた取組を支援することにより、活動的で生きがいを持った生活を営むことができる地域づくりを推進しています。

今後は、第7期計画で進めてきた取組をさらに充実させていくとともに、地域共生社会の考え方を踏まえながら、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的な支援体制の構築に向け、包括的な相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に推進していく必要があります。

このようなことから、第8期高松市高齢者保健福祉計画においては、第7期計画の基本理念を引き継ぐとともに、これまで進めてきた取組をさらに発展させていくこととします。

住み慣れた地域で共に支え合い、
高齢者が自分らしく
安心して暮らし続けられる社会の実現

指標名	現況値	目標値		
	2019 (R1)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
地域包括ケアシステムの構築に対する市民満足度	25.4	25.6	25.8	26.0
介護・支援を必要としていない高齢者の割合（自立高齢者率）	78.7	78.5	78.5	78.5
介護・支援を必要としていない後期高齢者の割合（自立後期高齢者率）	62.1	62.1	62.1	62.1
生きがいがある高齢者の割合※	56.6	—	59.0	—

※計画期間の開始前年に実施する「高齢者の暮らしと介護に関するアンケート調査」により確認するため、2022（令和4）年の数値を第8期計画期間の目標値とします。

地域共生社会の実現へ

地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者だけでなく、対象を障がい者や子どもにも広げた包括的な支援体制の構築により、対象者ごとの福祉サービスを「縦割り」から「丸ごと」へと転換

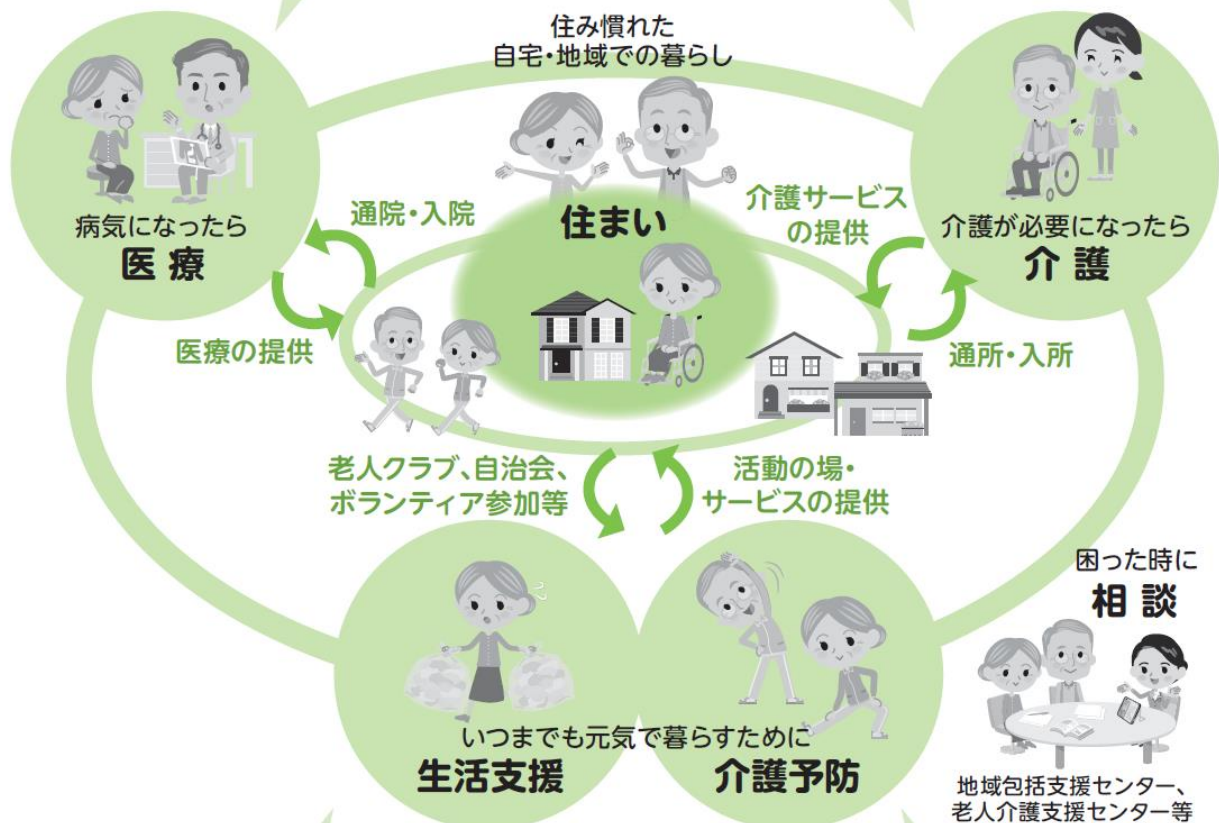
高松市の地域包括ケアシステムの概要

高松市では・・・

「高松市在宅医療介護連携推進会議」の開催等、在宅医療・介護の情報共有と連携強化を推進しています。

高松市では・・・

多様な居宅サービス、施設・居住系サービスがあり、サービスの質的向上にも取り組んでいます。



高松市では・・・

地域住民等の多様な主体による、居場所づくりや支え合い・見守りの体制づくりに取り組んでいます。

高松市では・・・

高齢者が、自主的に介護予防に取り組むための各種教室開催のほか、自治会、老人クラブ、NPO、ボランティア等による、様々な生活支援や介護予防の取組を推進しています。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、以下の3つの項目を基本目標に掲げます。

自分らしい生活と生きがいづくり

介護予防・重度化防止に向けた取組や、高齢者の豊富な知識や経験を生かすことができる環境づくりを推進することにより、支援や介護が必要な状態になっても、高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく生きがいのある充実した生活を送ることができる社会を目指します。

共に支え合い、つながる地域づくり

地域生活を支えるサービスの充実や、地域での見守りや支え合い活動を始めとした関係機関・団体等の多様な主体の連携強化を図ることにより、医療や介護が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者やその家族を地域全体で支える社会を目指します。

安心して暮らし続けられる環境づくり

生活の基盤としての高齢者のニーズに応じた住まいの確保や、高齢者にやさしい居住・生活環境、災害時における支援体制の充実を図ることにより、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心・快適に暮らし続けられる社会を目指します。

4 重点課題

基本目標の実現に向け、それぞれの基本目標に対する重点課題を次のように設定し、各種施策の推進を図ります。

基本目標	自分らしい生活と生きがいづくり
重点課題	介護予防と社会参加の推進

高齢者が自立した生活を送ることができるよう、地域全体での健康づくりや介護予防、重度化防止に向けた取組を推進します。

また、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識、能力を活かし、地域における様々な分野で活躍できる環境づくりに取り組み、社会参加の推進を図ります。

基本目標	共に支え合い、つながる地域づくり
重点課題	包括的な支援体制の構築

支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けられるよう、在宅医療・介護連携や介護保険サービスの充実、地域包括支援センターの機能強化等を推進します。

また、地域の実情に応じた、支援やサービスの充実に取り組み、地域の関係団体等と連携した包括的な支援体制の充実を図ります。

基本目標	安心して暮らし続けられる環境づくり
重点課題	生活環境の充実

高齢者の居住に適した住まいの充実を図るとともに、高齢者が安心して外出できるように、公共交通機関等のバリアフリー化等、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

また、緊急・災害時に迅速に対応するため、一人暮らし・寝たきり高齢者の把握、自主防災組織の活動支援など地域における支援体制の強化に努めます。

SDGs（持続可能な開発目標）について

SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030（令和12）年の達成を目指し、17の目標を掲げています。

「SDGs実施指針」では、地方自治体に、各種計画等の策定や改訂に当たっては、SDGsの要素を最大限反映することが奨励されています。

「第8期高松市高齢者保健福祉計画」においても、基本理念、基本目標を考えるに当たり、保健の分野の「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」という目標や、SDGs全体の「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現という目標に沿うものとなるよう心がけています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための17の目標



1 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[重点課題]

[施策]

住み慣れた地域で共に支え合い、高齢者が自分らしく
安心して暮らし続けられる社会の実現

自分らしい
生活と生き
がいきなり

介護予防と
社会参加の
推進

(1) 介護予防・重度化防止の推進

(2) 居場所づくりの推進

(3) 健康づくりの推進

(4) 社会参加・生きがいきりの促進

(5) 感染症予防対策の充実

共に支え合
い、つなが
る地域づくり

包括的な
支援体制の
構築

(1) 在宅医療・介護連携の充実

(2) 介護保険サービスの充実

(3) 生活支援・見守り体制の充実

(4) 認知症施策の推進

(5) 地域包括支援センターの機能強化

(6) 包括的な相談支援体制の推進

(7) 家族介護支援の推進

安心して
暮らし続け
られる環境
づくり

生活環境の
充実

(1) 住まいの整備・充実

(2) 外出支援の充実

(3) 安全で住みよい環境づくりの推進

(4) 災害時の援護体制の充実

2 施策ごとの数値目標

次のとおり、施策ごとに数値目標を設定し、それぞれの達成状況について確認します。

●基本目標 自分らしい生活と生きがいがづくり

施策	区分	現況値	目標値			
		2019 (R元)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
1 介護予防・重度化防止の推進	「フレイル予防講座」参加者数（人）	871	900	1,000	1,100	
	要支援認定者（サービス利用者）の維持改善率（％）	78.2	82.0	82.0	82.0	
2 居場所づくりの推進	通いの場への参加者実人数（人）	5,341	5,500	5,775	6,050	
	主観的健康感の維持向上率（％）	95.5	95.0	95.2	95.3	
3 健康づくりの推進	特定健康診査受診率（％）	45.5	60.0	60.0	60.0	
	後期高齢者医療健康診査受診率（％）	48.5	50.0	52.0	54.0	
4 社会参加・生きがいの促進	多世代交流を実施している割合（居場所）（％）	19.3	19.3	19.4	19.4	
	シルバー人材センター会員の就業実人数（人）	1,201	1,200	1,210	1,220	
5 感染症予防対策の充実	高齢者の肺結核患者における喀痰塗沫陽性者の割合（％）	65.2	60.7	60.7	60.7	

●基本目標 共に支え合い、つながる地域づくり

施策	区分	現況値	目標値			
		2019 (R元)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
1 在宅医療・介護連携の充実	多職種連携構築度評価平均得点（点）	5.6	6.5	7.0	7.0	
	要介護者の在宅比率（％）	79.9	77.8	78.3	79.2	
2 介護保険サービスの充実	第8期計画期間中の施設・居住系サービスの整備率（％）	7.6	—	—	100.0	
	介護サービス相談員派遣受入事業所数（か所）	27	28	29	30	
	ケアプラン点検件数（件）	229	130	135	140	
3 生活支援・見守り体制の充実	見守り協定締結事業者数（事業者）	87	87	90	94	
4 認知症施策の推進	認知症初期集中支援チームの支援が医療や介護保険サービス等につながった割合（％）	71.0	100.0	100.0	100.0	
	認知症サポーター養成人数（累積）（人）	50,188	53,000	56,000	59,000	

施策	区分	現況値	目標値			
		2019 (R元)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
5 地域包括支援センターの機能強化	総合相談支援件数（件）	23,229	24,100	24,800	25,500	
	地域ケア小会議における個別課題の検討件数（件）	104	116	130	139	
6 包括的な相談支援体制の推進	地域福祉ネットワーク会議を設置し、地域の課題解決に向けた検討を行っている地区数（地区）	39	44	44	44	
	アウトリーチ（地域で情報収集・戸別訪問等）件数（件）	732	2,816	3,644	3,644	
7 家族介護支援の推進	介護相談専用ダイヤルの相談件数（件）	489	500	470	440	

●基本目標 安心して暮らし続けられる環境づくり

施策	区分	現況値	目標値			
		2019 (R元)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
1 住まいの整備・充実	「住みやすさ」に対する市民満足度（70歳以上）（％）	88.3	88.7	89.1	89.5	
2 外出支援の充実	ゴールド IruCa 保有率（％）	28.3	34.5	37.5	40.6	
	ノンステップバス導入率（％）	73.0	72.2	74.1	75.9	
3 安全で住みよい環境づくりの推進	高齢者の消費生活相談における解決割合（他機関への誘導を含む）（％）	99.2	99.4	99.4	99.5	
	高齢者交通安全教室参加者数（人）	4,773	5,000	5,000	5,000	
4 災害時の援護体制の充実	避難行動要支援者名簿の新規登録率（％）	11.7	20.0	20.0	20.0	
	コミュニティ単位の防災訓練のうち、避難所運営等訓練実施率（％）	72.7	90.0	90.0	90.0	

第Ⅲ部 プラン編

1 介護予防・重度化防止の推進

高齢者が、住み慣れた地域で充実した生活を送るためには、生きがいづくりや介護予防事業を展開していく必要があります。その際、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進することが重要であり、生活機能が低下する前から、関係する専門職と連携し、個人に合わせた適切な予防を行うなど、健康寿命の延伸に向け、介護予防・重度化予防に取り組む必要があります。

そのためには、地域全体での健康づくりや介護予防・重度化防止に向け、生活習慣病・フレイル予防の視点を取り入れた取組などを高齢者の身近な場所で実施し、知識の普及を図ります。

団塊の世代が、今後さらに高齢化していくことから、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できるよう、生活支援コーディネーターが中心となり、地域のニーズや資源の状況の把握とマッチングを行いながら、活動の担い手の育成等に取り組み、介護予防・生活支援サービスの基盤整備を推進する必要があります。

【主な取組】

- ① 一般介護予防事業
- ② 65歳からのプラチナ世代元気応援事業
- ③ 瓦町健康ステーション事業
- ④ 介護予防・生活支援サービス
- ⑤ 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント
- ⑥ 「元気を広げる人」等の育成・支援

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
「フレイル予防講座」参加者数(人)	871	900	1,000	1,100
要支援認定者(サービス利用者)の維持改善率(%)	78.2	82.0	82.0	82.0

(1) 一般介護予防事業

【事業の概要】

高齢者が年齢を重ねても、自分らしく、健やかに生きがいを持って暮らすために、フレイルと生活習慣病の予防対策が必要です。

そのため、「はつらつくらぶ」や「フレイル予防講座」など各種介護予防教室を開催するとともに、高齢者の居場所や市政出前ふれあいトークで介護予防に関する知識の普及と意識の向上を図ります。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
各種介護予防教室延べ参加者数（人）	46,345	42,315	3,699
「元気を広げる人」養成講座終了者数(累積)(人)	792	825	856
居場所やサロンにおける「のびのび元気体操」普及率（％）	90.0	97.7	98.3

（★2020.12 末現在の年度末見込）

【課 題】

身近な場所で継続して介護予防に取り組める環境を整えるため、効果的な介護予防事業の在り方を検討する必要があります。

【取組方針】

高齢者が年齢を重ねても、自分らしく、健やかに生きがいを持って暮らすために、生活習慣病・フレイル予防及び重度化防止の視点を取り入れた内容で、地域の身近な場所で、「はつらつくらぶ」や「フレイル予防講座」などを開催し、普及・啓発を行います。

また、特定健康診査・後期高齢者医療健康診査受診者のうち、生活習慣の改善が必要な人を対象に介護予防啓発用チラシを同封した各種介護予防教室の案内をすることで、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行います。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
「はつらつくらぶ」参加者数（人）	800	900	1,000
「フレイル予防講座」参加者数（人）	900	1,000	1,100

(2) 65歳からのプラチナ世代元気応援事業

【事業の概要】

高齢になっても健康で活動的な状態を維持するため、自らが運動や生活習慣の改善に移行することを応援するための助成や、オンラインを活用した介護予防教室等の実施により、高齢者の健康づくりの意識啓発と地域の介護予防活動を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響下にあっても、ＩＣＴ機器を活用し、居場所等へ集うことなく、人とつながりながら、高齢者自らが介護予防に取り組めるよう、「スマホ・タブレット使い方教室」及び「オンライン介護予防教室」を開催します。

【課 題】

市民に対し、事業について広く周知していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症等により、高齢者が外出を控え、自宅に閉じこもりがちになることで、フレイルが進行するおそれがあるため、自宅にしながら介護予防に取り組めるよう、ＩＣＴ機器の利活用を支援する必要があります。

【取組方針】

広く市民に周知し運動習慣の定着を図り、介護予防に取り組みむことで健康で充実した生活を送ることができるようにします。

また、身近にあるスマートフォンやタブレット端末などのＩＣＴ機器を使うことができる高齢者を増やすため、基本操作等を学ぶ場を提供します。

さらに、スマートフォンやタブレット端末を使えるようになった高齢者が、人との接触を避けながら、自ら介護予防に取り組めるよう、オンライン介護予防教室を開催します。

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
元気支度応援金受給者が介護認定を受けなかった割合（％）	100.0	100.0	100.0
オンラインの介護予防に取り組んだ居場所数（か所）	10	10	20

(3) 瓦町健康ステーション事業

【事業の概要】

介護予防の拠点として、高齢者のみならず、中年期から年を重ねる意味を正しく受け止め、身体の変化等に関する知識や技能を総合的に身に付けることができる「学びの場」を提供し、健康づくりや年齢に応じた社会貢献、生きがいづくりに寄与することを目的とした、講座やイベントの開催を行います。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
年間来場者数（人）	77,982	72,227	15,212

（★2020.12 末現在の年度末見込）

【課 題】

介護予防につながる健康づくりを目的とした、中年期からの利用が進んでいません。また、新型コロナウイルス感染症の拡大期において、介護予防講座等が開催できなかったため、今後、感染拡大防止を図りながら、どのように介護予防を行うか、対策が必要です。

【取組方針】

介護予防・健康づくりのため、より多くの幅広い年齢層の人に利用されるよう、フィットネスルームを始めとした施設の活用方法等を検討するとともに、高齢者のニーズに応じた講座やイベントを開催します。また、感染症の拡大期においても、介護予防や健康づくりが停滞しないよう、オンラインによる講座等が実施できる環境を整えます。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
年間来場者数（人）	76,000	76,000	76,000

(4) 介護予防・生活支援サービス

【事業の概要】

要支援1・2の認定を受けた人及び事業対象者となった人が、要介護状態になることを予防するために、より緩和された基準による訪問介護（ホームヘルプ）や通所介護（デイサービス）サービス等を実施しています。

また、多様な主体によるさまざまなサービスを充実させることで、地域の支え合いの体制づくりを推進するため、生活支援コーディネーターを配置し、地域福祉ネットワーク会議で地域の課題や資源、ニーズ把握などを協議し、住民主体による簡易な家事援助サービス等の提供（サービスB）を実施しています。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
介護予防訪問介護相当サービス・生活援助のサービス （訪問型サービス A）（人/月）	1,420	1,367	
介護予防通所介護相当サービス・ミニデイサービス・短期集中予防サービス （通所型サービス A・C）（人/月）	2,895	2,850	
地域での生活支援サービス （訪問型サービス B）（人/月）	133	208	235
地域での介護予防サービス （通所型サービス B）（人/月）	127	158	53

（★2020.4～9月利用分の平均実績値）

【課 題】

今後、高齢者人口・要介護者の増加に伴い、要支援高齢者及び事業対象者が増加することを踏まえ、多様なサービスの提供体制の充実及び利用促進を始め、必要なサービスを適切に提供できる体制を確保するために、サービスの担い手の参入促進を図ることが必要です。

また、現在、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者が要支援者等に限定されており、要介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できなくなるため、介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、弾力化を行うことが必要です。

【取組方針】

2020（令和 2）年のサービス利用実績等を基に、必要なサービス量を見込むとともに、サービスの実施状況を踏まえ、サービス利用対象者の弾力化等により、多様なサービスの提供体制を充実させます。

また、指定を行った事業者と連携を図りながら、サービスの質の向上に努めます。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
介護予防訪問介護相当サービス（人/月）			
生活援助のサービス（訪問型サービス A） （人/月）			
介護予防通所介護相当サービス（人/月）			
ミニデイサービス（通所型サービス A） （人/月）			
地域での生活支援サービス （訪問型サービス B）（人/月）	252	279	306
地域での介護予防サービス （通所型サービス B）（人/月）	230	299	368

(5) 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

【事業の概要】

要支援1・2の認定を受けた人及び事業対象者となった人に対して、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を継続することを目標に、高齢者自身が主体的に介護予防に取り組むための支援を行います。また、積極的な介護予防・重度化防止を図るため、要支援者等・家族とともに、自立支援に向けた介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、サービス利用の調整及びその効果を評価します。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
介護予防ケアマネジメント件数※（件/月）	4,989	4,977	
介護予防ケアマネジメント対象者数（人）	7,118	8,036	
要支援認定者数（人）	6,974	6,660	
事業対象者数（人）	144	1,376	
サービス利用者の維持改善率	80.8	78.2	

※介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの合計

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

今後、高齢者人口・介護認定率の増加に伴い、介護予防ケアマネジメント件数の更なる増加が予想されるため、自立支援に資するケアマネジメントの質の向上が求められます。

要支援者等が主体的に介護予防に取り組めるよう、介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービスを取り入れた介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成や評価を適切に行い、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを一層充実させる必要があります。

【取組方針】

介護支援専門員を対象に、それぞれの経験に応じた研修会を開催し、利用者の主体性を引き出し、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの質の向上を図ります。

また、維持改善率に影響する要因分析を行い、効果的な介護予防ケアマネジメントの実施に努めます。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
サービス利用者の維持改善率（%）	82.0	82.0	82.0

(6) 「元気を広げる人」等の育成・支援

【事業の概要】

各地区保健委員会から推薦された「元気を広げる人」等が、地域で健康づくりや介護予防等の自主的な活動を定着できるよう、支援します。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
「元気を広げる人」養成講座修了者数(累積)(人)	792	825	856
居場所やサロンにおける「のびのび元気体操」普及率(%)	89.7	97.7	98.3

(★2020.12 末時点の年度末見込)

【課 題】

「元気を広げる人」を育成するとともに、地域において積極的に活動できる継続支援が求められています。また、社会参加を促すため、高齢者に対し、積極的にボランティアとして活動するよう、啓発する必要があります

【取組方針】

高齢者が、元気でいきいきと過ごせるよう、自主的に活動を行う介護予防ボランティアの「元気を広げる人」等を育成します。

「のびのび元気体操」等を活用し、居場所、認知症カフェ、通所サービスB等において、健康づくりや介護予防活動を推進します。

区 分		令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
「元気を広げる人」養成講座修了者数(累積)(人)		905	953	1,000
「元気を広げる人」の活動状況	活動回数(回)	3,100	3,200	3,300
	参加人数(人)	56,600	58,300	60,000

2 居場所づくりの推進

本市では、高齢者居場所づくり事業を通じて、おおむね徒歩圏内に1か所を目安として、高齢者等が気軽に集える居場所の開設・運営を推進しているとともに、老人福祉センター、老人いきいの家、介護予防拠点施設等、既存の市有施設を有効活用し、地域住民の交流・レクリエーションの他、高齢者同士や世代間交流の場を提供しています。

また、子どもを交えた世代間交流、大学等と連携した若者との交流のほか、専門職や民間事業者等と連携した講座等の実施により、健康増進や認知症に関する知識習得の場を提供しています。

地域の中に身近な居場所があり、そこに通うことで、高齢者が外出の機会を持ち、他者とふれあうことで、こころとからだの健康を維持することが重要です。

今後は、各居場所の活動継続に向けた支援を行うとともに、高齢者の孤立を防止するために、これまで利用したことのない地域住民への各居場所の情報提供や、利用促進のための周知啓発について検討する必要があります。

【主な取組】

- ① 高齢者の居場所づくり事業
- ② 居場所との連携事業
- ③ ふれあいの場の確保

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
居場所への参加者実人数（人）	5,341	5,500	5,775	6,050
主観的健康感の維持向上率（％）	95.5	95.0	95.2	95.3

(1) 高齢者の居場所づくり事業

【事業の概要】

高齢者が心身機能の衰えに伴い閉じこもりがちとなり、社会との接点を無くして孤立することなどを防ぐため、高齢者等が気軽に集える居場所の開設・運営を行う個人又は団体に対し、助成金を交付することにより、高齢者の介護予防や健康づくりを推進します。また、居場所が社会参加の場のひとつとして、地域に根差したコミュニティスペースとなることを目指します。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
居場所開設数（か所）	241	238	233
地域の集会所（か所）	79	83	84
市有施設（コミュニティセンター等）（か所）	79	80	80
介護サービス事業所等（か所）	15	14	14
個人家屋（か所）	55	49	46
老人いこいの家等（か所）	12	11	8
県営住宅の集会所（か所）	1	1	1
主観的健康感の維持向上率（％）	93.6	95.5	－

（★2020.12 末現在の年度末見込）

【課 題】

地域の交流拠点として発展させ、一定の質を確保しながら持続することが可能な居場所となるよう支援することが必要です。

【取組方針】

居場所が、高齢者の居場所であるとともに、子どもを含めた多世代が交流することができる場にもなるよう、運営支援を継続するほか、介護予防効果を高めるため、医師会や民間事業者等とも連携し、内容の充実を図ります。

また、保健事業と介護予防の一体的実施に取り組み、身近な健康づくりの拠点として、居場所が地域に根ざしたコミュニティスペースとなることを目指します。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
居場所への参加実人数（人）	5,500	5,775	6,050
主観的健康感の維持向上率（％）	95.0	95.2	95.3

(2) 居場所との連携事業

【事業の概要】

高松市3医師会連合会、高松市歯科医師会、医療系大学等及び民間事業者との連携により、医師、歯科医師、医療系大学等の学生や民間事業者、また、保健師、管理栄養士等の市専門職員を派遣し、医療講座や口腔ケア等の講話、学生との交流を実施し、居場所活動の充実を図るとともに、高齢者の介護予防、生活の質の向上を目指します。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
医師派遣件数（件）	3	13	10
歯科医師派遣件数（件）	32	4	7
医療系大学学生派遣件数（件）	14	21	23
民間事業者派遣件数（件）	32	50	45
専門職員（保健師、管理栄養士等）派遣件数（件）	－	－	41

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止あり

※ 専門職員の派遣は、令和2年度から実施

（★2020.12 末現在の年度末見込）

【課 題】

実施内容が固定化しないよう、タイムリーな内容を取り入れ、居場所活動の充実を図る必要があります。

【取組方針】

連携先と実施内容を調整し、高齢者のニーズにあった事業を実施し、高齢者の健康増進を図ります。

(3) ふれあいの場の確保

【事業の概要】

老人福祉センター、老人いこいの家、介護予防拠点施設等、既存の市有施設を有効活用し、地域住民の交流・レクリエーションのほか、高齢者同士や世代間交流の場を確保します。

【事業実績】

■老人福祉センター（1か所）

区 分			平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
延べ 利用者数	ふれあい福祉 センター勝賀	入浴（人）	7,227	8,202	4,365
		集会室（人）	10,108	11,609	4,440
		テニスコート（人）	2,729	3,386	2,119
		機能回復訓練室 （人）	20,727	20,651	13,087
		図書館・児童室 （人）	1,988	1,869	789
		娯楽室（人）	1,138	2,378	0

■老人いこいの家（9か所）

地域住民のレクリエーションや会合の場等として利用されています。

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
居場所づくり事業の実施場所（か所）	8	8	8
延べ利用者数（9か所の合計）（人）	11,923	10,239	5,676

■介護予防拠点施設（2か所）

区 分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
延べ 利用者数	香南ふれあい館（人）	1,097	862	530
	香南地域ふれあいセンター（人）	157	62	48

（★2020.12 末現在の年度末見込）

【課 題】

地域住民が利用しやすい環境を整備することが必要です。

【取組方針】

地域住民の主体的な活動の場として活用されるよう、施設の効率的な運営や利用の促進に努めます。

3 健康づくりの推進

高齢化の進展に伴い、がん、循環器疾患、糖尿病等の増加が予想される中で、健康寿命の延伸に向けた取組が重要となっており、受診しやすい環境づくりや効果的な受診勧奨など、がん検診や健康診査等の受診率向上に努める必要があります。

これまで、生活習慣病対策としての保健事業と、フレイル対策としての介護予防は制度ごとに実施されていましたが、2019（令和元）年5月に関係法令が整備され、高齢者の保健事業と介護予防が一体的に実施されることとなりました。

本市では、医療と介護の情報を連携して分析し、関係課がそれぞれに実施している事業を一体的・効率的に実施する方策を企画・調整したうえで、地域の高齢者の居場所等における健康相談・健康教育等や、健診結果等を活用した保健指導を行うことで、介護予防、疾病予防及び重症化予防に取り組めます。

【主な取組】

- ① 生活習慣の改善
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
特定健康診査受診率（％）	45.5	60.0	60.0	60.0
後期高齢者医療健康診査受診率（％）	48.5	50.0	52.0	54.0

(1) 生活習慣の改善

【事業の概要】

「栄養・食生活・食育」を始め、「身体活動・運動」、「こころの健康・休養」、「飲酒」、「喫煙」、「歯・口腔の健康」の6つの生活習慣について、健康づくりの行動目標を設定し、壮年期から継続した主体的な健康づくりを推進します。

また、健康づくりの情報について、「広報高松」を始めとする各種広報媒体を活用するほか、各種イベントなどの機会に合わせ、普及啓発を図ります。

【事業実績】

■生活習慣改善に向けた取組

- ・糖尿病予防教室、慢性腎臓病予防教室の開催
- ・野菜の摂取に向けた啓発

(8月31日(野菜の日)～9月30日：野菜たっぷり生活キャンペーン)

- ・ウォーキングの普及啓発(市内全44地区のウォーキングマップ活用)

■高齢者のフレイル予防に向けた取組

- ・介護予防教室等の開催
- ・「のびのび元気体操」の普及・啓発

■こころの健康づくりに向けた取組

- ・こころの健康セミナーの開催
- ・飲酒に関する知識の普及・啓発

【課題】

生活習慣の改善に対する市民の意識の向上を図り、実践につなげる必要があります。

【取組方針】

身体活動や食育等、生活習慣の改善に係る取組を推進するとともに、各種広報媒体を活用して、市民への普及・啓発に努めます。

また、運動の推進については、フレイル予防に関する内容を含み、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

(2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

【事業の概要】

がんの早期発見・早期治療につながるよう、効果的な受診勧奨や周知啓発を行うとともに、受診しやすい環境づくりを推進します。

また、生活習慣病を発症させる原因の一つである内臓脂肪に着目した特定健康診査や保健指導等に取り組み、生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進します。

【事業実績】

■がん検診受診率※（高松市民の健康づくりに関する調査）

区 分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
胃がん	受診率（％）	未調査	51.4	調査中
大腸がん	受診率（％）	未調査	51.9	調査中
肺がん	受診率（％）	未調査	57.0	調査中
子宮頸がん	受診率（％）	未調査	52.0	63.8
乳がん	受診率（％）	未調査	50.9	57.9

※過去 1 年間に各種がん検診を受けたと回答した人の割合

■特定健康診査・特定保健指導の受診（実施）率

区 分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
特定健康診査	受診人数（人）	25,790	26,366	未確定
	受診率（％）	43.3	45.5	未確定
特定保健指導	実施者数（人）	1,113	1,313	未確定
	実施率（％）	32.4	38.7	未確定

（★2020.12 末現在の年度末見込）

【課 題】

がん検診・特定健康診査については、市民が受診しやすい環境の整備や、地域や職域における啓発、検診未受診者に対する再勧奨等に取り組み、さらなる受診率の向上に努めることが必要です。

また、より効果的・効率的な生活習慣病の重症化予防事業等に取り組むことが必要です。

【取組方針】

引き続き、市民が受診しやすい環境の整備や、地域や職域における啓発、健診未受診者に対する再勧奨等に取り組み、さらなる受診率の向上を図ります。

また、生活習慣病の重症化予防事業については、国保被保険者及び後期高齢者を対象にすることで、国保の保健事業と後期高齢者の保健事業の一体的な実施を推進します。

①がん検診受診率※（高松市民の健康づくりに関する調査）

区 分		令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
胃がん	受診率（％）	60.0	60.0	60.0
大腸がん	受診率（％）			
肺がん	受診率（％）			
子宮頸がん	受診率（％）			
乳がん	受診率（％）			

※過去 1 年間に各種がん検診を受けたと回答した人の割合

②各健康診査・特定保健指導の受診（実施）率

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
特定健康診査受診率（％）	60.0	60.0	60.0
後期高齢者医療健康診査受診率（％）	50.0	52.0	54.0
特定保健指導実施率（％）	60.0	60.0	60.0

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

【事業の概要】

生活習慣病対策としての保健事業（医療保険）とフレイル対策としての介護予防（介護保険）については、高齢者の特性や地域の健康課題に応じて行うため、2020（令和2）年10月から、関係機関等が連携して一体的に実施しています。

【主な対象事業】

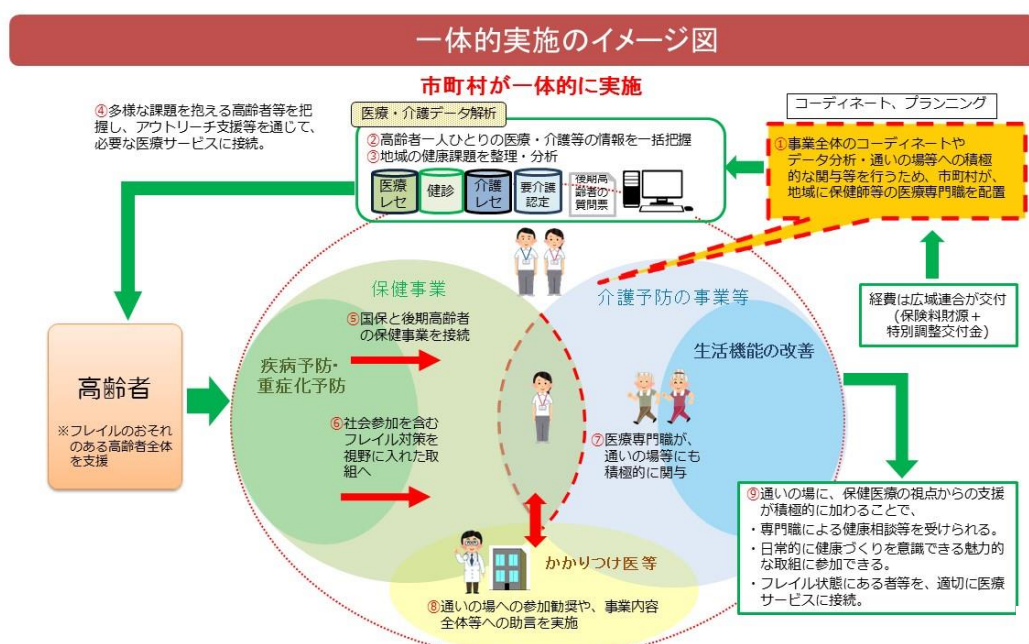
- ・ハイリスクアプローチ（高齢者に対する個別支援）
 - ① 糖尿病性腎症重症化予防事業
 - ② COPD（慢性閉塞性肺疾患）重症化予防事業
- ・ポピュレーションアプローチ（通いの場への積極的な関与等）
 - ① 高齢者居場所づくり事業
 - ② 運動習慣獲得のための出前健康教室
 - ③ 健康診査質問票を活用した介護予防教室への参加勧奨

【課 題】

全庁的に高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の目的を共有し、地域全体で高齢者を支えるという「地域づくり・まちづくり」の視点を持って取り組む必要があります。

【取組方針】

医療・介護・保健事業等の情報を、一体的に分析し、個々の高齢者の状態や地域の健康課題を把握することで、高齢者の心身の多様な課題やニーズを踏まえた、きめ細やかな支援を行います。



4 社会参加・生きがいの促進

団塊の世代が、今後さらに高齢化していくことから、ボランティア活動や就労的活動など、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することが期待されます。

本市では、高齢者の生きがいのづくりや社会参加を促進するため、老人クラブ活動を支援するほか、高齢者同士や世代間の交流、高齢者と地域の交流を図る事業を実施しています。

また、高齢者の経験や技術をいかして、就労の機会を拡大するため、シルバー人材センターの運営支援や、高齢者雇用についての企業への啓発等を行っています。

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく生きがいのある生活を送ることができる社会づくりのために、高齢者が長年培ってきた優れた技術や経験、知識等の持てる力を発揮できる活躍の場、社会参加の場の確保が必要です。

【主な取組】

- ① 老人クラブ
- ② シルバー人材センター
- ③ 敬老事業
- ④ 高松型学校・地域連携システム推進事業
- ⑤ 高齢者と地域の交流事業
- ⑥ 拠点施設における各種講座の実施
- ⑦ 生涯スポーツの普及振興
- ⑧ 保育所・認定こども園・幼稚園における高齢者との世代間交流

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
多世代交流を実施している割合 (居場所)(%)	19.3	19.3	19.4	19.4
シルバー人材センター会員の就業 実人数(人)	1,201	1,200	1,210	1,220

(1) 老人クラブ

【事業の概要】

高齢者の生きがいづくりや社会活動への参加を促進するため、老人クラブへの加入を一層促進します。また、老人クラブの自主性を最大限に尊重しながら、高齢者の多様なニーズに応じたスポーツ・教養活動のほか、社会貢献の担い手として、一人暮らし高齢者や高齢者施設等を訪問する友愛訪問活動などのボランティア活動や各種活動を企画・指導する人材育成を促進するなど、老人クラブ活動を支援します。

【事業実績】

■老人クラブへの加入促進

- ・単位クラブを中心とする加入促進活動の実施
- ・いきいき大学受講者のうち未加入者への加入促進
- ・広報紙等の媒体を活用

■老人クラブ活動内容の充実

- ・老人クラブ連合会運営・活動事業補助、単位老人クラブ活動助成
- ・グラウンド・ゴルフ等の多様なスポーツ活動の展開
- ・交通安全指導者研修会を通じた指導者の育成
- ・情報提供等の機会拡大による活動支援

■老人クラブ活動を企画・指導する人材育成の促進

- ・各種活動を企画・指導する人材を育成する事業等の企画
- ・指導者研修会を通じた人材育成の促進
- ・いきいき大学を通じた地域福祉のリーダー養成の促進
(健康・文化・生活の3学科)

■老人クラブの結成状況

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
単位クラブ数（団体）	354	348	336
会員数（人）	17,560	16,746	15,674

【課 題】

高齢者人口は増加している一方、老人クラブ数及び会員数が減少しています。高齢者が様々な活動に取り組むことができる場のひとつとして、老人クラブ活動への支援が必要です。

【取組方針】

老人クラブ会員の加入を促進するため、老人クラブの広報・周知活動や、ボランティア活動等の社会貢献活動を行うことのできる人材育成の支援に努めます。

(2) シルバー人材センター

【事業の概要】

高齢者の経験や技術をいかして、生きがいづくりや社会参加、社会貢献の機会を求めている高齢者の就労の機会を拡大するため、高齢者に臨時・短期的な就業の場を提供しているシルバー人材センターの運営を支援します。

事業名	対象地区	住所
本部事務局	下記の地区を除く区域	高松市西宝町一丁目 9-20
南部地区センター	香川町・香南町・塩江町	高松市香川町浅野 1256-1 香川地域保健活動センター
東部地区センター	牟礼町・庵治町	高松市牟礼町牟礼 216-1 高松市社会福祉協議会牟礼支所内
国分寺地区センター	国分寺町	高松市国分寺町新居 1298 高松市国分寺総合センター内

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
シルバー人材センター会員数（人）	1,716	1,690	1,616
シルバー人材センター受注件数（件）	20,237	19,305	18,723
シルバー人材センター会員就業実人数（人）	1,231	1,201	1,184

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

社会環境の変化や高齢者の余暇ニーズの多様化や、就業年齢の上昇等により、会員数が減少傾向にあるため、就業メニューをさらに充実させるとともに、事業主体の運営の活発化が求められています。

【取組方針】

シルバー人材センターの新しい就業メニューをさらに充実させる支援を行うとともに、高齢者雇用についての企業への啓発等、事業主体の運営の活発化を引き続き支援します。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
シルバー人材センター会員数（人）	1,700	1,710	1,720
シルバー人材センター会員就業実人数（人）	1,200	1,210	1,220

(3) 敬老事業

【事業の概要】

75歳以上の高齢者を対象に、敬老の日を中心として、地域コミュニティが実施主体となり、地区ごとに地域の特性に応じた敬老会を開催するなどのほか、88歳・100歳及び市内最高齢者に祝品を贈呈するなど、高齢者の長寿を祝い、敬意の意を啓発します。

【事業実績】

■敬老会事業

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
75 歳以上人口（人）	59,148	60,447	60,785
敬老会事業実施地区（か所）	45	45	(※1) 0

※ 75 歳以上人口は各年 8 月 1 日現在の人数

※ 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施していない

■敬老祝金

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
88 歳（1 人当たり 2 万円）（人）	2,056	2,282	廃止
99 歳（1 人当たり 3 万円）（人）	131	159	廃止

■敬老祝品・高齢者訪問

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
市内最高齢者	男 108 歳 女 110 歳	男 107 歳 女 110 歳	男 107 歳 女 108 歳
88 歳祝品贈呈件数（件）	-	-	2,216
100 歳祝品贈呈件数（件）	130	123	193
高齢者訪問を行った人数（人）	38	56	(※2) 1

※ 市内最高齢者は 2020.12 末時点

※ 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 1 人とした

【課 題】

敬老会事業については、地区ごとに実施されているため、地域の特性に応じた円滑な実施に向けての支援が必要です。

【取組方針】

高齢者に敬意を持ち、長寿を祝う風土を醸成するとともに、高齢者福祉の増進を図ります。

(4) 高松型学校・地域連携システム推進事業

【事業の概要】

学校や子どもたちが抱える課題が複雑化・困難化するなかで、「地域とともにある学校」として、学校が地域と連携・協議していく学校運営協議会を設置することにより、児童生徒の規範意識の醸成に努めるとともに防災や文化活動において地域に貢献します。

地域の高齢者にも、委員として学校運営協議会に参加していただくことで、高齢者の社会参加を推進します。

【課 題】

本市の制度を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律による学校運営協議会制度へ円滑に移行することが必要です。

【取組方針】

規則改正などの制度設計を行います。

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
学校運営協議会設置率（％）	100.0	100.0	100.0

(5) 高齢者と地域の交流事業

【事業の概要】

長年継続した高齢者と地域の交流事業をベースに、より高齢者が気軽に集い易い形での会食を実施し、高齢者の孤独感の解消、地域との交流を図ります。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
実施地区数（44 地区中）（か所）	28 地区 30 か所	28 地区 30 か所	29 地区 31 か所
延べ食数（食）	23,149	20,509	23,176

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

本事業と類似の事業の整理が必要です。

【取組方針】

地域のニーズ把握や関係者との協議を行い、地区社会福祉協議会等と連携し、社会背景にあった事業を再検討していきます。

(6) 拠点施設における各種講座の実施

【事業の概要】

高齢者の生涯学習への積極的な参加を促進するため、生涯学習センターにおいて各種講座を開催するとともに、本市ホームページに当該講座情報を掲載します。また、コミュニティセンターにおいてコミュニティセンター講座を開催するなど、高齢者の生きがいつくりと社会活動への参加を促進します。

- ◇生涯学習センターにおける各種講座の実施
- ◇コミュニティセンターにおける各種講座の開催
- ◇本市ホームページでの生涯学習センター実施講座の紹介や講座レポート（まなびCANレポート）等の掲載による情報発信

【事業実績】

■生涯学習センター主催講座

区 分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
専門講座	開催数（回）	22	15	5
	受講者数（人）	649	626	58
子ども教室	開催数（回）	35	22	17
	受講者数（人）	200	155	109
市民の学習成果発表の場	開催数（回）	28	19	9
	受講者数（人）	822	338	139
その他	開催数（回）	115	246	175
	受講者数（人）	6,758	6,470	3,691

■公共施設利用総合情報システム等の活用状況

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
公共施設利用総合情報システム予約件数（件）	2,833	3,117	1,925
ホームページのアクセス数（件）	56,513	76,794	58,683

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

高齢者の生きがいつくりや生涯学習への積極的な参加を図るため、受講者のニーズを的確に捉える必要があります。

【取組方針】

より多くの高齢者の学習機会が充実し、生きがいの創出につながるよう、現代的な課題に取り組むなど講座内容の見直しを行うほか、積極的な事業周知に努め、受講者の増加を図ります。

(7) 生涯スポーツの普及振興

【事業の概要】

スポーツ・レクリエーションの各種大会への、高齢者の参加を推進し、高齢者の生涯スポーツの普及振興と健康増進を図ります。

【事業実績】

■高松市民スポーツフェスティバル

区 分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
ダイヤゾーン・ボール大会	参加チーム数	中止	23	-
	参加者数（人）	中止	142	-

高松市民スポーツフェスティバルの廃止後、高松市スポーツ推進委員連絡協議会主催により継続開催したダイヤゾーン・ボール大会も、令和元年度をもって大会終了となった。

■その他のスポーツ・レクリエーション大会

区 分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
高松市老人クラブ連合会スポーツ大会	参加者数（人）	1,241	1,300	中止
高松市長杯グラウンド・ゴルフ交歓大会	参加者数（人）	370	366	中止
高松市ダイヤゾーン・ボール大会	参加チーム数	24	25	24
高松市 60 歳以上男子ローピッチソフトボール大会	参加チーム数	12	11	10

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

スポーツ・レクリエーションの各種大会への参加を推進するなど、高齢者の運動機会を創出することが重要です。特に、これまで参加したことがない高齢者への働きかけが求められます。

【取組方針】

各種大会の実施に当たり、参加資格要件の緩和の検討や、各地区のスポーツ推進委員等からの周知及び働きかけにより、新規参加者及び参加チーム数の増加につなげます。

(8) 保育所・認定こども園・幼稚園における高齢者との世代間交流

【事業の概要】

児童が高齢者施設を訪問し交流したり、地域に住む高齢者を運動会や夕涼み会などの保育所・認定こども園・幼稚園の行事に招待したり、一緒に野菜の苗植えや収穫をすることにより交流を深めます。

また、伝承あそびを一緒に楽しんだり、伝統料理を一緒に作るなど、核家族ではなかなかできない体験を味わい、高齢者と児童のふれあいを深めます。

【事業実績】

■世代間交流事業（公立保育所・こども園）

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
実施施設数（か所）	15	15	
延べ実施回数（回）	146	147	
延べ参加人数（児童・高齢者）（人）	11,004	9,196	

■地域に開かれた幼稚園づくり推進事業（公立幼稚園）

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
実施施設数（か所）	23	23	
延べ実施回数（回）	5,658	4,945	
延べ参加人数（児童・高齢者）（人）	36,290	33,115	

■世代間のふれあい活動を行う私立保育施設に対する補助

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
私立保育施設数（か所）	30	38	

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

保育所・こども園・幼稚園で感染症等が流行した場合、開催の判断が難しいケースがみられます。また、高齢者施設等がない地域での交流が難しい状況です。

【取組方針】

世代間交流は、高齢者にとって自らの経験や知識をいかせる社会活動の場であると同時に、児童にとっても高齢者施設の訪問や地域の老人会との交流等を通じて社会性を育む機会となっているため、事業の継続及び参加者の増加に努めます。

5 感染症予防対策の充実

高齢者は、感染症に対する抵抗が弱いことから、感染症の正しい知識の普及に努めて早期発見・早期治療を行うほか、まん延防止を図るため、広報高松やリーフレット等を活用して予防の啓発を行います。また、高齢者を対象にインフルエンザ・成人用肺炎球菌の予防接種や、各地区巡回による結核健康診断を実施するなど、感染症予防対策の充実を図ります。

さらに、新型コロナウイルス感染症流行の経験を踏まえ、治療薬やワクチンが無い可能性が高い新たな感染症が発生した場合にも、「高松市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、迅速に実施体制を整え、情報収集を行い、対策のすべての段階・分野において、本市、国、香川県、医療機関、事業者、個人の間での情報提供・共有、予防・まん延防止、医療体制の整備、市民生活及び市民経済の安定の確保の対策がとれるよう備えておくことが重要です。

【主な取組】

- ① 感染症予防対策の充実
- ② 高齢者施設等における感染症に対する備え

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
高齢者の肺結核患者における喀痰塗抹陽性者の割合（％）	65.2	60.7	60.7	60.7

(1) 感染症予防対策の充実

【事業の概要】

65歳以上のインフルエンザ予防接種、成人用肺炎球菌予防接種、結核健康診断を実施するとともに、感染症の正しい知識の普及を促進します。

また、近年の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、今後、国の施策に基づき、予防接種の実施等、まん延予防に努めていきます。

【事業実績】

■65歳以上のインフルエンザ予防接種

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
接種人数（人）	62,887	66,186	
接種率（％）	52.0	54.0	

■結核集団検診

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
受診人数（人）	13,991	17,999	
受診率（％）	12.1	7.0	

■感染症の正しい知識の普及に向けた取組

区 分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
結核対策医師研修会	開催回数（回）	1	1	0
出前講座	開催回数（回）	7	11	1
社会福祉施設長等結核・感染症研修会	開催回数（回）	1	1	0
結核対策会議	開催回数（回）	1	1	0
感染症予防対策連絡会	開催回数（回）	1	1	0

※令和 2 年は新型コロナウイルス感染症のため研修会等中止

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

高齢者は、感染症に対する抵抗力が弱い人が多いことから、予防接種等の勧奨や感染症の正しい知識の普及が必要です。特に結核患者においては、高齢者の割合が高く、自覚症状や結核特有の呼吸器症状が出にくい場合もあることから、医療機関や市民に対し、結核についての知識を普及する必要があります。

新型コロナウイルス感染症についても、高齢者や基礎疾患がある人は、重症化する恐れがあることから、高齢者等を守るためにも全年齢層に向けて感染症予防の意識啓発が必要です。また、関係機関と連携を図り、まん延予防のための周知啓発や発生時の迅速な対応により、感染拡大を防ぐことが重要です。

【取組方針】

本市のホームページや広報紙での周知啓発に加え、出前講座や、社会福祉施設長等への感染症研修会を開催し、感染症に関する正しい知識の普及を進めます。

結核については、結核対策医師研修会や結核対策会議、関係機関の職員を対象にした研修会を開催するとともに、結核予防週間に合わせてSNSを活用した啓発活動を行います。

また、医師や社会福祉施設等を対象とした研修会や、感染症予防対策連絡会の開催に合わせ、新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症の発生時に必要な対策や関係機関との連携、支援・応援体制の構築を図っていきます。

(2) 高齢者施設等における感染症に対する備え

【事業の概要】

高齢者施設等において、感染症発生時においてもサービスを継続するため、職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務に当たることができるよう、感染症に対する必要な研修が行われているか、また、適切な感染防護具等の備蓄・調達・輸送体制の整備状況について、定期的に確認を行うとともに、必要な支援や情報提供等を行います。

【課 題】

高齢者施設等の事業主体や規模は多様であり、感染症に対する備えの状況にも事業所間で格差が生じているため、行政による適切な支援等が必要です。

【取組方針】

高齢者施設等が、感染症発生時においてもサービスを継続するための備えを講じているか、定期監査の機会等を活用し、実地又は書面により定期的な確認を行うとともに、感染症対策に必要な物資の備蓄を促します。

また、高齢者施設等において、感染症が発生し、感染防護具等が不足する場合に備えて、感染防護具等を備蓄します。

重点課題② 包括的な支援体制の構築

1 在宅医療・介護連携の充実

高齢化の進行に伴い、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、地域においても複数の疾患や不安を持つ高齢者が増加するものと想定されます。高齢者の疾患が悪化した場合は、早期に治療を受け、できる限り早く生活の場へと戻ることが、介護の重度化や生活機能低下の防止に不可欠であり、また、認知症の人が、容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく医療・介護の支援を受けられることが重要です。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域の在宅医療・介護の提供に携わる団体が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する必要があります。

本市では、医療・介護の関係団体の代表者等で構成される「高松市在宅医療介護連携推進会議」において、在宅医療・介護連携の現状と課題を把握し、対応策を検討しているほか、多職種が連携し、チームとなって機能する仕組みづくりを推進しています。

今後も、疾患のある高齢者を支える入院医療・在宅医療・介護の場において、それぞれに従事する医師・歯科医師・薬剤師・看護師・リハビリテーション専門職・介護支援専門員・介護福祉士等の多職種間の連携を強化するため、連携の核となる人材を育成し、感染症や災害時においても継続的なサービス提供の維持を図る必要があります。

また、地域の在宅医療・介護連携を推進するには、市民が、人生会議を通して終末期ケアの在り方や看取りも含めて在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに適切にサービスを選択できるようにすることも重要です。2018（平成30）年10月に長寿福祉課内に設置した在宅医療支援センターで、在宅医療に関する相談に対応するとともに、在宅療養等に関する知識の普及・啓発を図っています。

【主な取組】

- ① 在宅医療・介護連携の推進

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
多職種連携構築度評価平均得点（点）	5.6	6.5	7.0	7.0
要介護者の在宅比率（％）	79.9	77.8	78.3	79.2

(1) 在宅医療・介護連携の推進

【事業の概要】

在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、高松市医師会・歯科医師会や居宅介護支援事業者連絡協議会の代表者などの在宅医療・介護関係者で構成される「高松市在宅医療介護連携推進会議」を開催するなど、情報共有と連携強化を図ります。

それにより、医療・介護の連携の場面（入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り）に応じた取組や、認知症の方々への対応等の取組を強化し、医療と介護の両方を必要とする高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

【事業実績】

- ・在宅ケア便利帳（冊子・CD-R 版、ホームページ版）の作成及び更新
- ・入退院時等における円滑な情報共有のための入退院支援ルール作成
- ・在宅医療支援センターの設置・運営
- ・在宅医療コーディネーターの養成、フォローアップ研修
- ・多職種連携研修の開催
- ・啓発用パンフレットの作成と出前講座の開催

区 分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年*	
高松市医療介護連携推進会議		開催回数 (回)	6	(※1) 6	5
部 会	退院支援・医療介護連携部会	開催回数 (回)	12	11	9
	I C T 部会	開催回数 (回)	2	1	1
	多職種連携部会	開催回数 (回)	4	5	5
	在宅医療コーディネーター部 会	開催回数 (回)	1	1	1
医療介護連携ミーティング		開催回数 (回)	4	2	未定
		参加者数 (人)	388	218	未定
多職種連携研修		開催回数 (回)	1	0	1
		参加者数 (人)	111	(※2) 0	100

※1 書面開催 1 回を含む

※2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止

(★2020.12 末時点の年度末見込)

【課 題】

在宅療養に関する医療や介護の情報を一元的に管理できる仕組みづくりが必要です。

また、医療・看護・介護・福祉等の各職種において、それぞれの専門性や特色をいかした連携及び情報共有による顔の見える関係づくりや、本市における在宅医療・介護連携の課題や対応について多職種間で協議する機会や研修の実施を継続することが必要です。

さらに、在宅医療支援センターの効果的な運営とともに、在宅医療・介護の推進について、広く市民に周知・啓発を行う必要があります。

【取組方針】

引き続き、情報共有と連携強化を推進する仕組みづくりとその活用に向けて、下記の8つの事業に取り組めます。

- ・「高松市在宅医療介護連携推進会議」を開催し、在宅医療・介護の課題や対応策等について検討します。
- ・地域の医療・介護関係者や市民のニーズに沿った、医療・介護に関する情報提供を行うとともに、入退院及び在宅療養における円滑な情報共有のためのツールを活用するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。
- ・医療、看護、介護、福祉等の多職種間の相互の理解や顔の見える関係づくりを支援するための研修等を実施するほか、在宅医療への移行及びそのマネジメントに関し、連携の核となる人材として、在宅医療コーディネーターを養成します。
- ・在宅医療支援センターを中心に、在宅療養に関する相談等を受け付け、必要に応じた情報提供により、相談者を支援します。また、新型コロナウイルス感染症流行等、対面での相談が困難な状況においても相談が可能となるよう、オンライン相談を導入します。
- ・市民に人生会議の重要性を伝える中で、終末期ケアの在り方や看取りも含めて在宅医療や介護についても理解し、支援が必要になったときに、希望に沿った選択ができるよう、広く周知・啓発を行います。
- ・共通の課題や情報共有の方法等、広域連携が必要な事項については、関係市町と協議し、対応を検討します。

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
多職種連携構築度評価平均得点（点）	6.5	7.0	7.0
要介護者の在宅比率（％）	77.8	78.3	79.2

2 介護保険サービスの充実

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者やその家族等の介護者を、社会全体で支えていく仕組みであり、介護が必要になったときに、必要な支援（介護保険サービス）を受けられるようにする制度です。

介護する家族を支援する側面からは、十分に働ける人が、家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する人が働き続けられるよう「介護離職ゼロ」の実現を目指し、特別養護老人ホーム等従来からの介護サービスに加え、特定施設入居者生活介護も含めた効果的な介護基盤整備を行うことが重要です。また、入所した人の生活の側面からは、施設での生活が居宅での生活に近いものとなるように努める必要があります。

団塊の世代すべてが75歳以上となる2025（令和7）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据え、地域の介護需要、サービスの種類ごとの利用量の見込みを予測し、効率的で質の高いサービスの提供を持続することができる体制の構築に向けて、サービスの充実を図ります。

【主な取組】

- ① 居宅サービス
- ② 地域密着型サービス
- ③ 施設サービス
- ④ 介護給付等費用適正化事業
- ⑤ 住宅改修支援事業
- ⑥ 介護サービス相談員派遣等事業

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
第8期計画期間中の施設・居住系サービスの整備率（％）	7.6	－	－	100.0
ケアプラン点検件数（件）	229	130	135	140
介護サービス相談員派遣受入事業所数（か所）	27	28	29	30

(1) 居宅サービス

【事業の概要】

自宅を中心に提供する介護サービスであり、自宅での日常生活の手助けなどをしてもらう訪問サービスや、施設に通って食事や入浴などを受ける通所サービス、一時的に施設に泊まるショートステイなどがあります。

また、自宅のほか、有料老人ホームなどに入居している人が介護サービスを受ける、特定施設入居者生活介護があります。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
訪問介護（回／月）	96,543	101,576	
訪問入浴介護（回／月）	576	586	
介護予防訪問入浴介護（回／月）	0	3	
訪問看護（回／月）	16,387	19,224	
介護予防訪問看護（回／月）	394	421	
訪問リハビリテーション（回／月）	3,862	3,603	
介護予防訪問リハビリテーション（回／月）	134	100	
居宅療養管理指導（人／月）	2,502	2,802	
介護予防居宅療養管理指導（人／月）	67	65	
通所介護（回／月）	52,305	56,067	
通所リハビリテーション（回／月）	18,957	19,516	
介護予防通所リハビリテーション（人／月）	739	892	
短期入所生活介護（日／月）	31,770	32,555	
介護予防短期入所生活介護（日／月）	88	74	
短期入所療養介護（日／月）	667	676	
介護予防短期入所療養介護（日／月）	4	10	
特定施設入居者生活介護（人／月）	669	688	
介護予防特定施設入居者生活介護（人／月）	56	62	
福祉用具貸与（人／月）	7,245	7,601	
介護予防福祉用具貸与（人／月）	1,780	1,928	
特定福祉用具購入費（人／月）	105	112	
特定介護予防福祉用具購入費（人／月）	33	32	
住宅改修費（人／月）	83	80	
介護予防住宅改修費（人／月）	55	45	
居宅介護支援（人／月）	11,720	12,031	
介護予防支援（人／月）	2,314	2,529	

（★2020.〇～〇月利用分までの平均実績値）

【課 題】

サービスごとに利用量の減少・増加の傾向はみられるものの、住み慣れた地域で自立した生活を送りたいという要介護（要支援）の高齢者のニーズが高まる中で、居宅サービス全体の利用量は増加傾向にあります。在宅における中重度の利用者や家族介護者のニーズにも対応し、必要なサービスが適切に提供できる体制の整備が必要です。

【取組方針】

第7期計画期間中のサービス利用実績、基礎調査結果及び施設の整備状況等を基に、今後必要となるサービス量を見込みます。

また、要介護（要支援）の高齢者が、住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を送ることのできる、在宅を中心とした地域包括ケアの実現に向け、指定を行った事業者と連携を図りながら、医療系サービスやレスパイトケア（家族の負担軽減）に対応するサービスなどの提供体制の整備と共に、質の向上に努めます。

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
訪問介護（回／月）	推計中		
訪問入浴介護（回／月）			
介護予防訪問入浴介護（回／月）			
訪問看護（回／月）			
介護予防訪問看護（回／月）			
訪問リハビリテーション（回／月）			
介護予防訪問リハビリテーション（回／月）			
居宅療養管理指導（人／月）			
介護予防居宅療養管理指導（人／月）			
通所介護（回／月）			
通所リハビリテーション（回／月）			
介護予防通所リハビリテーション（人／月）			
短期入所生活介護（日／月）			
介護予防短期入所生活介護（日／月）			
短期入所療養介護（日／月）			
介護予防短期入所療養介護（日／月）			
特定施設入居者生活介護（人／月）			
介護予防特定施設入居者生活介護（人／月）			
福祉用具貸与（人／月）			
介護予防福祉用具貸与（人／月）			
特定福祉用具購入費（人／月）			
特定介護予防福祉用具購入費（人／月）			
住宅改修費（人／月）			
介護予防住宅改修費（人／月）			
居宅介護支援（人／月）			
介護予防支援（人／月）			

(2) 地域密着型サービス

【事業の概要】

住み慣れた自宅や地域での生活が継続できるよう、身近な生活圏域ごとに提供する介護サービスです。

原則として、利用者は他の市町村にある事業所のサービスは利用できません。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人／月）	36	50	
夜間対応型訪問介護（人／月）	198	194	
認知症対応型通所介護（回／月）	1,997	1,866	
介護予防認知症対応型通所介護（回／月）	9	15	
小規模多機能型居宅介護（人／月）	220	231	
介護予防小規模多機能型居宅介護（人／月）	25	27	
認知症対応型共同生活介護（人／月）	880	878	
介護予防認知症対応型共同生活介護（人／月）	2	3	
地域密着型特定施設入居者生活介護（人／月）	12	12	
看護小規模多機能型居宅介護（人／月）	37	43	
地域密着型通所介護（回／月）	18,429	18,299	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人／月）	0	-	

（★2020.〇～〇月利用分までの平均実績値）

【課 題】

サービスごとに利用量の減少・増加の傾向はみられるものの、重度の要介護高齢者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、また、認知症の高齢者が今後増加していくことを踏まえ、住み慣れた地域で、身近な事業所によるきめ細やかなサービスを適切に提供できる体制を整備するとともに、サービスの普及促進を図ることが必要です。

【取組方針】

第7期計画期間中のサービス利用実績、基礎調査結果及び施設の整備状況等を基に、今後必要となるサービス量を見込みます。

また、要介護（要支援）の高齢者が、住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を送ることのできる、在宅を中心とした地域包括ケアの実現に向け、指定を行った事業者と連携を図りながら、医療系サービスやレスパイトケア（家族の負担軽減）に対応するサービスなどの提供体制の整備と共に、質の向上に努めます。併せて、利

用者をはじめ、事業者や介護支援専門員（ケアマネジャー）等を中心に、サービスの普及啓発を行います。

区 分	令和３年	令和４年	令和５年
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人／月）	推計中		
夜間対応型訪問介護（人／月）			
認知症対応型通所介護（回／月）			
介護予防認知症対応型通所介護（回／月）			
小規模多機能型居宅介護（人／月）			
介護予防小規模多機能型居宅介護（人／月）			
認知症対応型共同生活介護（人／月）			
介護予防認知症対応型共同生活介護（人／月）			
地域密着型特定施設入居者生活介護（人／月）			
看護小規模多機能型居宅介護（人／月）			
地域密着型通所介護（回／月）			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人／月）			

(3) 施設サービス

【事業の概要】

常時介護が必要で、自宅での生活が困難な人や、長期にわたり療養・リハビリテーションが必要な人が施設に入所して受ける介護サービスです。

施設サービスには、4種類のサービスがありますが、2023（令和5）年度末には介護療養型医療施設の廃止が予定されています。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） （人／月）	1,618	1,625	
介護老人保健施設（人／月）	1,081	1,080	
介護療養型医療施設（人／月）	137	107	
介護医療院（人／月）	0	-	

【課 題】

施設でのケアを必要とする高齢者が適切に利用できるよう、また、介護離職ゼロへの対応の観点からも、定員数が利用見込人数に対し不足している施設サービスについて、必要な整備を図り、入所待機者の解消を図ることが求められます。

また、2023（令和5）年度末で設置期限を迎えることとなっている介護療養型医療施設は、介護医療院への転換の動向も見極めながら、必要なサービスを適切に提供できる体制の整備が必要です。

【取組方針】

第7期計画期間中のサービス利用実績、基礎調査結果及び施設の整備状況等を基に、医療療養病床からの転換等に伴う追加的需要を含め、今後必要となるサービス量を見込みます。

定員数が利用見込人数に対し不足しているサービスについては、2023（令和5）年度末までにサービス見込み量に見合う整備を図ります。

介護医療院については、県による医療療養病床及び指定介護療養型医療施設における介護保険施設等への転換の意向調査結果を踏まえ、整備を図ります。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） （人／月）	推計中		
介護老人保健施設（人／月）			
介護療養型医療施設（人／月）			
介護医療院（人／月）			

(4) 介護給付等費用適正化事業

【事業の概要】

適切な介護保険サービスの確保と、その結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を推進します。

＜介護給付適正化事業主要5事業＞

- ・要介護認定の適正化
- ・ケアプラン点検
- ・住宅改修等の点検
- ・縦覧点検・医療情報との突合
- ・介護給付費通知

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
給付費通知発送件数（件）	67,984	69,372	
ケアプラン点検件数（件）	640	229	

【課 題】

介護保険事業の持続的な運営に向けて、介護サービス事業者の介護報酬請求の適正化等の推進を図るため、引き続き、主要5事業を着実に推進することが必要です。

また、適切な介護サービスの提供に向けて、急速に増え続ける介護サービス事業所に対応した指導監督体制の整備が必要です。

【取組方針】

主要5事業を着実に実施するとともに、介護サービス事業者への実地指導等を通じたサービスの質的な向上を目指し、限られた人員体制の中で、効果的な指導監督体制を整備することにより、適切な介護サービスの提供を図ります。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
給付費通知発送回数（回）	3	3	3
ケアプラン点検件数（件）	130	135	140

(5) 住宅改修支援事業

【事業の概要】

介護保険サービスにおける住宅改修の支給申請に伴い、理由書を作成した居宅介護支援事業者等に対して、補助金を交付します。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
住宅改修理由書作成補助件数（件）	31	28	

【課 題】

居宅介護支援の提供を受けていない住宅改修利用者の負担軽減を図るため、引き続き、住宅改修支援事業を実施し、円滑なサービス提供を確保することが必要です。

【取組方針】

住宅改修利用者が住宅改修に係る適切なマネジメントを受けられるよう、介護支援専門員、作業療法士等の福祉、保健、医療又は建築の専門家と連携を図り、住宅改修の質の向上と利用者負担の軽減を図るため、円滑なサービス利用を促進します。

(6) 介護サービス相談員派遣等事業

【事業の概要】

一定の研修を受けた介護サービス相談員を、サービス事業所等に派遣して利用者等の話を聞き、相談に応じるなどにより、利用者の疑問や不満、不安の解消とともに、派遣を受けた事業所におけるサービスの質的な向上を図ります。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
介護サービス相談員派遣受入事業所数（か所）	27	27	

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

サービスの質的な向上や利用者の利便性を高めるため、現任相談員の必要な知識及び技術等の資質向上のほか、新たに相談員となる担い手や派遣受入事業所の拡充とともに、事業の周知啓発に努めることが必要です。

【取組方針】

現任相談員の資質向上に向けて、定期的な専門研修の受講や、介護サービス利用者の利便性やサービス事業所が提供するサービスの質的な向上を図るために、相談員の増員や派遣受入事業所の拡充を行うとともに、相談員の活動状況を随時、市民に対し情報提供するなど、事業の普及促進及び周知啓発を図ります。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
介護サービス相談員派遣受入事業所数（か所）	28	29	30

3 生活支援・見守り体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護保険サービスだけでなく、多様なニーズに対応した生活支援サービスや、地域の多様な人材をいかした見守り体制が重要であり、そのために、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要です。

本市では、生活状況に応じて必要な福祉サービスを利用することができるよう、介護保険以外の高齢者サービスとして、様々な在宅福祉サービスを実施しているほか、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできるコミュニティ・地域や社会を創っていく、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

地域共生社会は福祉の政策領域だけでなく、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域にも広がるものです。地域の様々な資源を活用し、地域丸ごとのつながりを強化していく必要があります。

【主な取組】

- ① 高齢者のための在宅福祉サービス
- ② 地域で支えあう見守り活動に関する協定

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
見守り協定締結事業者数（事業者）	87	87	90	94

(1) 高齢者のための在宅福祉サービス

【事業の概要】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険以外の高齢者サービスとして、様々な在宅福祉サービスを実施し、在宅生活を支援します。

事業名	内 容
特別あんしん見守り事業	老人介護支援センターの職員等が、特に定期的な見守り支援が必要な在宅の一人暮らし高齢者等を対象に、週1回の見守り活動を行います。
軽度生活援助事業	日常生活において、援助が必要な一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に、シルバー人材センターの援助員による自宅周りの清掃、食材の買い物等、軽易な日常生活上の援助を提供します。
あんしん通報サービス事業	一人暮らし高齢者等宅に、24時間365日、日常生活等の相談に応じるサービスを備えた緊急通報装置を設置し、急病・災害時等、緊急時における異常事態の通報と迅速な対応を図ります。
高齢者と施設の交流事業	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、老人福祉施設等で調理された食事を自宅へ配食することにより、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認などの見守り支援を行います。今後、事業のより良いあり方を検討します。
配食見守りサービス事業	食事の支援と、見守りが必要な一人暮らし高齢者又は高齢者世帯の人を対象に、民間の事業者が弁当を配達するとともに安否確認を行い、異常時には、関係機関への連絡を行います。

【事業実績】

区 分		平成30年	令和元年	令和2年*
特別あんしん見守り事業	利用登録者数（人）	8	9	12
	延べ利用回数（回）	261	259	347
軽度生活援助事業	利用登録者数（人）	2,798	2,628	1,997
	延べ利用回数（回）	13,730	12,575	12,018
あんしん通報サービス事業	利用登録者数（人）	1,627	1,549	1,482
高齢者と施設の交流事業	実施施設数（か所）	23	23	22
	延べ利用食数（食）	24,301	22,410	24,015
配食見守りサービス事業	利用登録者数（人）	790	903	1,003
	延べ利用回数（回）	36,924	36,311	37,369

区 分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
日常生活用具給付事業	自動消火器給付件数（件）	18	8	11
	火災警報器給付件数（件）	18	10	12
	電磁調理器給付件数（件）	26	25	27

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

類似の事業との調整や事業の在り方の検討、対象者の要件の見直しなどを行い、真に必要な人にサービスを提供する必要があります。

【取組方針】

生活状況に応じて必要な福祉サービスを利用することができるよう、市民及び事業者等に事業を周知し、必要な人に適切にサービスが提供されるよう、円滑な事業の運営に努めます。

(2) 地域で支えあう見守り活動に関する協定

【事業の概要】

本市、高松市民生委員児童委員連盟及び企業・団体等が、それぞれの立場で連携・協力し、高齢者等の見守り活動及び支援活動を行うことにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備し、地域福祉の向上に寄与することを目的として、3者の間において、地域で支えあう見守り活動に関する協定（以下「見守り協定」という。）を締結しています。

企業・団体等の協力事業者が、通常業務の範囲において、高齢者等支援を必要とする人の自宅を訪問した際、何らかの異変を発見した場合に、その状況を本市等へ連絡することで、高松市民生委員児童委員連盟や関係各課等と連携し、適切な対応を図ります。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
見守り協定締結事業者数（事業者）	82	87	89

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

見守り協定締結事業者に対し、高齢者の異変に気づくポイントを丁寧に説明するとともに、事業者からの通報があったときに迅速に対応するため、庁内連携体制を強化していく必要があります。

【取組方針】

2018（平成30）年11月から、本活動を消費者安全法に定める「消費者安全確保地域協議会」と位置付け、香川県警がアドバイザーに加わりました。

高齢者等の見守り活動とともに消費生活の安全確保も行います。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
見守り協定締結事業者数（事業者）	87	90	94

4 認知症施策の推進

認知症施策については、これまで「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき推進されてきました。今後、認知症高齢者等の増加や、高齢者の一人暮らし世帯や夫婦のみの世帯の増加が見込まれる中で、国において、総合的な対策を推進するため、2019（令和元）年に、認知症施策推進大綱がとりまとめられました。

認知症になるのを遅らせ、認知症になっても進行を緩やかにする「予防」と、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、取組を推進する必要があります。

本市においても認知症施策推進大綱に基づき、「認知症施策推進計画」と位置付け、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の早期診断・早期対応に取り組むとともに認知症で生活上の困難が生じた場合でも、周囲や認知症サポーターを中心とした、認知症の人やその家族を支援する仕組みづくりに取り組みます。

【主な取組】

- ① 認知症ケアパスの普及
- ② 認知症地域支援推進員の配置
- ③ 認知症カフェの設置・運営
- ④ 認知症初期集中チームの運営
- ⑤ 認知症サポーター養成講座等の実施
- ⑥ チームオレンジの設置
- ⑦ 認知症の人を支える家族のつどい「ひだまり」事業
- ⑧ 認知症等行方不明高齢者家族支援サービス事業
- ⑨ 認知症等行方不明高齢者保護ネットワーク
- ⑩ 成年後見制度利用支援事業

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
認知症初期集中支援チームの支援が医療や介護保険サービス等につながった割合（％）	71.0	100.0	100.0	100.0
認知症サポーター養成人数（累計）（人）	50,188	53,000	56,000	59,000

(1) 認知症ケアパスの普及

【事業の概要】

認知症の人やその家族が、認知症の容態に応じて、適時・適切に切れ目なく、サービスを提供されるように、いつ、どこで、どのような医療・介護保険サービス等を受けることができるのか、支援機関名やケア内容を具体的に掲載した「認知症ケアパス」の普及を促進します。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
認知症ケアパス掲示場所数（累積）（か所）	2,406	2,406	2,406
認知症ケアパス設置場所数（累積）（か所）	2,534	2,534	2,534
認知症ケアパス配布数（累積）（枚）	45,600	48,617	49,790

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

アンケート結果によると、認知症になっても安心して暮らせるために重点を置くべきことについて、「認知症のことを相談できる窓口・体制の充実」が58.3%と、過半数を占めていることから、容態に応じた相談窓口や支援機関、ケア内容を掲載した「認知症ケアパス」の更なる周知が必要です。

【取組方針】

医療や介護保険サービス等の情報を更新し、地域包括支援センター、長寿福祉課、介護保険課の相談窓口やコミュニティセンターなどに設置するとともに、広報紙やホームページ等で周知します。また、認知症サポーター養成講座や市政出前ふれあいトーク等で説明を行います。さらに、認知症に関する個別の相談についても、認知症ケアパスを活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに、相談先や受診先の利用方法等が、具体的に伝わるように活用していきます。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
認知症ケアパスについて説明配布数（枚）	3,000	3,000	3,000

(2) 認知症地域支援推進員の配置

【事業の概要】

地域包括支援センター及び各サブセンターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族等からの相談を受けるとともに、医療機関・介護サービス事業所等の関係機関と連携し、支援を行います。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
配置数（人）	9	9	6
認知症地域支援推進員が受けた認知症に関する相談実績件数（数）	619	535	430

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

認知症地域支援推進員の存在や役割について、更なる周知が必要です。また、認知症初期集中支援チームや認知症カフェ等と連携を図るとともに、認知症の人やその家族のニーズの把握に努めることが必要です。

【取組方針】

認知症地域支援推進員の存在や役割について、広報紙やホームページ等を活用して周知を行うとともに、地域包括支援センター及び各サブセンターへの配置を推進します。また、認知症初期集中支援チームや認知症カフェ等と連携し、認知症の人やその家族等への相談支援体制の充実を図るとともに、認知症の人や家族の支援ニーズと、認知症サポーターを中心とした支援をつなぐよう努めます。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
認知症地域支援推進員が受けた認知症に関する相談実績件数（数）	460	480	500

(3) 認知症カフェの設置・運営

【事業の概要】

認知症の人の介護者の負担軽減等を図るため、認知症の人やその家族が、地域住民や専門職と情報を共有し、互いを理解し合うことのできる認知症カフェの設置・運営の支援に取り組みます。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
設置数（累積）（か所）	7	13	16

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

認知症の人やその家族、地域の人やボランティア等、誰もが気軽に参加でき、認知症について正しく理解し、支援できるような認知症カフェのが必要です。

また、認知症カフェに関心を持ってもらえるよう、周知・啓発が必要です。

【取組方針】

認知症の人やその家族が、それぞれの思いを発信できる場所となるように、研修や運営者同士の情報交換会等を実施するほか、認知症サポーター等をつなぐことで、運営の支援を行います。

また、各種相談や関係機関との連携により、認知症の人やその家族を、認知症カフェにつなぐ支援を行うとともに、地域の人たちにも参加してもらうことで、地域に根ざした認知症カフェとなるよう、周知・啓発に努めます。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
認知症カフェ年間参加者数（人）	2,000	2,000	2,000

(4) 認知症初期集中支援チームの運営

【事業の概要】

認知症又はその疑いがある人やその家族の家庭を、認知症の知識を持つ専門職（専門医・看護師・介護福祉士等）が訪問し、必要に応じて認知症に関する情報提供や医療機関への受診、介護保険サービス等の利用につなげる等の支援を行います。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
訪問実人数（人）	14	13	8
認知症初期集中支援チームの支援が医療や介護保険サービス等につながった割合（％）	82.0	71.0	87.5
訪問延べ件数（件）	95	84	50

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

認知症初期集中支援チームの介入により、医療機関、介護保険サービス等の利用につながるなど、効果的な支援が行われている一方で、相談件数は伸びていない状況にあります。認知症初期集中支援チームの活動の質の向上を図るとともに効果を周知し、認知症の早期診断・早期対応の重要性について、地域住民や関係機関の理解を促すことが必要です。

【取組方針】

認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断・早期対応の重要性とその効果を関係機関に情報提供するとともに、活動内容については、市政出前ふれあいトーク、広報紙、ホームページ等で継続して周知し、利用の促進を図ります。

さらに、認知症初期集中支援チームと地域包括支援センターの連携体制の充実を図ることで、質の高い支援を行います。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
訪問実人数（人）	10	15	20
認知症初期集中支援チームの支援が医療や介護保険サービス等につながった割合（％）	100.0	100.0	100.0

(5) 認知症サポーター養成講座等の実施

【事業の概要】

地域で認知症高齢者等の生活を支える取組として、地域住民・学校・企業等を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症についての正しい理解・知識の普及を促進します。

また、認知症サポーターを対象に、認知症への正しい理解や対応方法について、より内容を充実した認知症サポーターステップアップ講座を実施し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりの担い手としての意識高揚を図ります。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
認知症サポーター養成人数（累積）（人）	46,146	50,188	51,918
認知症サポーターフォローアップ講座受講人数（人）※令和 3 年度からステップアップ講座	15	49	16
認知症を理解し、ボランティアとして活動する者（累積実人数）（人）	4	21	30

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

より多くの人に、認知症についての正しい理解を深めてもらうため、認知症サポーター養成講座を継続して開催し、幅広い年齢層のサポーターを増やすことが必要です。

また、認知症カフェでのボランティアとしての関わりや、地域で見守る体制づくりを意識した認知症サポーターステップアップ講座を実施していくことが必要です。

【取組方針】

認知症の人やその家族等の生活を身近なところで支えている地域住民・学校・企業などの幅広い年齢層の市民等を対象に、認知症サポーター養成講座を開催します。

また、認知症高齢者等にやさしい地域づくりの担い手として活動ができるよう、認知症サポーターステップアップ講座の内容の充実を図ります。さらに、認知症カフェなどの認知症に関する事業等においてもボランティアとして活動できるよう、関係機関との連携体制を整えます。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
認知症サポーター養成人数（累積）（人）	53,000	56,000	59,000
認知症サポーターステップアップ講座受講人数（人）	40	40	40
認知症を理解し、ボランティアとして新たに活動する者（人）	5	5	5

(6) チームオレンジの設置

【事業の概要】

認知症の人とその家族、認知症サポーターステップアップ講座を受講したサポーター等がチームを構成し、認知症の人とその家族に対する生活面の早期からの支援を行うチームオレンジを設置します。

【課 題】

「認知症施策推進大綱」において、認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくりを進める観点等から、2025（令和7）年までの間に「チームオレンジ」を整備するという目標が掲げられました。本市においてもチームオレンジの設置に向けて、認知症の人とその家族、認知症サポーターや地域住民等に対してチームオレンジへの理解を深めるため周知啓発や説明が必要です。また、認知症の人 auch チームの一員として参加できるような支援が必要です。

【取組方針】

認知症サポーターステップアップ講座を企画・開催し、チームオレンジを設置します。また、認知症の人やその家族の支援ニーズの把握に努め、本人やその家族を、認知症サポーターを中心としたチームオレンジの支援につなぐよう取り組みます。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
新規設置件数（件）	1	1	1



出典：厚生労働省老健局

(出典：参考資料 これからの地域づくり戦略第2部 互い編 互助を見つける、互助を育む)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000490107.pdf>

(7) 認知症の人を支える家族のつどい「ひだまり」事業

【事業の概要】

認知症の人を支える家族が、情報交換や互いの経験を語り合う場として「ひだまり」を開催します。同じ悩みを抱えた家族が集まり、認知症についての正しい理解や介護の知識等を深めることで、家族の自信や意欲を高めるとともに、不安等の軽減を図ります。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
実施回数（回）	13	11	10
参加人数（人）	83	63	42
新規参加者の割合（％）	31.0	39.7	38.0

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

認知症の人を支える家族が安心して参加できる場を目指し、内容の充実を図るとともに、認知症の人を支える家族に広く周知していくことが必要です。また、認知症カフェとの連携が必要です。

【取組方針】

認知症の人を支える家族が、介護に対する身体的・精神的負担感を軽減でき、安心して参加できる場となるよう、内容の充実に努めます。また、地域で実施されている家族会や認知症カフェ等との連携を図ります。

(8) 認知症等行方不明高齢者家族支援サービス事業

【事業の概要】

外出し、行方不明になるおそれがある在宅の認知症高齢者等を現に介護している家族及びこれに準ずる人に対し、認知症高齢者等が行方不明になった場合に、早期に発見できる探索機器の購入費を助成します。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
助成件数（件）	9	3	3
登録人数（人）	18	15	13

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれているにもかかわらず利用者が少ないことから、利用しやすい機器の導入を検討するとともに、本事業について、さらに周知していくことが必要です。

【取組方針】

引き続き、在宅介護者への支援として、居宅介護支援事業所等、認知症高齢者やその家族を支援する機関に対して、事業の周知・啓発に努めるとともに、サービスの質の向上に努めます。

(9) 認知症等行方不明高齢者保護ネットワーク

【事業の概要】

認知症等行方不明高齢者の早期発見・早期保護のため、認知症等により高齢者等が行方不明等になる事態が発生した場合に、家族からの警察への行方不明者届(搜索願)に基づき、公開情報として、民生委員・児童委員、総合センター・支所・出張所、地域包括支援センター、健康づくり推進課、コミュニティセンター、老人介護支援センター等へ情報を伝達する認知症等行方不明高齢者保護ネットワークを活用し、市全体で搜索活動を支援します。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
配信登録人数(搜索協力員)	561	578	627

(★2020.12 末時点の年度末見込)

【課 題】

認知症等の高齢者が、道に迷うなどで行方不明となった際に、迅速かつ広範囲にわたり、行方不明時の情報を伝達できるメール配信システムについては、その存在を知らない、登録方法が分かりづらいなどの理由から、搜索協力員の登録が伸び悩んでいます。

また、認知症等で行方不明になるおそれのある高齢者本人の事前登録に対して、家族などが消極的であるケースもみられ、行方不明時の早期発見とすみやかな保護につなげるため、本事業と認知症についての理解が必要です。

【取組方針】

メール配信システムの搜索協力員と本人の登録を増やすため、講座や行事等において周知用のチラシを配布するほか、本市ホームページに登録方法を掲載したページを設けるとともに、「高齢者のためのあんしんガイドブック」に、掲載ページにリンクしたQRコードと説明を掲載するなど、広く周知を行います。

また、このシステムを活用した取組の基盤の構築には、認知症についての理解を深めることが不可欠であり、認知症サポーター養成講座や認知症フェア等、様々な機会をとらえて、市民や事業者等に対して啓発を行います。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
配信登録人数(搜索協力員)	620	640	660

(10) 成年後見制度利用支援事業

【事業の概要】

成年後見制度の利用推進のための中核機関等が、成年後見制度を必要とする人が利用できるよう、制度の普及・啓発、相談等を行います。

また、親族等からの成年後見の申立が困難な場合は市長が申立を行い、申立に係る費用負担が困難な場合は市長が費用の全部又は一部を本人に代わり負担します。

さらに、成年後見人等の報酬の支払いが困難な場合は費用の全部又は一部を助成します。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
市長申立件数（件）	12	21	18
申立に要する助成件数（件）	12	0	8
成年後見人等の報酬に係る助成件数（件）	6	18	21

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

今後、判断能力が不十分な状態にある高齢者や、親族からの支援が困難な状況にある高齢者の増加に伴い、本人の意思を尊重し、生活や財産を守る役割を担う成年後見人等の需要が高まることが予測されることから、市民に対し、成年後見制度等についての周知・啓発が必要です。

また、成年後見制度の広報・相談・利用促進・後見人支援等の機能を持つ中核機関との連携が必要です。

【取組方針】

中核機関を中心に、成年後見制度の普及・啓発を行い、制度の理解を深め、必要に応じて相談することができるよう取り組むとともに、司法・行政・福祉・医療・金融・地域の専門職団体等とのネットワーク連携の強化に努めます。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
市長申立件数（件）	24	27	30
中核機関相談延件数（件）	515	562	608

5 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括ケアシステムを構築するための中核的な機関です。

本市では、各センターの基幹的役割を果たしながら、中心地区を担当する高松市地域包括支援センターと、周辺の担当地区毎に配置された6つのサブセンター、計7か所を設置するとともに、市内の27か所の老人介護支援センターを地域包括支援センターの窓口（ランチ）として位置付け、土日祝を含め24時間体制で相談等に対応する体制を整備し、地域の様々な福祉課題に対応するネットワークを構築しつつ、個別ケースのコーディネートを行っています。

地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職がそれぞれの専門性を生かして高齢者や家族の多様な相談に対応し、ニーズに応じて保健・医療・福祉・介護サービス等を適切にコーディネートできるよう、関係機関等との連携を強化するとともに、介護支援専門員等の質の向上に努め、センターの機能強化を図ります。

また、地域包括支援センターとして継続的に安定した事業実施及び事業の質の向上を図るため、事業評価を実施し、高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会に対して事業の報告及び公正・中立の立場からの意見聴取を行い、今後の取組に生かすこととしています。

【主な取組】

- ① 総合相談支援
- ② 権利擁護の推進
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ④ 地域ケア会議（多職種協働によるネットワークづくり）

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
総合相談件数（件）	23,229	24,100	24,800	25,500
地域ケア小会議における個別課題の検討件数（件）	104	116	130	139

(1) 総合相談支援

【事業の概要】

高齢者のための総合相談窓口として、介護保険を始めとした様々な相談に応じるとともに、地域における関係者等とのネットワークの構築により、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を把握し、適切な保健・医療・福祉・介護サービス機関又は制度の利用につなげるなどの支援を行います。

また、地域福祉の向上に向けた地域のネットワーク構築及び連携強化のため、市内27か所の老人介護支援センターを地域包括支援センターの窓口（ブランチ）として位置付け、地域における在宅介護等に関する相談に24時間体制で応じるほか、介護・保健福祉サービス等の情報提供、関係機関との連絡調整など、住民の利便性を考慮した地域の身近な相談窓口としての役割を委託しています。

【事業実績】

区 分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
総合相談支援	件数（件）	25,194	23,229	21,000
	うち老人介護支援センター対応分（件）	5,175	5,392	5,100
	実人数（人）	12,938	12,538	11,000
	うち老人介護支援センター対応分（人）	3,606	3,650	3,500
老人介護支援センター連絡会（回）		2	2	1
老人介護支援センター整備量（か所）		28	28	28

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

相談内容が多様多様であるため、対応に当たる保健師・社会福祉士・介護支援専門員等の職員の相談対応のスキルアップが必要です。

また、老人介護支援センターは地域の民生委員会や地域福祉ネットワーク会議への参加等、地域に根差しており、相談しやすい場所に配置されています。

今後も高齢者の相談窓口としての地域包括支援センターは、老人介護支援センターと協働し、更なる地域包括ケアの推進強化に取り組むことが必要です。

【取組方針】

総合相談に対応する中で、関係機関との連携強化を図り、地域のネットワークの構築に努めます。

老人介護支援センターがブランチの機能を発揮できるよう、老人介護支援センター連絡会等の機会を捉え、活動の活性化に向けた支援を行います。

区 分		令和3年	令和4年	令和5年
総合相談支援	件数（件）	24,100	24,800	25,500
	うち老人介護支援センター対応分（件）	5,540	5,700	5,860
	実人数（人）	12,990	13,010	13,050
	うち老人介護支援センター対応分（人）	3,890	3,900	3,910

(2) 権利擁護の推進

【事業の概要】

高齢者への虐待防止や、認知症などで財産の管理や日常生活上の不安を抱えている人への支援、悪徳商法などの消費者被害未然防止など、高齢者の人権や財産等を守るための支援をします。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
高齢者虐待に関する相談件数（件）	633	966	576
成年後見制度に関する相談件数（件）	708	1,781	1,908
日常生活自立支援事業に関する相談件数（件）	76	111	50
消費者被害に関する相談件数（件）	9	9	3

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、高齢者に関わる関係者や市民と共通理解を深め、高齢者虐待を未然に防止するため、権利擁護に関する周知啓発を行うことが必要です。

【取組方針】

高齢者虐待や消費者被害に関する相談については、関係機関と連携し、迅速に対応します。中核機関における相談のうち、緊急性の高い支援については緊密な連携を図り、支援を行います。

また、高齢者に関わる関係者や市民に権利擁護に関する周知・啓発を行います。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
成年後見制度に関する相談件数（件）	1,780	1,820	1,860

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

【事業の概要】

介護支援専門員、主治医、地域の関係機関などが、多職種協働により連携し、高齢者の状況や変化に応じて、包括的・継続的なケアが提供できるよう、地域における体制づくりや介護支援専門員に対する支援を行います。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
介護支援専門員からの相談件数（件）	1,266	642	646
介護支援専門員からの相談実人員（人）	722	393	475
地域ケア小会議に介護支援専門員から事例提供があった割合（％）	72.0	98.0	88.5

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携や、体制の強化が必要です。

また、複合的な問題を包含した支援困難ケースの増加に伴い、介護支援専門員の実践力向上支援が求められています。

【取組方針】

居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が、多職種・多機関との連携を強化し、支援を必要とする高齢者の複合的かつ緊急的な問題に合わせた対応ができるよう、介護支援専門員からの相談に対し、助言等を行うとともに、地域ケア小会議個別ケース検討や個別プラン検討を通して、介護支援専門員の実践力向上を支援します。

また、関係課や関係機関と連携を図り、インフォーマル・フォーマルな関係機関との連携体制の構築を図ります。指定居宅介護支援事業者連絡協議会を支援し、介護支援専門員のネットワークの構築を推進します。さらに、関係機関との連携に関する介護支援専門員のニーズに合わせた情報提供や関係機関との意見交換を行います

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
介護支援専門員からの相談件数（件）	840	840	840
介護支援専門員からの相談実人員（人）	650	650	650

(4) 地域ケア会議（多職種協働によるネットワークづくり）

【事業の概要】

地域ケア会議は、医師会、介護サービス事業所、地域住民代表者等の委員で構成され、本市における課題や地域包括ケアシステムの実現に向け、地域課題を政策形成に繋げるための会議です。

地域ケア小会議では、地域課題と個別課題の検討を行っており、地域課題の検討は「地域福祉ネットワーク会議」と一体的に行い、個別課題の検討はリハビリテーション専門職等の多職種が参加し、高齢者の自立支援に向けた個別ケアプランの検討を行っています。

また、複合した問題を抱えた高齢者の具体的な支援内容を検討する個別ケース検討等を実施しています。

【事業実績】

区 分			平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
地域ケア会議開催回数（回）			2	2	2
地域ケア小会議	地域課題（回）		273	232	139
	個別課題	個別ケース検討件数（件）	18	8	14
		個別ケアプラン検討件数（件）	96	96	96

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

認知症や一人暮らし高齢者が増加する中、地域の支援者を含めた多職種の連携が必要な事例に対応するため、介護支援専門員の質の向上を図るとともに、関係機関と連携し、ネットワークの構築につなげることが必要です。

また、地域特性に応じた支援が求められており、地域ケア小会議で把握した地域課題を抽出し、課題の解決に向けた新たな社会資源の開発や地域づくりに反映させることが必要です。

【取組方針】

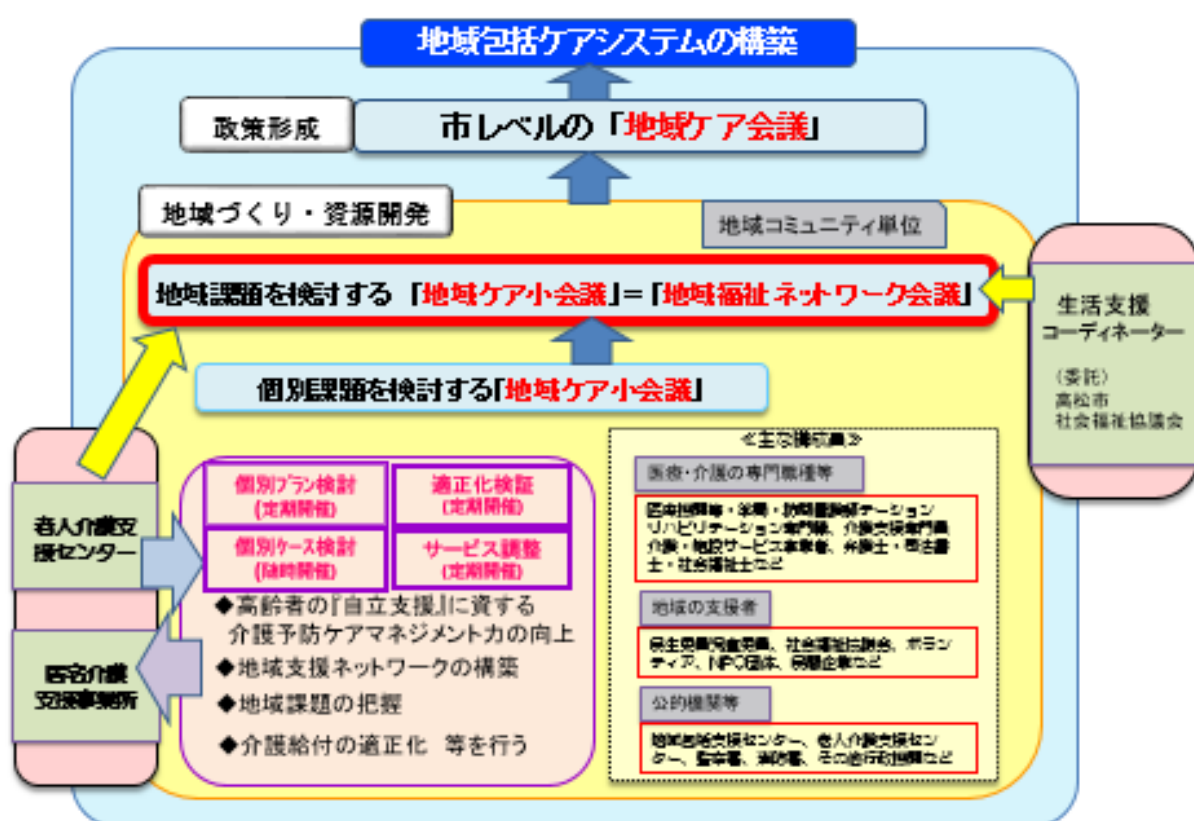
地域ケア会議を円滑に運営し、多職種連携・協働の効果を最大限に引き出すため、更なる環境整備に努めます。

抽出した地域課題については、地域に必要な社会資源の開発や地域づくり、高齢者保健福祉計画への反映等、政策形成につなげることを目指します。また、各地域において、地域住民・関係団体・生活支援コーディネーターと連携・協働し、地域課題の解決に向けた体制づくりを推進します。

個別課題については、各ケースの検討を通じて、関係機関との連携強化を図るとと

もに、介護支援専門員等の質の向上に努めます。また、ケアプラン検討の会議については、リハビリテーション専門職等の多職種の参加により、高齢者の支援に資するケアプラン作成のスキルアップに努めます。

区 分			令和3年	令和4年	令和5年
地域ケア 小会議	地域課題（地区）		44	44	44
	個別課題	個別ケース検討件数（件）	20	25	25
		個別ケアプラン検討件数（件）	96	105	114



6 包括的な相談支援体制の推進

育児と介護の「ダブルケア」や引きこもりの子と高齢の親が同居する世帯の貧困や孤立といった「8050問題」等、高齢者を取り巻く地域生活課題は複雑化・複合化しており、世帯単位で複数の課題を抱えている状況も多くみられています。

このような状況から、本市では「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の構築を進めており、地域のみんなで助け合う仕組みづくりを行うため、生活支援コーディネーターを配置し、地域福祉ネットワーク会議等の住民全体で地域生活課題の把握と解決を試みる活動を推進するとともに、話しやすく分かりやすい身近な相談支援を行うため、地域へ出向きアウトリーチを行う「まるごと福祉相談員」の配置や、身近な福祉の相談窓口として「つながる福祉相談窓口」を各総合センター等へ順次設置しています。

また、どんな福祉の困りごとにも対応できる仕組みづくりを行うため、多機関が協働で支援を行う際の、「まるごと福祉相談員」による相談支援コーディネートや、まるごと福祉会議等を通じた、支援機関同士の情報共有・ネットワーク構築を推進しています。

【主な取組】

- ① 相談支援体制の充実
- ② 生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業
- ③ 学校教育推進事業
- ④ 広報活動等を通じた情報提供、意識啓発
- ⑤ 高松市市民活動センター
- ⑥ 生涯学習コーディネーター養成講座

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
地域福祉ネットワーク会議を設置し、地域の課題解決に向けた検討を行っている地区数（地区）	39	44	44	44
アウトリーチ（地域で情報収集・個別訪問等）件数（件）	732	2,816	3,644	3,644

(1) 相談支援体制の充実

【事業の概要】

高齢者やその家族等が抱える、様々な分野にわたった課題を解決するため、各分野の専門機関が連携することによる包括的な支援体制の構築を推進します。

拠点	内 容
総合センター	・生活全般に関わる手続（戸籍・住民票・税・介護保険等） ・制度・分野にかかわらず福祉の相談を受け、支援機関へつなぐ「つながる福祉相談窓口」
地域包括支援センター （窓口）老人介護支援センター	高齢者の日常生活や介護に関する包括的な支援
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる世代の包括的な支援
自立相談支援センターたかまつ	生活困窮者の就労及び日常生活の課題解決に向けた支援
基幹相談支援センター	障がい者の地域での生活における相談支援
在宅医療支援センター	在宅医療に関する相談支援
高松市社会福祉協議会	複合的な課題を抱える相談者等を支援する「まるごと福祉相談員」
高松市社会福祉協議会権利擁護センター	判断能力が十分でない人の「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」の利用支援

【事業実績】

■各種相談窓口（所在地等の詳細は次のページを御参照ください）

- ・総合センター 4か所
- ・地域包括支援センター 7か所
- （窓口）老人介護支援センター 27か所
- ・子育て世代包括支援センター 5か所
- ・自立相談支援センター 1か所
- ・基幹相談支援センター 8か所
- ・在宅医療支援センター 1か所

【課 題】

高齢者やその家族等を取り巻く様々な相談や潜在的なニーズ、地域の課題等に対し、適切に支援を行うことができるよう、各分野の関係機関の連携を強化し、総合的に対応できる仕組みづくりが必要です。

【取組方針】

高齢者や家族等が抱える様々な分野にわたる課題にも適切に対応できるよう、各分野の関係機関の連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

【高松市内の相談機関一覧】

■総合センター

名 称	住 所	電話番号
牟礼総合センター	高松市牟礼町牟礼 302-1	087-845-2111
香川総合センター	高松市香川町川東上 1865-13	087-879-3211
勝賀総合センター	高松市香西南町 476-1	087-882-7770
国分寺総合センター	高松市国分寺町新居 1298	087-874-1111

■地域包括支援センター

名 称	住 所	電話番号
地域包括支援センター	高松市桜町一丁目 9-12	087-839-2811
サブセンター	一宮	高松市一宮町 503-40
	山田	高松市川島本町 191-13
	勝賀	高松市香西南町 476-1
	香川	高松市香川町川東上 1865-13
	牟礼	高松市牟礼町牟礼 302-1
	国分寺	高松市国分寺町新居 1298

老人介護支援センターでも、高齢者の日常生活や介護に関する相談を受け付けています。

名 称	住 所	番号
老人介護支援センター	市内 27 か所（巻末資料 P191 参照）	同左

■子育て世代包括支援センター

名 称	住 所	電話番号
高松市保健センター	高松市桜町一丁目 9-12	087-839-2363
勝賀保健ステーション	高松市香西南町 476-1	087-882-7971
牟礼保健ステーション	高松市牟礼町牟礼 302-1	087-845-5249
香川保健ステーション	高松市香川町川東上 1865-13	087-879-0371
国分寺保健ステーション	高松市国分寺町新居 1298	087-874-8200

以下の保健ステーションでも、妊娠期から子育て期に関する相談を受け付けています。

名 称	住 所	電話番号
一宮保健ステーション	高松市一宮町 503-40	087-885-5291
山田保健ステーション	高松市川島本町 191-13	087-848-6581

■自立相談支援センター

名 称	住 所	電話番号
自立相談支援センターたかまつ	高松市番町二丁目 1-1 NTT 番町ビル 1 階	087-802-1081

■基幹相談支援センター（中核拠点 1 か所、地域拠点 7 か所）

名 称	住 所	電話番号
高松市障がい者基幹相談支援センター（中核拠点）	高松市福岡町二丁目 24-10	087-880-7012
地域拠点	障害者生活支援センターたかまつ	高松市田村町 1114
	地域生活支援センターこだま	高松市木太町 1997-3
	障害者生活支援センターあい	高松市前田東町 585-21
	障害者地域生活支援センターほっと	高松市川島東町 1914-1
	障害者相談支援センターりゅううん	高松市仏生山町甲 2436-1
	地域活動支援センタークリマ	高松市牟礼町原 883-16
	相談支援事業所ライブサポートセンター	高松市岡本町字上新開 60-1

■在宅医療支援センター

名 称	住 所	電話番号
在宅医療支援センター	高松市番町一丁目 8-15	087-839-2344

■高松市社会福祉協議会

名 称	住 所	電話番号
高松市社会福祉協議会（本所）	高松市福岡町二丁目 24-10	087-811-5888
高松市社会福祉協議会（香川支所）	高松市香川町大野 450	087-879-8021

■権利擁護センター

名 称	住 所	電話番号
高松市社会福祉協議会権利擁護センター	高松市福岡町二丁目 24-10	087-811-5250

(2) 生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業

【事業の概要】

2016（平成28）年10月に予防給付から介護予防・日常生活支援総合事業に移行した訪問型・通所型サービスを始めとした介護予防・生活支援サービスについて、支援が必要な高齢者のニーズに対応するため、生活支援コーディネーターの配置や協議体での検討を通じて、多様な主体による様々なサービスの提供体制を構築します。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
地域福祉ネットワーク会議を設置し、地域の課題解決に向けた検討を行っている地区数（地区）	39	39	41
住民主体によるサービスを提供している地区数（地区）	19	25	25

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

従来と同等のサービスを提供しつつ、多様なサービスへの事業所等の参画や利用者の利用促進を図るとともに、担い手の確保に向けた取組が必要です。

【取組方針】

多様なサービスへの事業所等の参画や利用者の利用促進を図るとともに、引き続き生活支援コーディネーターによる支援を行いながら、住民主体による地域での支え合いの体制づくりを推進します。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
地域福祉ネットワーク会議を設置し、地域の課題解決に向けた検討を行っている地区数（地区）	44	44	44
住民主体によるサービスを提供している地区数（地区）	37	40	43

(3) 学校教育推進事業

【事業の概要】

全市立小・中学校を対象に、活動経費を補助するとともに、総合的な学習の時間において、高齢者との世代間交流や老人ホームでの介護体験学習などを計画している学校に対して、高齢者と児童生徒相互が共に学び合える場、理解を深めることのできる場となるよう指導します。

【事業実績】

区 分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
補助件数	小学校（校）	47	47	47
	中学校（校）	23	24	24

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

新たな人材や協力施設の確保等、より充実した学習の場に向けての調整が必要です。

【取組方針】

地域の人材を有効活用し、児童生徒の体験活動の充実を図りながら、探究的な学習を推進します。

(4) 広報活動等を通じた情報提供、意識啓発

【事業の概要】

市職員が地域へ出向いて市政について説明する「市政出前ふれあいトーク」を実施し、地域の人々と触れ合う中で、地域の実情を把握し、市民から出された意見・提言等を市政に反映します。また、「市長への提言」に寄せられた様々な意見・要望と、これに対する回答、新聞等の報道機関に提供した市政情報をホームページに掲載することにより、福祉意識の啓発を図ります。

さらに、広報紙を始め、ホームページ、テレビ（ケーブルテレビ含む）、FMラジオ、SNS等の広報媒体を活用して、市民に対し情報を提供するとともに、福祉意識の醸成・啓発を図ります。

【事業実績】

■広報媒体を活用した情報提供

- ・広報高松（毎月1回発行）、点字広報（毎月1回発行）、声の広報（毎月1回発行）
- ・地上波テレビによる広報
- ・ケーブルテレビによる広報：「ホットラインたかまつ」「いきいきNAVI」等
- ・ラジオによる広報（FM高松）：「げんキッズ」「高松市インフォメーション」
- ・SNS、動画配信サービスの活用

■市政出前ふれあいトーク

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
実施件数（件）	652	509	280
参加人数（施設見学含む）（人）	19,252	15,327	6,000

■市長提言

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
提言件数（件）	248	300	550

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

様々な広報活動等を通じて、分かりやすく、タイムリーに情報提供するとともに、福祉意識の醸成・啓発が必要です。

【取組方針】

広報紙や市政出前ふれあいトークなど、様々な広報活動等を通じて、相互扶助の心で高齢者を見守り支え合う福祉意識の醸成・啓発に努めます。

(5) 高松市市民活動センター

【事業の概要】

瓦町FLAG8階の高松市市民活動センターにおいて、市民及び市民活動団体、地域コミュニティ協議会などの社会貢献活動（市民活動）の促進を図り、協働によるまちづくりを推進するため、市民活動団体等の活動拠点の支援・情報収集・提供学習・研修などを行います。

【事業実績】

■各種媒体を利用した情報提供

- ・機関誌発行、メールマガジン配信、ホームページ・SNS等

■コーディネート事業の実施

- ・まちづくり学校（地域づくりチャレンジ塾）
- ・たかまつソーシャルビジネス支援ネットワーク 等

■各種講座の開催

- ・市民活動支援講座、市民活動紹介講座

■相談事業の実施

- ・ボランティア、NPO、補助金申請等に関する相談

■市民活動センター年間総利用者数

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
年間総利用者数（人）	21,311	23,043	7,022

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

行政や地域の課題解決のため、行政・地域コミュニティ協議会・市民活動団体・企業・大学等をコーディネート及びマッチングする中間支援組織としての機能の充実が必要です。また、協働によるまちづくりを推進するため、市民活動団体等への活動支援の強化に取り組むことが必要です。

【取組方針】

市民活動の中間支援組織である市民活動センターにおいて、市民活動に関する情報収集・提供や活動支援講座等を行うなど効果的な支援を行い、市民活動の促進を図ります。

また、センターの持つコーディネート機能をいかし、市民活動団体、地域コミュニティ協議会、企業等、多様な主体が参画・協働するまちづくりの取組を推進します。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
年間総利用者数（人）	20,030	20,085	20,140

(6) 生涯学習コーディネーター養成講座

【事業の概要】

各コミュニティセンターにおいて、生涯学習を推進・援助する人材の養成を図り、生涯学習を推進するため、「生涯学習コーディネーター養成講座」を開催します。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
開催回数（回）	10	10	9

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

地域における生涯学習をより一層推進するため、講座内容の充実を図り、受講者を増やすことが必要です。

【取組方針】

引き続き、生涯学習コーディネーター養成講座を開催し、地域の生涯学習をコーディネートするキーパーソンを養成します。

7 家族介護支援の推進

介護に携わる家族介護者が抱えている問題は、体力・精神面での疲れや、自身の健康、仕事との両立に対する不安、経済的な負担など、多岐にわたるものと考えられます。こうした状況を踏まえ、介護者が在宅で安心して介護ができるよう、介護者の生活・人生の質の向上という視点から状況を把握し、介護者の不安を解消するとともに効果的なサービス提供、在宅介護に対する支援等につなげる必要があります。

【主な取組】

- ① 高齢者短期入所事業
- ② 寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業
- ③ 寝たきり高齢者等介護見舞金支給事業
- ④ たかまつ介護相談専用ダイヤル
- ⑤ 総合相談支援（再掲）
- ⑥ 相談支援体制の充実（再掲）

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
介護相談専用ダイヤルの相談件数 （件）	489	500	470	440

(1) 高齢者短期入所事業

【事業の概要】

虚弱な高齢者を、在宅において養護している人を対象に、養護者が疾病・事故・冠婚葬祭などの理由で、家庭において一時的に養護できなくなった場合、高齢者に養護老人ホームにおいて一時的な期間（原則7日以内）、宿泊・食事・入浴のサービスを提供し、今後も在宅で継続した生活が送れるよう、高齢者の養護を図るとともに、養護する人の支援を行います。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
延べ利用人数（人）	36	32	30
延べ利用日数（日）	960	792	992

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

高齢者の事情による利用や、困難事例の避難場所としての利用が多いことから、退所後の生活環境を整えるのに時間を要しており、原則7日以内である利用日数が長期化する傾向にあります。

【取組方針】

高齢者の適切な生活環境を整えるため、早期退所に向けて関係機関と連携し、被養護者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることができるよう努めます。

(2) 寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業

【事業の概要】

高齢者の日常生活の支援及び家族の身体的・経済的負担の軽減のため、要介護認定を受けている高齢者や、認知症により常時おむつを必要とする高齢者、尿失禁を伴う過活動膀胱の高齢者などを対象に、紙おむつ等を給付します。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
登録人数（人）	1,821	1,881	2,346
延べ利用者数（人）	19,644	20,414	21,127

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

給付される紙おむつ等については、本市の指定する組み合わせの中から利用者が選択するため、状況に合わせて変更することが必要です。今後、紙おむつ等の給付について、高齢者や家族のニーズに合った方法を検討する必要があります。

【取組方針】

高齢者や家族へのアンケート結果を基に、給付の仕組みや紙おむつ等の組み合わせの内容を検討し、できる限り利用者のニーズに合った制度となるよう検討していきます。

(3) 寝たきり高齢者等介護見舞金支給事業

【事業の概要】

要介護4以上の認定を受けている高齢者を在宅で、常時介護する家族を支援するため、介護見舞金を支給します。

【事業実績】

区 分	平成30年	令和元年	令和2年*
支給人数（人）	656	686	673

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

広報紙・ホームページの活用や、民生委員・児童委員、介護支援専門員等に対する事業の更なる周知が必要です。

【取組方針】

事業の周知を行うとともに、高齢者を在宅で介護する家族への支援を継続することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援に努めます。

(4) たかまつ介護相談専用ダイヤル

【事業の概要】

市民の介護や日常生活の不安を軽減し、在宅介護を円滑に行うための環境整備や、独居の不安・介護疲れの軽減を図るため、地域包括支援センターや高齢者相談窓口の閉庁時間にも利用できる、「たかまつ介護相談専用ダイヤル」事業を24時間365日実施します。また、相談内容によっては、関係機関と連携し、適切な対応を行います。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
相談件数(件)	443	489	440

(★2020.12 末時点の年度末見込)

【課 題】

高齢化の進展に伴い、相談件数の増加とともに、内容が多様化・複雑化しているため、相談員等のスキルアップ及び関係機関の連携強化が必要です。

【取組方針】

事業の周知をさらに行うとともに、高齢者を在宅で介護する家族への支援を継続することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援に努めます。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
相談件数(件)	500	470	440

重点課題③ 生活環境の充実

1 住まいの整備・充実

高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けるためには、ライフスタイルの多様性やそれぞれの身体等の状態に対応することができるよう、住まいの選択の幅を広げることが重要です。また、生活面に困難を抱える高齢者に対しては、住まいと生活の一体的な支援が必要とされています。

今後、高齢者人口の急増期を迎えるにあたり、できる限り在宅生活ができるような支援に努めることが必要であるとともに、家族等が介護できなくなる状況を見据えて、高齢者が現在の住居より安心して自立した暮らしを送ることのできる住宅・施設等について、地域の実情に応じてサービス量の見込みを定めるとともに、居住環境や施設機能の充実を図る必要があります。

【主な取組】

- ① 高齢者住宅等安心確保事業
- ② サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム
- ③ 養護老人ホーム
- ④ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
「住みやすさ」に対する市民満足度（70歳以上）（％）	88.3	88.7	89.1	89.5

(1) 高齢者住宅等安心確保事業

【事業の概要】

高齢者の生活特性に配慮した高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）において、生活援助員の派遣等により、入居者に対して生活指導や相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応、関係機関との連絡等を行います。

【事業実績】

■ 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）

施設名	戸数 (戸)	入居戸数 (戸)	入居者数 (人)	生活援助員の 派遣人数 (人)
県営住宅高松元山団地	28	28	37	1
市営住宅旭ヶ丘団地	27	25	32	1
市営住宅香西本町団地	22	15	16	1
市営住宅川東団地	12	7	7	1

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
生活援助員の派遣人数 (人)	4	4	4

(★2020.12 末時点の年度末見込)

【課 題】

入居者の身体能力等の低下により、日常生活に支障が生じた場合に、迅速に必要な支援につなげるため、関係機関との連携を図る必要があります。

【取組方針】

市及び県の関係機関と連携し、入居者が自立して安全かつ安心して暮らせる住まいの充実に努めます。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
高齢者世話付住宅の戸数 (戸)	89	89	89

(2) サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム

【事業の概要】

高齢者の安心を支えるサービス（安否確認や生活相談サービス）を提供するサービス付き高齢者向け住宅について、事業者の参入の動向を把握し、高齢者住まい法等に基づき、整備や運営管理、サービス提供が適正に行われるよう指導を行います。

また、有料老人ホームについても、入居者の快適な居住環境の確保と適正な事業運営がなされるよう、事業者に対して適切な指導等を行い、高齢者が安心して暮らせる住まいを確保します。

【事業実績】

■サービス付き高齢者向け住宅

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
年度末登録施設数（施設）	43	47	47 (44)
年度末登録住宅戸数（戸）	1,382	1,506	1,506 (1,323)

※（ ）は実績のうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない施設に関するもの

■有料老人ホーム

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年★
年度末届出施設数（施設）	68	71	72 (55)
年度末届出定員数（人）	2,292	2,404	2,415 (1,759)

※（ ）は実績のうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない施設に関するもの

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

サービス付き高齢者向け住宅の普及に伴い、サービス内容等に関する相談は増加しており、市民に対し、より分かりやすく情報提供することが必要です。

また、入居者の快適な居住環境が確保されるよう、契約やサービスの利用等に関して、適正な指導監督を行うことが必要です。

【取組方針】

入居希望者が、自らのライフスタイルや介護ニーズに見合った住まいを選択できるよう、情報提供体制の充実に努めます。

また、事業者に対し運営管理、サービス提供等が適正に行われているかどうか、適切な指導監督を行い、高齢者の居住環境の確保や安心して暮らせる住まいの充実に努めます。

(3) 養護老人ホーム

【事業の概要】

環境上の理由及び経済的理由により、居宅で生活することが困難な高齢者が、能力に応じた自立した生活を営むため、必要な指導及び訓練、その他援助を行います。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
整備量（人）	200	200	200
整備施設数（施設）	2	2	2

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

入所者の支援ニーズの多様化に対応できるよう、職員の専門的な支援技術を始めとした施設機能を強化し、居住環境を充実させることが求められています。

また、老朽化した施設については、居住環境や安全性の向上のため、改築を促進する必要があります。

【取組方針】

2023（令和 5）年度まで整備量を維持するとともに、入所者の自立支援のためのソーシャルワーク機能などを持ち、在宅生活が困難な高齢者の措置施設として、施設機能の充実に努めます。

また、居住環境等の向上のため、老朽化した施設の建替えを促進します。

(4) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

【事業の概要】

自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、自立して生活するには不安がある高齢者に、食事、入浴等の準備、相談及び援助などを提供します。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
整備量（人）	488	468	468
整備施設数（施設）	13	12	12

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

入居者の高齢化とともに、要支援・要介護認定者や認知症の人が増加しており、適切な介護サービスを利用できる体制を確保する必要があります。

【取組方針】

2023（令和5）年度まで整備量を維持するとともに、日常生活に不安のある高齢者の自立生活を支援する施設として、入居者に対して適切な介護サービスが提供されるよう、施設機能の充実に努めます。

2 外出支援の充実

高齢化の進展により、移動手段を持たない「交通弱者」の増加が見込まれることから、高齢者の移動の利便性を向上させ、外出の機会を創出する必要があります。

本市では、交通系 IC の活用やノンステップバスの導入等を進めており、高齢者等、身体機能の低下した場合でも健康な人と同じように外出ができるよう、公共交通の利用促進や、公共交通による移動環境の充実に取り組んでいます。

また、利用に当たっての要件がありますが、タクシー料金の一部を助成する「高齢者福祉タクシー助成事業」を実施しています。

日常的な活動や社会参加活動が支障なく行えるよう、地域における移動・外出支援の充実を図る必要があります。

【主な取組】

- ① 高齢者公共交通運賃半額事業
- ② 公共交通機関等のバリアフリー化
- ③ 高齢者福祉タクシー助成事業
- ④ 地域における移動支援

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
ゴールド IruCa 保有率（％）	28.3	34.5	37.5	40.6
ノンステップバス導入率（％）※	73.0	72.2	74.1	75.9

(1) 高齢者公共交通運賃半額事業

【事業の概要】

2013（平成25）年9月に制定した「高松市公共交通利用促進条例」の理念を踏まえた事業として、2014（平成26）年10月1日から、市内在住の70歳以上の人が交通系ICカード「ゴールドIruCa」を利用して公共交通の運賃を支払った場合、その運賃が半額となるよう、公共交通事業者に対し、運賃差額を補助しています。

【事業実績】

区 分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
ゴールド IruCa	新規発行枚数（枚）	2,694	2,799	1,346
	累計発行枚数（枚）	22,885	25,683	27,029
	利用件数（件）	960,604	1,018,400	621,708
	保有率（％）	26.1	28.3	29.6

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

更なる利用促進のため、交通事業者等との連携により、効果的な啓発活動の実施が必要です。

【取組方針】

利用者数（収益）が増加していることから、支援の在り方について、事業者との協議を進めていきます。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
ゴールド IruCa 保有率（％）	34.5	37.5	40.6

(2) 公共交通機関等のバリアフリー化

【事業の概要】

高齢者等の移動の円滑化を図るため、「香川県福祉のまちづくり条例」及び「高松市交通バリアフリー基本構想」に基づき、鉄道駅・バス車両など公共交通機関や、歩行空間のバリアフリー化を推進します。

【事業実績】

■公共交通機関旅客施設バリアフリー化に対する助成

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
助成件数（件）/駅名	1/琴電仏生山駅	1/J R 栗林駅	0

(★2020.12 末時点の年度末見込)

■ノンステップバス導入に対する助成

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
ノンステップバス導入率（％）	76.0	73.0	73.0
新規導入台数（台）	1	2	0

■中心市街地におけるバリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業の主な取組

- ・歩道の傾斜や勾配の改善、段差の解消
- ・視覚障がい者用誘導ブロックの設置推進

【課 題】

公共交通機関のバリアフリー化の推進については、実施主体が交通事業者であることから、事業者との更なる協働が求められます。

また、歩行空間のバリアフリー化の推進については、市道の維持・修繕に合わせて、実施可能な箇所について取り組む必要があります。

【取組方針】

高齢者や障がい者を含む様々な人が安全かつ快適に移動することができるよう、バス事業者と協働して車両の更新に合わせたバリアフリー化推進に取り組むとともに、安心して歩ける環境の整備に努めます。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
ノンステップバス導入率（％）	72.2	74.1	75.9

(3) 高齢者福祉タクシー助成事業

【事業の概要】

本人及び配偶者が市民税非課税で、一人暮らし又は高齢者のみ世帯の、要介護認定を受けた高齢者を対象にタクシー助成券を交付し、タクシー料金の一部を助成します。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
助成券交付人数（人）	3,172	3,162	2,160
助成券使用枚数（枚）	22,172	22,016	15,293
助成券使用率（％）	46.6	46.4	48.0

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

身体や生活状況の変化に応じて、助成券が必要となった高齢者に提供できるよう、市民及び事業者等に、事業の周知を図る必要があります。

【取組方針】

一人暮らしや高齢者のみの世帯で、外出が困難な要介護認定を受けている高齢者に対して、タクシー料金の一部を助成し、外出支援を図ります。

(4) 地域における移動支援

【事業の概要】

高齢者が生活に楽しみや生きがいを見出し、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域が主体となった移動・外出支援の取組を支援します。

【課 題】

持続可能な移動支援となるよう、それぞれの地域の特性に合わせた仕組みを作る必要があります。

【取組方針】

高松市社会福祉協議会や社会福祉法人及び地域福祉ネットワーク会議等と連携し、地域主導による移動・外出支援の取組が円滑に進むよう努めます。

3 安全で住みよい環境づくりの推進

これまで本市、高松市民生委員児童委員連盟及び企業・団体等が連携・協力して行ってきた高齢者等の見守り活動を、消費者安全法に定める「消費者安全確保地域協議会」と位置付け、香川県警察をアドバイザーに加えることにより、高齢者等の見守り活動とともに消費生活の安全確保に取り組んでいます。

また、高齢者の交通事故防止のため、高齢者交通安全教室・シルバードライバーズスクール等の開催や夜間の交通事故防止に役立つ反射材の使用促進により、交通安全意識の啓発と交通マナーの向上を図ります。

さらに、一人暮らし高齢者等の火災防止のため、住宅防火診断を実施し、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、自治会、老人クラブ、高齢者福祉施設等において、防火・防災に関する講話や訓練を実施し、防火・防災意識の啓発を図ります。

【主な取組】

- ① 住宅防火診断
- ② 高齢者の消費者被害防止
- ③ 高齢者の交通安全対策

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
高齢者の消費生活相談における解決割合（他機関への誘導を含む）（％）	99.2	99.4	99.4	99.5
高齢者交通安全教室参加者数（人）	4,773	5,000	5,000	5,000

(1) 住宅防火診断

【事業の概要】

一人暮らし高齢者等の火災防止のため、住宅防火診断を実施し、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、自治会、老人クラブ、高齢者福祉施設等において、防火・防災に関する講話や訓練を実施し、防火・防災意識の啓発を図ります。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
住宅防火診断実施件数（件）	1,025	2,155	2,663

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

一人暮らし高齢者の火災予防のため、防火・防災に関する意識を高めるとともに、住宅防火診断の実施の更なる推進が求められます。

【取組方針】

春、秋の火災予防運動期間中に一人暮らしの高齢者宅を訪問し、住宅防火診断を行うことで火災予防に努めるとともに、防火・防災意識の啓発を図ります。

(2) 高齢者の消費者被害防止

【事業の概要】

これまで本市、高松市民生委員児童委員連盟及び企業・団体等が連携・協力して行ってきた高齢者等の見守り活動を、消費者安全法に定める「消費者安全確保地域協議会」と位置付け、香川県警察をアドバイザーに加えることにより、高齢者等の見守り活動とともに消費生活の安全確保に取り組んでいます。

高齢者等の見守り活動及び支援活動を行う関係機関等と連携する中で、消費生活出前講座などを通じた広報啓発・情報提供活動等を推進します。

【事業実績】

■ 高齢者の消費者被害の防止に向けた取組

- ・消費生活出前講座の実施
- ・消費者ウィーク（「消費者の日（5月30日）」を含む1週間）に合わせた各種啓発事業（暮らしを見直す市民のつどい）等の開催
- ・在宅の高齢者を狙った悪質業者に関する情報提供

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
高齢者の消費生活相談における解決割合 （他機関への誘導を含む）（％）	98.7	99.2	98.8

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

高齢者を狙った架空請求等が急増しており、被害の未然防止に役立つ講座の開催や、情報提供、啓発等が必要です。

【取組方針】

高齢者の消費者被害防止のため、関係機関と連携する中で、消費生活出前講座などを通じた広報啓発・情報提供活動等の推進に努めます。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
高齢者の消費生活相談における解決割合 （他機関への誘導を含む）（％）	99.4	99.4	99.5

(3) 高齢者の交通安全対策

【事業の概要】

高齢者の交通事故防止のため、高齢者交通安全教室・シルバードライバーズスクール等の開催や、夜間の交通事故防止に役立つ反射材の使用促進により、交通安全意識の啓発と交通マナーの向上を図ります。

【事業実績】

区 分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
高松市交通安全高齢者自転車大会	参加者数(人)	中止	55	中止
反射材効果体験教室 (高齢者以外の参加者も含む)	開催回数(回)	2	2	中止
	参加者数(人)	89	86	中止
シルバードライバーズスクール	参加者数(人)	17	20	中止
高齢者交通指導員研修会	参加人数(人)	29	30	40
高齢者交通安全教室	開催回数(回)	1,196	1,569	1,100
	参加者数(人)	4,430	4,773	1,400

(★2020.12 末時点の年度末見込)

【課 題】

高齢者向けの交通安全教室・シルバードライバーズスクール等を拡充し、交通安全意識の啓発と交通マナーの向上が必要です。

【取組方針】

高齢者居場所づくり事業や地域包括支援センターと連携して、多くの高齢者を対象に積極的に教室を開催できるよう、方法や体制を検討します。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
高齢者交通安全教室参加者数(人)	5,000	5,000	5,000

4 災害時等の援護体制の充実

高松市地域防災計画の方針に基づき、災害が発生したときに災害応急対策を円滑に行うために、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等、災害時に避難支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成するほか、地区民生委員児童委員の協力のもと、一人暮らし高齢者等を把握し、災害発生時の迅速な対応のための体制整備に努めるとともに、自主防災組織による防災訓練等に対する支援を行い、地域の防災力向上を図ります。

また、日頃から介護事業所等と連携し、介護事業所等におけるリスクや、避難訓練の実施、物資の備蓄・調達状況等の確認を行う必要があります。

【主な取組】

- ① 避難行動要支援者名簿の整備
- ② 一人暮らし・寝たきり高齢者の把握
- ③ 自主防災組織の活動支援
- ④ 高齢者施設等における災害に対する備え

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
避難行動要支援者名簿の新規登録率（％）	11.7	20.0	20.0	20.0
コミュニティ単位の防災訓練のうち、避難所運営等訓練実施率（％）	72.7	90.0	90.0	90.0

(1) 避難行動要支援者名簿の整備

【事業の概要】

災害時に自力で避難することが困難な高齢者などの要配慮者に対して、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く安全に行われる体制を構築するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者情報の把握と共有を図るとともに、平常時から要配慮者に対する見守りや声かけを行うなど、地域における要配慮者を支援します。

【事業実績】

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
新規登録対象者数（人）	4,779	4,531	4,274
新規登録希望者数（人）	597	530	557
新規登録率（％）	12.5	11.7	13.0

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

大規模災害発生時、避難行動要支援者の登録情報が、安否確認等に役立つよう、情報の更新等を適宜行うことが必要です。

また、避難行動要支援者名簿の未登録者に対して、制度の周知・啓発を行うなど、登録率の向上を図ることが必要です。

【取組方針】

各地区（校区）コミュニティ協議会と協働し、避難行動要支援者名簿の登録情報に変更がないか確認し、毎年、避難行動要支援者名簿の更新を行うことで、大規模災害発生時の避難行動要支援者の安否確認等に、真に役立つ名簿となるように努めます。

また、名簿登録率の向上についても、地域と連携し、周知啓発に取り組みます。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
新規登録率（％）	20.0	20.0	20.0

(2) 一人暮らし・寝たきり高齢者の把握

【事業の概要】

各地区において、地区民生委員・児童委員の協力の下、一人暮らし・寝たきり高齢者の把握に努め、災害時や日常の見守りなどに備えます。

【事業実績】

■一人暮らし・寝たきり高齢者の把握（地区民生委員・児童委員による調査）

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
一人暮らし高齢者数（人）	9,358	9,233	9,247
寝たきり高齢者数（人）	302	255	237

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

新たに65歳となった一人暮らしの人や寝たきりなどの高齢者の状況などについて、地域でのつながりの希薄化や、セキュリティ付きマンションなどが増加するなど、実態把握が困難となっているケースがみられます。

【取組方針】

各地区において、災害時や日常の見守り等に備えるため、地域で支えあう見守り事業との連携や、65歳到達者名簿の活用により、地域のネットワークづくりを支援するとともに、新たに対象になった人について、名簿を随時更新します。

(3) 自主防災組織の活動支援

【事業の概要】

結成された自主防災組織の活動を推進するため、防災訓練を支援するなどの育成指導を行い、地域防災力の向上を図ります。

【事業実績】

■地域コミュニティ単位の防災訓練実施状況

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年*
コミュニティ単位の防災訓練実施地区数（地区）	42	44	11
上記のうち、避難所運営等訓練実施率（%）	85.7	72.7	54.5

（★2020.12 末時点の年度末見込）

【課 題】

地域コミュニティ単位で実施する訓練を支援するため、非常食品を助成するなど、自主防災組織の更なる育成強化を図り、地域防災力の向上を図ることが必要です。

【取組方針】

地域コミュニティ協議会と連携した、地区・校区単位での訓練実施時に、避難所運営等、実効性のある訓練実施の推進を図ります。

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
コミュニティ単位の防災訓練のうち、避難所運営等訓練実施率（%）	90.0	90.0	90.0

(4) 高齢者施設等における災害に対する備え

【事業の概要】

高齢者施設等における災害に備えた避難訓練の実施状況、災害のリスクや、食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。

【課題】

高齢者施設等の事業主体や規模は多様であり、災害に対する備えの状況にも事業所間で格差が生じているため、行政による適切な支援等が必要です。

【取組方針】

高齢者施設等で策定している災害に関する具体的な計画について、定期監査の機会等を活用し、実地又は書面により定期的な確認を行うとともに、必要な助言等を行います。

介護保険事業の円滑な運営

団塊の世代が全て75歳以上となる2025（令和7）年を目途に、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいます。

このような中、介護保険法に基づき、老人福祉計画と一体のものとして、第8期介護保険事業計画（2021（令和3）年度からの3年間）を策定し、取組の更なる深化・推進に努めます。

本計画は、地域包括ケアシステムの構築に資するものを始め、2025（令和7）年の地域医療構想及び介護離職ゼロの実現に係る需要、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年も見据え、必要なサービス量やその事業費を見込み、介護保険財政の均衡を保つための保険料を設定するほか、サービスの質の向上を図るための施策、介護保険給付の適正化、大規模災害や感染症対策にも取り組みながら、適切に持続可能なサービスが提供される体制の整備について定め、介護保険事業の円滑な運営を推進するものです。

1 介護保険サービス量の見込

（1）高齢者数の推移

本市の総人口は、住民基本台帳人口（各年10月1日時点）を用いたコーホート変化率法による推計では、計画最終年度の2023（令和5）年度に423,964人となっています。また、計画対象者である「40歳以上」の人口は263,234人で、そのうち「40～64歳」（第2号被保険者）は143,270人、「65歳以上」（第1号被保険者）は119,964人となっています。

なお、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025（令和7）年度には、前期高齢者は減少する一方で、後期高齢者は増加しています。

団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年度には、「40～64歳」（第2号被保険者）は123,231人と2020（令和2）年度の142,855人の86.3%まで減少する予測となっています。

【高齢者数の推移】

単位：人

	現 況			推 計				
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2025 (R7)	2040 (R22)
総人口	428,039	427,115	426,118	425,752	424,906	423,964	421,832	399,786
40 歳未満	169,282	166,947	164,661	163,521	162,253	160,730	157,923	148,522
40～64 歳（第 2 号被保険者）	142,088	142,599	142,855	142,887	143,056	143,270	143,339	123,231
65 歳以上（第 1 号被保険者）	116,669	117,569	118,602	119,344	119,597	119,964	120,570	128,033
65～74 歳（前期高齢者）	59,077	58,560	58,977	59,521	56,466	53,626	49,347	58,722
65～69 歳	31,234	28,283	26,845	25,673	24,581	23,943	23,808	33,094
70～74 歳	27,843	30,277	32,132	33,848	31,885	29,683	25,539	25,628
75 歳（後期高齢者）	57,592	59,009	59,625	59,823	63,131	66,338	71,223	69,311
75～79 歳	21,322	22,376	22,091	21,190	23,331	25,716	29,624	21,058
80～84 歳	16,659	16,496	16,713	17,183	17,837	18,361	18,943	17,926
85～89 歳	11,967	12,037	12,327	12,485	12,648	12,557	12,488	14,991
90 歳以上	7,644	8,100	8,494	8,965	9,315	9,704	10,168	15,336
高齢化率	27.3%	27.5%	27.8%	28.0%	28.1%	28.3%	28.6%	32.0%
65～74 歳（前期高齢者）	59,077	58,560	58,977	59,521	56,466	53,626	49,347	58,722
75 歳以上（後期高齢者）	57,592	59,009	59,625	59,823	63,131	66,338	71,223	69,311

(2) 要介護（要支援）認定者数の推移

本計画における要介護（要支援）認定者数の推計は、2019（令和元）年10月時点の5歳階級別男女別の要介護（要支援）認定者数（要介護度別）を基に、これまでの実績等の推移からの傾向が今後も続くものとした、要介護度別・性別・年齢構成区分別の出現率法による推計により、次のとおり見込みます。

【要介護（要支援）認定者数の推移】

単位：人

区分	現 況			推 計				
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2025 (R7)	2040 (R22)
第1号認定者数	24,830	25,068	24,826	26,039	26,731	27,361	28,163	32,014
要支援1	2,866	2,778	2,617	2,848	2,914	2,986	3,063	3,199
要支援2	4,000	3,985	3,859	4,079	4,192	4,273	4,406	4,703
要介護1	5,333	5,441	5,410	5,620	5,779	5,909	6,095	6,848
要介護2	4,725	4,741	4,720	4,909	5,027	5,149	5,296	6,169
要介護3	3,323	3,447	3,547	3,590	3,691	3,781	3,881	4,596
要介護4	2,579	2,712	2,781	2,856	2,935	3,014	3,119	3,750
要介護5	2,004	1,964	1,892	2,137	2,193	2,249	2,303	2,749
認定率	21.3%	21.3%	20.9%	21.8%	22.4%	22.8%	23.4%	25.0%
第2号認定者数	466	448	455	455	456	459	461	387
要支援1	47	46	45	45	45	45	45	35
要支援2	51	44	51	51	51	51	51	39
要介護1	74	72	73	73	73	73	73	60
要介護2	122	124	125	125	126	129	130	113
要介護3	68	63	60	60	60	60	60	54
要介護4	52	42	42	42	42	42	42	39
要介護5	52	57	59	59	59	59	60	47
認定者数合計	25,296	25,516	25,970	26,494	27,187	27,820	28,624	32,401
認定率	21.7%	21.7%	21.9%	22.2%	22.7%	23.2%	23.7%	25.3%
認知症高齢者数								

(3) 介護保険サービス量の推計

① 施設・居住系サービス利用者数の推移

施設・居住系サービス利用者については、国の基本指針の参酌標準や基礎調査結果のほか、医療療養病床からの転換等を考慮して、次のとおり見込みます。

【要介護（要支援）認定者数の推移】

単位：人

区分	実 績			推 計				
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2025 (R7)	2040 (R22)
要介護（要支援）認定者数	25,296	25,516	25,970	26,494	27,187	27,820	25,296	25,516
要支援認定者数	6,964	6,853	6,916	7,023	7,202	7,355	7,565	7,976
要介護認定者数	18,332	18,663	19,054	19,471	19,985	20,465	21,059	24,425
介護保険施設利用者の割合	11.2%	11.0%	11.0%	10.9%	10.6%	10.4%	12.5%	14.6%
介護保険施設の利用者数	2,836	2,811	2,859	2,879	2,887	2,895	3,160	3,723
介護老人福祉施設	1,618	1,625	1,641	1,661	1,669	1,677	1,811	2,134
介護老人保健施設	1,081	1,080	1,057	1,057	1,057	1,057	1,171	1,377
介護医療院	0	0	54	54	54	54	178	212
介護療養型医療施設	137	107	107	107	107	107		
重度利用者の割合	58.2%	59.1%	59.1%	59.0%	59.2%	59.3%	59.5%	60.2%
介護保険施設利用者のうち、 要介護4・5の利用者数	1,650	1,661	1,689	1,700	1,708	1,716	1,880	2,242
居住系サービス利用者数	892	890	895	994	1,001	1,010	1,098	1,285
認知症対応型共同生活介護	880	878	883	931	934	939	976	1,142
特定施設入居者生活介護	12	12	12	12	12	12	12	15
地域密着型特定施設入居 者生活介護	0	0	0	51	55	59	110	128
施設・居住系サービス利用者数	3,728	3,702	3,754	3,873	3,888	3,905	4,258	5,008

② 居宅サービス利用者数の推移

居宅サービス利用者については、国の基本指針の参酌標準や基礎調査結果のほか、要介護認定者における中重度者の増加、在宅における医療需要等を考慮するとともに、新たな施設等整備に伴う利用者の移行を含め、次のとおり見込みます。

【居宅サービス利用者数の推移（１か月当たり）】

単位：人／月

区分	実 績			推 計				
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2025 (R7)	2040 (R22)
訪問介護	4,572	4,593	4,596	4,596	4,626	4,760	4,806	5,597
訪問入浴介護	115	118	134	141	145	152	149	176
訪問看護	1,268	1,483	1,717	1,902	1,993	2,053	2,061	2,402
訪問リハビリテーション	285	268	270	260	263	269	270	314
居宅療養管理指導	2,569	2,867	2,923	3,214	3,381	3,490	3,495	4,090
通所介護	4,590	4,824	4,989	5,214	5,502	5,638	5,715	6,616
通所リハビリテーション	2,859	3,111	3,168	3,377	3,509	3,597	3,676	4,116
短期入所生活介護	1,787	1,800	1,812	1,800	1,850	1,855	1,854	2,188
短期入所療養介護	85	89	92	99	101	104	105	121
特定施設入居者生活介護	669	688	687	701	721	774	794	921
福祉用具貸与	9,025	9,529	10,072	10,619	11,179	11,628	11,801	13,442
特定福祉用具購入費	138	144	160	150	165	171	174	198
住宅改修費	138	125	137	135	141	145	148	166
介護予防支援・居宅介護支援	14,034	14,560	14,976	15,551	16,080	16,518	16,795	19,110

③ 地域密着型サービス利用者数等の推計

地域密着型サービス利用者については、国の基本指針の参酌標準や基礎調査結果のほか、認知症高齢者の増加等を考慮して、次のとおり見込みます。

【地域密着型サービス利用者数等の推移（１か月当たり）】

単位：人／月

区分	実 績			推 計				
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2025 (R7)	2040 (R22)
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	36	50	184	244	251	259	261	297
夜間対応型訪問介護	198	194	126	118	123	127	125	150
認知症対応型通所介護	186	173	173	163	169	174	175	205
小規模多機能型居宅介護	245	258	268	281	288	300	303	350
認知症対応型共同生活介護	882	881	887	935	938	943	980	1147
地域密着型特定施設入居者 生活介護	12	12	12	12	12	12	12	15
地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護	0	0	0	51	55	59	110	128
看護小規模多機能型居宅介護	37	43	47	49	50	52	52	61
地域密着型通所介護	1,903	1,838	1,841	1,774	1,787	1,819	1,847	2,129

2020（令和2）年 月時点での圏域別地域密着型サービスの事業者の状況は以下の通りです。地域の実情を勘案し、事業所の意向を踏まえながら、地域密着型サービスの整備を行います。

【圏域別地域密着型サービスの事業所の状況（令和2年 月時点）】

単位：事業所

	① 中央西	② 中央東	③ 鶴尾	④ 太田	⑤ 一宮	⑥ 香東	⑦ 木太	⑧ 古高松	⑨ 屋島	⑩ 協和
定期巡回・随時対応型訪問介護看護										
夜間対応型訪問介護										
認知症対応型通所介護										
小規模多機能型居宅介護										
認知症対応型共同生活介護										
地域密着型特定施設入居者生活介護										
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護										
看護小規模多機能型居宅介護										
地域密着型通所介護										

	⑪ 龍雲	⑫ 山田	⑬ 勝賀・下笠居	⑭ 塩江	⑮ 香川	⑯ 香南	⑰ 牟礼	⑱ 庵治	⑲ 国分寺
定期巡回・随時対応型訪問介護看護									
夜間対応型訪問介護									
認知症対応型通所介護									
小規模多機能型居宅介護									
認知症対応型共同生活介護									
地域密着型特定施設入居者生活介護									
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護									
看護小規模多機能型居宅介護									
地域密着型通所介護									

(4) 計画期間の事業費

在宅サービス別給付費は、各年度のサービス利用者数の推計値に2018（平成30）年度から2019（令和元）年度までのサービス1人1か月（1回（日））当たりの給付費を乗じて推計したうえで、12か月を乗じて、サービスの利用回数（日数）があるサービスでは各年度の1人1か月当たりの利用回数（日数）をさらに乗じて、次のとおり見込みます。

施設サービス別給付費は、各年度のサービス利用者数の推計値に2018（平成30）年度から2019（令和元）年度までのサービス1人1か月当たりの給付費を乗じて推計したうえで、12か月を乗じて、次のとおり見込みます。

単位：千円

区 分			2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2025 (R7)	2040 (R22)
在宅サービス	居宅サービス	訪問介護	3,420,895	3,487,623	3,617,498	3,605,624	4,247,517
		訪問入浴介護	103,705	106,899	111,813	109,470	129,754
		訪問看護	1,201,906	1,262,652	1,303,361	1,299,121	1,525,937
		訪問リハビリテーション	120,238	121,322	123,910	124,574	144,748
		居宅療養管理指導	411,634	433,229	447,371	447,501	524,337
		通所介護	5,610,763	5,956,301	6,123,605	6,182,701	7,194,212
		通所リハビリテーション	2,168,341	2,254,561	2,314,610	2,354,731	2,676,850
		短期入所生活介護	3,272,085	3,380,056	3,421,480	3,399,009	4,037,953
		短期入所療養介護	96,209	98,024	100,767	101,588	118,421
		福祉用具貸与	1,400,035	1,475,029	1,536,111	1,545,595	1,793,692
		特定福祉用具購入費	49,162	54,049	55,830	56,765	64,723
		特定施設入居者生活介護	1,648,595	1,696,311	1,821,494	1,868,417	2,165,844
	住宅改修費		123,958	129,632	133,340	136,036	152,570
	介護予防支援・居宅介護支援		2,334,524	2,414,860	2,484,974	2,517,342	2,902,504
	小 計		21,962,050	22,870,548	23,596,164	23,748,474	23,431,545
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	451,126	464,187	481,531	482,529	553,288
		夜間対応型訪問介護	238,857	249,569	258,006	253,504	303,893
		認知症対応型通所介護	238,845	248,001	255,702	256,440	302,220
		小規模多機能型居宅介護	618,726	633,150	660,795	662,730	776,119
		認知症対応型共同生活介護	2,836,403	2,845,434	2,860,646	2,973,108	3,481,560
		地域密着型特定施設入居者生活介護	28,000	28,000	28,000	28,000	34,886
		看護小規模多機能型居宅介護	137,170	140,036	146,006	146,006	172,066
		地域密着型通所介護	1,613,764	1,633,829	1,672,062	1,686,514	1,960,720
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	166,134	178,780	191,426	357,560	415,942
	小 計		6,329,025	6,420,986	6,554,174	6,846,391	8,000,694

※ 新型コロナウイルス感染症の影響については、国の通知に基づき補正を行っています。

単位：千円

区 分		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2025 (R7)	2040 (R22)
施設サービス	介護老人福祉施設	5,104,936	5,130,697	5,156,457	5,572,495	6,576,722
	介護老人保健施設	3,468,659	3,468,659	3,468,659	3,843,324	4,523,953
	介護医療院	236,312	236,312	236,312	806,410	961,067
	介護療養型医療施設	439,088	439,088	439,088		
	小 計	9,248,995	9,274,756	9,300,516	10,222,229	12,061,742
特定入所者介護サービス等給付費		1,594,954	1,640,897	1,761,426	1,806,575	2,101,122
高額介護サービス費		991,840	1,017,784	1,041,481	1,071,580	1,212,977
審査支払手数料		53,060	54,448	55,716	57,326	64,890
給付費合計		37,540,070	38,566,290	39,450,854	40,817,094	47,741,498
地域支援事業費		1,917,868	1,923,451	1,941,303	2,012,107	2,228,345
総事業費		39,616,519	40,579,882	41,511,323	42,937,115	50,141,264

※ 新型コロナウイルス感染症の影響については、国の通知に基づき補正を行っています。

【地域支援事業の事業費】

単位：千円

区分			2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2025 (R7)	2040 (R22)
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	サービス事業	962, 878	991, 613	1, 010, 105	1, 080, 426	1, 247, 078
		訪問型サービス	249, 056	258, 769	266, 657	290, 235	344, 596
		通所型サービス	713, 821	732, 844	743, 448	790, 191	902, 481
		生活支援サービス	0	0	0	0	0
	介護予防ケアマネジメント事業		203, 439	202, 263	210, 544	214, 511	225, 236
	一般介護予防事業	介護予防把握事業	12, 405	12, 405	12, 405	12, 405	12, 405
		介護予防普及啓発事業	50, 525	51, 564	51, 564	51, 564	51, 564
		健康ステーション事業					
		地域介護予防活動支援事業	21, 726	21, 726	21, 726	21, 726	21, 726
		高齢者居場所づくり事業					
		一般介護予防事業評価事業	4, 289	4, 289	4, 289	4, 289	4, 289
		地域リハビリテーション活動支援事業	7, 753	7, 478,	7, 478	7, 478	7, 331
	審査手数料						
包括的支援事業	地域包括支援センター運営事業		433, 462	404, 512	391, 809	403, 582	423, 761
	地域ケア会議推進事業		1, 050	1, 050	1, 050	1, 050	1, 050
	医療介護連携事業						
	認知症総合支援事業						
	生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業						
任意事業	任意事業		130, 054	134, 606	136, 802	124, 084	143, 181
	介護給付等費用適正化事業						
	家族介護支援事業						
	認知症高齢者見守り事業						
	認知症高齢者家族支援サービス事業						
	その他事業						
	成年後見制度利用支援事業						
	住宅改修支援事業						
	地域自立生活支援事業 〔・高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者見守り事業 ・介護相談員派遣等事業〕						
A	介護予防・日常生活支援総合事業		1, 272, 664	1, 302, 251	1, 330, 610	1, 402, 359	1, 272, 664
B	包括的支援事業・任意事業		645, 204	621, 200	610, 693	609, 748	649, 024
地域支援事業合計（A+B）			1, 917, 868	1, 923, 451	1, 941, 303	2, 012, 107	2, 228, 345

(5) 介護保険料

【算定中】

※パブリックコメントの際には、見込みを公表予定です。

【所得段階別介護保険料（保険料率）】

段階	対象者			基準額に 対する割合	月 額 （円）	年 額 （円）
	市町村民税課税 状況		基準判定所得			
	本人	世帯				
第 1 段階	算定中 ※パブリックコメントの際には、見込みを公表予定です。					
第 2 段階						
第 3 段階						
第 4 段階						
第 5 段階						
第 6 段階						
第 7 段階						
第 8 段階						
第 9 段階						
第 10 段階						
第 11 段階						
第 12 段階						
第 13 段階						
第 14 段階						

2 介護保険サービスの質的向上

介護保険制度が広く市民に周知され、介護サービスの利用が浸透する中、多くのサービス事業者の参入により、介護サービスの供給体制は整いつつあります。

また、介護が必要になれば適切に認定し、真に必要なサービスを過不足なく適切に提供できることに加え、医療と介護を効果的・効率的に受けられるなど、利用者及びその家族が安心と満足を得られる質の高い内容が求められています。

こうした要望に応えるため、市民に対して介護サービスに関する情報を提供し、利用者に対する自己負担の軽減制度の活用促進等により、サービス利用の利便性を高めるとともに、サービスの質の向上を図るため、サービス事業者等に対する指導、助言を行います。

(1) サービスの質の向上

介護保険制度の基本は、利用者の心身等の状態に応じ、利用者の自由な選択に基づいた介護サービスを提供することにあることから、利用者等が、安心と、より高い満足を得られるサービスの質の向上を目指します。

① サービス事業者との連携

利用者一人一人に満足のいく介護サービスを提供できるよう、サービス事業者の連絡組織である「高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会」、「高松市指定訪問介護事業者連絡協議会」、「高松市指定通所介護事業者連絡協議会」等を通じて、引き続き、サービス事業者の連携を支援するとともに、必要な情報の提供や組織内研修等により事業者全体のサービスの質の向上を図ります。

また、介護と医療の必要な高齢者が地域で安心して生活できるよう、介護支援専門員が主治医と連携しながら利用者についての情報を共有し、利用者中心の医療・介護・福祉サービスを、関係者の協力のもとに提供できるよう支援します。

② サービス事業者への指導・助言

2012（平成24）年度から、県に指定権限等があった介護施設及び居宅サービス等について、中核市である本市に指定権限等が移譲されたことより、市内の介護サービス事業者の指導監督は、全て本市が行っています。

サービス事業者に対する指導監督については、制度改正の周知や過去の指導事例等について、講習等の方式で行う集団指導や、高齢者虐待や不適切な報酬請求の防止等に向けて、定期的に事業所を訪問して行う実地指導のほか、運営基準等の違反及び不正請求が認められる場合等には、随時、監査を行い、サービス事業者の資質と利用者の処遇の向上に努めます。

また、利用者及びその家族等が満足のいく介護サービスを選択できるよう、又は提供を受けることができるよう、サービス事業者に対し、介護サービスの内容や運営状

況についての公表を促すとともに、「高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会」から、事業者のサービスの質や運営の評価等の意見を聴取し、介護サービスの適正な運営の確保を図ります。

地域密着型サービスにおける小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護等の各事業所については、利用者・家族、地域住民の代表等により構成される運営推進会議に市職員を派遣し、適切な指導・助言、情報提供を行うなど、地域に開かれたサービスの推進、及び質の向上、透明な運営の確保を図ります。

地域の介護支援専門員に対しては、幅広い視野を持った適切なケアマネジメントが実施できるよう、地域包括支援センターの主任介護支援専門員が研修会等を通じて、支援を行います。

③ 相談・苦情への対応

介護保険制度の複雑化や介護サービスの利用増加に伴い、サービス内容、要介護（要支援）認定、保険料賦課等を始めとする苦情・相談が増加、多様化していることから、各窓口における連携を密にし、迅速かつ丁寧な対応に努めるなど、相談体制の充実を図るとともに、利用者に対し、介護保険制度の内容や介護サービスの適正な利用について理解が得られるよう、広報紙やホームページ、市政出前ふれあいトーク等を通じて周知に努めます。

また、2015（平成27）年度から介護サービス相談員を介護サービス事業所等へ派遣し、利用者からの相談に応じることで、利用者の疑問や不満、不安を解消するとともに、必要に応じて介護サービス事業所等に改善を求めることで、苦情に至る事案の未然防止を図っています。

（２）サービスの利便性の向上

介護に対する市民の要望に応えるため、市民に対して介護サービスに関する情報等の提供を行うとともに、利用者に対して自己負担の軽減制度の活用を促進し、サービス利用の利便性を高めます。

① 市民への情報提供

「たかまつホッと LINE」、ホームページ、市政出前ふれあいトーク等、広報活動による情報提供に努めるとともに、サービス事業者に対し、介護サービス情報公表システムを活用したサービス内容や事業者に関する情報公開と、第三者評価の積極的な採用を促進します。

② 低所得者に対する利用料の負担軽減

利用者の所得に応じて、高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費を支給するほか、低所得者に対して、施設サービスにおける食費・居住費の補足的給付や社会福祉法人による利用者負担の減額等を行い、利用料の負担を軽減します。

(3) 公平・公正かつ迅速な要介護認定

要介護度により、サービスの利用限度額や負担額が変わること等から、真に必要なサービスを過不足なく受けられるようにするために、要介護（要支援）認定に向けた調査や審査の公平・公正化が求められます。

このため、介護認定審査会委員及び調査員の更なる資質の向上を目指し、香川県等が実施する研修会への参加や、市主体の研修会等を通じて、調査や審査・判定の平準化を図ります。

また、介護サービスを必要とする人が、少しでも早く要介護認定を受けられるよう、制度改正による認定事務の簡素化を適切に運用するとともに、申請受付から認定調査、調査内容の確認までの更なる効率化を図ることで、迅速な認定に努めます。

(4) 特別給付・保健福祉事業

保険者は、法定の保険給付以外に、介護保険法の趣旨に沿って、市町村の状況に応じた独自の給付事業を実施することができますが、その給付事業の財源は、全て第1号被保険者の保険料で賄うこととされています。

特別給付・保健福祉事業については、第1号被保険者の負担増につながること等から、介護保険の給付状況や介護保険外の各種福祉サービスの実施状況を踏まえ、事業の在り方について検討します。

3 介護給付適正化の推進

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

本市においては、これまで、香川県が策定した「第4期介護給付適正化計画」に基づき、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業を実施することにより、介護給付の適正化に努めてきたところです。

今後、団塊の世代が全て75歳以上となる2025（令和7）年、さらには、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年に向けて、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、必要な給付を適切に提供するための適正化事業を、今後も推進していくことが必要となります。

このようなことから、2018（平成30）年度から2023（令和5）年度の6年間で計画期間とする「第2期高松市データヘルス計画（高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画）」に基づき、介護給付の適正化を一層推進します。

（1）要介護認定の適正化

要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査票の特記事項や主治医意見書との整合性を確認し、必要に応じて助言や指導を行うことにより、要介護認定調査の精度を高め、適切かつ公平な要介護認定の確保に努めます。

（2）ケアプラン点検

介護支援専門員が作成した居宅サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、点検及び指導を行うことにより、利用者が真に必要とするサービスを確保するとともに、適正な給付となるよう努めます。

（3）住宅改修等の点検

住宅改修を行う際に、介護保険が適用される部分と適用されない部分について、施工前後の写真等による厳正な審査や、竣工時の訪問調査等により、利用者の身体状況や生活状況等の実態に即した、適切な住宅改修が行われるように努めます。

また、福祉用具については、購入の必要性や利用状況について点検を行い、利用者の身体状況等に沿った適切な給付となるよう努めます。

(4) 医療情報との突合・縦覧点検

国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用し、縦覧点検や医療情報との突合により、不適正な給付の発見に努めます。

(5) 介護給付費通知

サービス利用者に介護給付費通知を送付し、サービス費用額をお知らせすることにより、費用額の意識付けを行うとともに、利用者から寄せられる情報や相談に基づいた、事業者の不適正な請求の発見やけん制効果により、適正な給付となるよう努めます。

4 介護保険サービス提供体制の確保

介護保険制度においては、高齢者自らが、心身等の状態に応じて、必要なサービスの種類やサービス事業者の選択を行うことが基本であり、そのためには、質・量ともに適切なサービス提供体制が整えられていることが必要です。

サービス提供体制を考える上で、「地域共生社会の実現」、「地域医療構想の実現」、「介護離職ゼロの実現」等の国の政策的方針への対応、介護療養型医療施設の廃止及び介護医療院等への円滑な移行に係る対応、地域密着型サービスの適正な配置と利用促進及びサービスを支える人材の確保・資質の向上や業務の効率化が課題となっています。

また、国においては、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制の構築を目指していることから、地域における適切なリハビリテーションの提供に向けた方策を検討していくことが必要です。

【第8期計画における介護保険施設等整備量】

単位：人

区 分	整備量
算定中	
※パブリックコメントの際には、見込みを公表予定です。	

(1) 国の政策的方針への対応

① 共生型サービス

地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築においても、高齢者だけではなく、障がい者、子どもを含めた地域づくり、包括的支援体制が求められています。

2018（平成30）年4月から、介護保険制度と障害福祉制度に、新たに共生型サービスが位置付けられ、同一の事業所での高齢者と障がい児者へのサービス提供が可能となりました。当該指定の申請があった場合は、指定基準に基づく適切な審査を行い、サービス事業者を指定することで、障がい児者が高齢になっても、引き続き同一の事業所でサービスを受けることが可能になるよう努めます。

② 地域医療構想を含む医療計画との整合性

2025（令和7）年に向けて、地域医療構想を推進するためには、慢性期機能から介護施設・在宅医療等への転換を含めた追加的需要について、適切に受け皿の整備をする必要があることから、香川県が実施した医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設における転換の意向調査の結果を基にサービス見込量を設定するとともに、サービス提供体制の確保を図ります。

③ 介護離職ゼロ対策

2020年代初頭までに、働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防止するため、その対応を踏まえたサービス見込量を設定するとともに、サービス提供体制の確保を図り、介護離職ゼロの実現を目指します。

国の推計によると、本市では、介護離職ゼロ対策として、455人分の対応が必要となっています。このため、施設等の利用者数の見込量に反映し、対応を図っています。

④ 要介護者等に対するリハビリテーションサービスの提供体制の構築

自立支援・重度化防止のために、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期のリハビリテーションへ、切れ目なく、それぞれの段階に応じた適切なリハビリテーションが提供されるよう、病院や診療所、介護サービス事業所等に勤務するリハビリテーション専門職との連携体制の構築に努めます。

さらに、リハビリテーション専門職との連携を生かし、介護予防教室等においてリハビリテーション専門職が高齢者個人と関わりを持ち、心身機能や生活機能の向上に向けた働きかけを行っていくほか、地域ケア会議等に参加し、ケアマネジメントに専門的な機能回復訓練の視点を取り入れるよう努めます。

（２）介護療養型医療施設の廃止及び介護医療院等への円滑な移行

2017（平成29）年度末で設置期限を迎えることになっていた介護療養型医療施設については、その経過措置期間を2023（令和5）年度末までとし、6年間延長されています。

サービス提供体制の確保に向けて、介護療養型医療施設の転換意向を注視しながら、順次、実施期限までに介護医療院への円滑な転換の促進を図ります。

また、第8期計画における介護医療院の創設に係る対応については、県の医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設における転換の意向調査の結果を基に、サービス見込量を設定しています。

(3) 地域密着型サービスの適正な整備と普及

重度の要介護者、一人暮らし高齢者及び認知症高齢者の増加、さらには働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性を踏まえ、多様で柔軟なサービスを利用し、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、日常生活圏域別の利用見込みを基に、必要なサービスを整備するとともに、利用促進を図ります。

サービス事業者の指定に当たっては、指定基準、運営基準に基づき審査を行い、適正な事業運営を行うことができるよう努めます。

(4) 人材の確保・資質の向上、業務の効率化

2025（令和7）年を目途とする地域包括ケアシステムの構築や、サービス基盤の整備等により、必要となる介護人材の確保及び資質の向上を目指し、県と連携しながら、介護の仕事の魅力の向上、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減等の取組を推進します。

また、この取組に関してサービス事業者へ情報提供を行うとともに、「高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会」、「高松市指定訪問介護事業者連絡協議会」、「高松市指定通所介護事業者連絡協議会」等の介護関係団体間の連携・協力体制の構築を始め、各事業者間の情報共有や合同研修の実施等を支援し、介護サービス事業全体のイメージアップと資質の向上を図ることにより、人材の確保に努めます。

さらに、介護現場の文書負担軽減を行い、業務の効率化に努めます。

[実施予定の主な事業]

① 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業（県基金事業）

子育て中の介護サービス事業所の職員が、安心して就業できるようにするために、施設内に職員の子の託児所を設置・運営する事業所に対し、補助金を交付することで、離職防止及び再就業を促進します。

② 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業（県基金事業）

介護従事者に対し、講演会等の開催により適切な介護方法等を周知することで、安全・安楽な介護を行える職場環境の改善とともに、腰痛等体調不良による離職の防止につなげます。

③ 各サービス事業者連絡協議会等との連携・協力体制の構築

既存の各サービス事業者連絡協議会をさらに発展させ、労働環境の改善や、本市の

介護保険業界全体のイメージアップを図る取組を推進するための組織づくりを支援します。

④ 各事業者間の情報共有や合同研修の実施

各サービス事業者連絡協議会が実施する、事例検討会や勉強会における情報共有や、合同研修により、本市の介護従事者の資質向上を図ります。

⑤ 介護ロボット等の導入による介護従事者の負担軽減

国の補助事業等により介護ロボットやＩＣＴを導入した事業所における導入効果を波及させるため、機能性や安全性、効果的な活用方法等について、未導入の事業所に対し情報提供することにより、介護ロボットやＩＣＴの導入を促進し、介護従事者の負担軽減を図ります。

⑥ 処遇改善加算の適切な運用

事業者に給付している介護職員処遇改善加算等が、確実に職員に支給されていることを確認することで、賃金改善に努めます。

⑦ 文書負担軽減に向けた取組

文書負担軽減に向け、国の示す方針に基づく申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化に努めます。

第5章

計画の推進体制

1 計画の推進体制

庁内組織として、高齢者福祉に関する各種行政施策・事業の効果的かつ総合的な展開と柔軟な執行体制の確保を図るため、高松市高齢者福祉推進本部会（以下「本部会」という。）を設置しています。

また、施策・事業に関して具体的に調査研究するため、本部会に高松市高齢者福祉推進連絡会（以下「連絡会」という。）を置き、各課が所管する既存事業も活用しながら高齢者福祉を推進することとしています。

本部会及び連絡会において本計画の検討・立案をすることで、関係局・課の間で相互に問題意識を共有し、協力・連携して施策を推進します。

加えて、市民及び地域団体、保健・医療・福祉の各分野の関係機関等との緊密な協力・連携を図り、本計画の円滑かつ効果的な推進に努めます。

2 サービス提供体制

（１）情報提供・相談体制の充実

保健・医療・福祉の各分野のサービス内容、利用方法等を分かりやすく説明したパンフレット等を作成・配布するとともに、広報高松や市ホームページ、保健・医療・福祉関連情報のネットワークシステム「WAMNET」（ワムネット）等を活用するなど、広報活動の充実を図ります。また、地域包括支援センターや老人介護支援センター、民生委員・児童委員、保健師等の訪問活動を通じて、きめ細やかな情報提供に努めます。

また、気軽にサービスの利用相談ができるよう、介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、保健の各部門と連携を図るほか、老人介護支援センターを地域包括支援センターの窓口として位置付けることにより、相談窓口の一本化に取り組み、相談体制の充実に努めます。

（２）サービス提供体制の充実

参入意向のある介護サービス事業者に対して、新規の開設を円滑に進められるよう、適時適切な情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

また、高齢者のニーズに合った最適なサービスを提供できるよう、サービス事業者を始めとした関係者との円滑な連絡調整や適切な指導・支援を行うため、地域包括支援センターを活用した地域における関係者間ネットワークの構築を促進するとともに、人的資源をいかしたサービス提供体制の構築を支援します。

(3) 苦情解決体制の充実

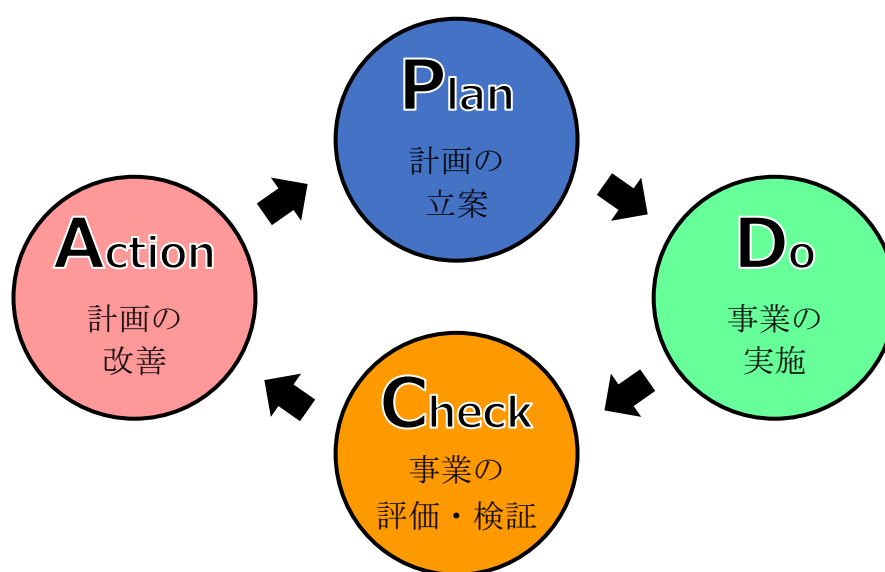
サービスの利用者からの様々な相談・苦情がサービス内容の改善につながるよう、高齢者の日常生活に関する総合的な相談窓口である地域包括支援センターを始め、本市相談窓口において適切な対応に努めるとともに、迅速、適切に苦情解決する体制の充実に努めます。

なお、介護サービスに関する苦情は、香川県国民健康保険団体連合会との連携を図る中で、介護保険担当窓口において、必要に応じて、サービス事業者の説明・改善を求め、問題解決を図るなど、適切な対応に努めます。

3 計画の進行管理

本計画は、「計画の立案（Plan）」、「事業の実施（Do）」、「事業の評価・検証（Check）」、「計画の改善（Action）」のPDCA サイクルによるマネジメントを実施し、毎年度を1サイクルとして、各事業（取組）の目標達成状況又は実績の報告を求めることで、事業の所管課においては、実施状況の把握と事後評価を行い、次年度における事業の改善・充実につなげます。

また、本市の総合計画やまちづくり戦略計画等との整合を図るとともに、本部会及び連絡会や、学識経験者、関係団体の代表等で組織された高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会に定期的に進捗状況を報告し、意見を聴く中で、適切な進行管理に努めます。



4 情報の公開

本市における会議の公開等に関する指針に則り、高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会の会議を公開し、会議内容、アンケート調査結果等を本市ホームページにて公開するなど、策定に関する情報を公開するとともに、パブリックコメントを実施し、市民の意見を計画に反映するよう努めます。

資料編

1 成果指標及び数値目標の一覧

(1) 第8期高松市高齢者保健福祉計画の成果指標

(2) 施策ごとの数値目標

- 基本目標 自分らしい生活と生きがいづくり

●基本目標 共に支え合い、つながる地域づくり

●基本目標 安心して暮らし続けられる環境づくり

2 日常生活圏域・地区・町名の一覧

日常生活圏域	地 区	町 名
① 中央西	日新	新北町、瀬戸内町、扇町 3 丁目
	二番丁	扇町 1～2 丁目、昭和町 1～2 丁目、サンポート、錦町 1～2 丁目、浜ノ町
	亀阜	旅籠町、中新町、天神前、中央町、中野町、亀岡町、番町 4～5 丁目、紫雲町、宮脇町 1～2 丁目、西宝町 1～3 丁目、茜町、西町、幸町、峰山町
	四番丁	田町、番町 1～3 丁目、玉藻町、丸の内、内町、寿町 1～2 丁目、西の丸町、西内町、兵庫町、古新町、磨屋町、紺屋町、鍛冶屋町、丸亀町、南新町、亀井町
② 中央東	新塩屋町	今新町、大工町、百間町、片原町、鶴屋町、本町、北浜町、朝日町 1～6 丁目、東浜町 1 丁目、城東町 1～2 丁目、朝日新町、通町、井口町、末広町
	築地	塩屋町、築地町、塩上町 1～3 丁目、八坂町、福田町、常磐町 1 丁目、瓦町 1～2 丁目、古馬場町、御坊町
	花園	塩上町、常磐町 2 丁目、多賀町 1～3 丁目、花園町 1～3 丁目、観光通 1～2 丁目、東田町、藤塚町、藤塚町 3 丁目、観光町、上福岡町
	松島	福岡町 1～4 丁目、松福町 1～2 丁目、松島町、松島町 1～3 丁目
	栗林	藤塚町 1～2 丁目、栗林町 1～3 丁目、桜町 1～2 丁目、楠上町 1～2 丁目、花ノ宮町 1～3 丁目、上之町 1～3 丁目、室町、室新町
	女木	女木町
	男木	男木町
③ 鶴尾	鶴尾	東ハゼ町、西ハゼ町、紙町、松並町、西春日町、勅使町、田村町、上天神町
④ 太田	太田	三条町、今里町、今里町 1～2 丁目、松縄町、伏石町
	太田南	太田下町、太田上町
⑤ 一宮	一宮	三名町、鹿角町、成合町、一宮町、寺井町
⑥ 香東	川岡	川部町、岡本町
	円座	円座町、西山崎町
	檀紙	檀紙町、御厩町、中間町
⑦ 木太	木太	木太町
⑧ 古高松	古高松	春日町、新田町、高松町

日常生活圏域	地 区	町 名
⑨ 屋島	屋島	屋島東町、屋島中町、屋島西町
⑩ 協和	前田	前田西町、前田東町、亀田町
	川添	元山町、東山崎町、下田井町
	林	林町、六条町、上林町
⑪ 龍雲	三谷	三谷町
	仏生山	仏生山町
	多肥	多肥下町、多肥上町、出作町
⑫ 山田	川島	由良町、川島本町、川島東町
	十河	小村町、亀田南町、十川西町、十川東町
	西植田	池田町、西植田町
	東植田	東植田町、菅沢町
⑬ 勝賀・下笠居	香西	香西本町、香西東町、香西南町、香西西町、香西北町
	弦打	郷東町、鶴市町、飯田町
	鬼無	鬼無町藤井、鬼無町是竹、鬼無町佐料、鬼無町佐藤、鬼無町山口、鬼無町鬼無
	下笠居	神在川窪町、植松町、中山町、生島町、亀水町
⑭ 塩江	塩江	塩江町上西甲、塩江町上西乙、塩江町安原上、塩江町安原上東、塩江町安原下、塩江町安原下第1～3号
⑮ 香川	香川	香川町大野、香川町寺井、香川町浅野、香川町川内原、香川町川東上、香川町川東下、香川町東谷、香川町安原下第1・3号
⑯ 香南	香南	香南町池内、香南町岡、香南町西庄、香南町由佐、香南町横井、香南町吉光
⑰ 牟礼	牟礼	牟礼町牟礼、牟礼町大町、牟礼町原
⑱ 庵治	庵治	庵治町
⑲ 国分寺	国分寺	国分寺町新居、国分寺町国分、国分寺町福家、国分寺町新名、国分寺町柏原

3 地域包括支援センター・老人介護支援センター

お住まいの地区	高松市		老人介護支援センター		
	名称、所在地、電話番号		名称	所在地	電話番号
日新 二番丁 亀阜 四番丁 新塩屋 築地 花園 松島 栗林 女木 男木 木太	高松市地域包括支援センター 桜町一丁目 9-12 ☎839-2811		さぬき	宮脇町二丁目 37-21	831-4498
			あかね	西町 4-1	834-1165
			玉藻荘	北浜町 7-10	811-4670
			はなその園	上福岡町 2004-1	837-0307
			高松市社会福祉協議会	福岡町二丁目 24-10	806-0500
			法寿苑	木太町 3308	832-5400
			さくら荘	林町 76-14	868-0720
鶴尾 太田 太田南 一宮 川岡 円座 檀紙	サブセンター一宮 一宮町 503-40 ☎885-4481		西春日	西春日町 1510-1	869-1230
			おりいぶ荘	太田下町 2020-1	815-1818
			一宮の里	一宮町 875	886-5777
			岡本荘	岡本町 527-1	885-3333
			大寿苑	鬼無町鬼無 882-2	881-6565
三谷 仏生山 多肥 川島 十河 西植田 東植田 前田 川添 林	サブセンター山田 川島本町 191-13 ☎848-6451		竜雲舜虹苑	仏生山町甲 3100-2	889-1091
			なでしこ香川	多肥上町 1423-1	815-2000
			すみれ荘	十川西町 1234-1	848-0852
			高松さんさん荘	西植田町 4212-1	849-1333
			さくら荘	林町 76-14	868-0720
			弘恩苑	前田西町 683-7	847-3131
香西 弦打 鬼無 下笠居	サブセンター勝賀 香西南町 476-1 ☎882-7401		ヨハネの里	鶴市町 241	802-3126
			大寿苑	鬼無町鬼無 882-2	881-6565
			ハピネス	中山町 741-1	881-8666
香川 香南 塩江	サブセンター香川 香川町川東上 1865-13 ☎879-0991		高松市社会福祉協議会香川	香川町大野 450	840-5133
			高松市社会福祉協議会香南	香南町横井 1028	879-7294
			高松市社会福祉協議会塩江	塩江町安原上東 99-1	893-0440
牟礼 庵治 古高松 屋島	サブセンター牟礼 牟礼町牟礼 302-1 ☎845-5711		守里苑	牟礼町牟礼 2321-14	845-4417
			あじの里	庵治町 4151-7	870-3500
			香色苑	高松町 1350-22	844-9280
			逅里苑	屋島東町 408-1	844-8617
国分寺	サブセンター国分寺 国分寺町新居 1298 ☎874-8961		高松市社会福祉協議会国分寺	国分寺町新居 1150-1	875-9294

4 計画策定の経過

日 付		会議等	内 容
2019 (R1)	6/1 8/31	在宅介護実態調査	市民意識調査の実施 ・調査期間：6月1日～8月31日 ・調査対象者：1,045人
	10/31	平成元年度第1回高松市高齢者保健福祉計画推進懇談会	・第7期高松市高齢者保健福祉計画の進捗状況について ・第8期高松市高齢者保健福祉計画の策定について ・第8期高松市高齢者保健福祉計画策定に係る基礎調査の実施について
	12/2 12/27	高齢者の暮らしと介護に関するアンケート	市民意識調査の実施 ・調査期間：12月2日～12月27日 ・調査対象者：6,800人（有効回収数 3,757）
2020 (R2)	2/3 2/27	高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会委員の募集	委員公募の実施 ・募集人員：4人 ・募集期間：2月3日～2月27日
	6/25	令和2年度第1回高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会	・第8期高松市高齢者保健福祉計画の策定スケジュール等について ・第8期高松市高齢者保健福祉計画策定に係る基礎調査の結果報告について
	7/31	令和2年度第1回高松市高齢者福祉推進連絡会	・第7期高松市高齢者保健福祉計画の進捗状況について ・第8期高松市高齢者保健福祉計画策定に係る基礎調査の結果について ・第8期高松市高齢者保健福祉計画の骨子（案）について （新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議とする）
	8/3	令和2年度第1回高松市高齢者福祉推進本部会	・第7期高松市高齢者保健福祉計画の進捗状況について ・第8期高松市高齢者保健福祉計画策定に係る基礎調査の結果について ・第8期高松市高齢者保健福祉計画の骨子（案）について

日 付		会議等	内 容
2020 (R2)	8/7	政策会議	・第8期高松市高齢者保健福祉計画の骨子（案）について
	8/27	令和2年度第2回高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会	・第7期高松市高齢者保健福祉計画の進捗状況について ・第8期高松市高齢者保健福祉計画策定に係る基礎調査の結果について ・第8期高松市高齢者保健福祉計画の骨子(案)について
	11/26	令和2年度第2回高松市高齢者福祉推進連絡会	・第8期高松市高齢者保健福祉計画の素案について（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議とする）
	12/1	令和2年度第2回高松市高齢者福祉推進本部会	・第8期高松市高齢者保健福祉計画の素案について
	12/25	政策会議	・第8期高松市高齢者保健福祉計画の素案について
2020 (R3)	1/21	令和2年度第3回高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会	・第8期高松市高齢者保健福祉計画素案について（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議とする）
	1/27	高松市議会教育民生調査会	
	1/28 2/24	第8期高松市高齢者保健福祉計画素案についての意見募集（パブリックコメント）	パブリックコメントの実施 ・意見募集期間：1月28日～2月24日
	2/25	令和2年度第3回高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会	
	3		第7期高松市高齢者保健福祉計画策定

5 高松市高齢者保健福祉・介護保険施策運営協議会設置要綱

高松市介護保険制度運営協議会設置要綱（平成18年2月1日施行）の全部を改正する。

（設置）

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条に規定する介護保険事業計画の策定等に当たり、広く市民の意見を聴くため、並びに本市における地域包括支援センター事業及び地域密着型サービス事業に関し公正性及び中立性を確保しつつその円滑かつ適正な運営を図るため並びに法第115条の45第1項に掲げる事業を実施する体制の整備に資するため並びに法第115条の48第1項に規定する会議及び高松市生活支援体制整備事業実施要綱（平成30年4月1日施行）第5条第1項に規定する協議体（同要綱第4条第1項第1号の区域の協議体に限る。）として、高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 前条に規定する老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定等に関すること。
- （2） 地域包括支援センターの設置、運営等に関すること。
- （3） 地域密着型サービスの運営等に関すること。
- （4） 法第115条の45第1項に掲げる事業を実施する体制の整備に関すること。
- （5） 法第115条の45第2項第3号に掲げる事業の効果的な実施に関すること。
- （6） 法第115条の45第2項第5号に規定する事業の実施に関すること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 介護（予防）サービス提供事業者及び職能団体の関係者
- （2） 介護保険被保険者
- （3） 地域における権利擁護又は相談事業を担う関係者
- （4） 前各号に掲げる者のほか、高齢者保健福祉、介護保険制度又は地域ケアに関し識見を有する者

- （5） 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第5条 協議会に特別の事項を協議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する協議が終了したとき又は第4条第1項に規定する委員の任期が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 臨時委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(部会)

第8条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(幹事等)

第9条 協議会に幹事を置き、健康福祉局長、健康福祉局参事（健康都市づくり担当）、健康福祉局長寿福祉部長、健康福祉局長寿福祉部福祉事務所長寿福祉課長、健康福祉局長寿福祉部福祉事務所長寿福祉課主幹（地域包括ケア推進担当）、健康福祉局長寿福祉部介護保険課長及び健康福祉局長寿福祉部地域包括支援センター長をもって充てる。

- 2 幹事は、協議会の会議に出席し、意見等を述べることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に幹事以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(秘密の保持)

第10条 委員及び臨時委員は、会議において知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。委員又は臨時委員を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、次の各号に掲げる所掌事項の区分に応じ、当該各号に掲げる所属が行う。

- (1) 第2条第1号、第4号及び第6号に掲げる所掌事項 健康福祉局長寿福祉部福祉事務所長寿福祉課
- (2) 第2条第2号及び第5号に掲げる所掌事項 健康福祉局長寿福祉部地域包括支援センター
- (3) 第2条第3号に掲げる所掌事項 健康福祉局長寿福祉部介護保険課

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は同年2月1日から施行する。

(高松市高齢者保健福祉計画推進懇談会設置要綱の廃止)

- 2 高松市高齢者保健福祉計画推進懇談会設置要綱（平成14年4月1日施行）は、廃止する。

(招集の特例)

- 3 この要綱による最初の協議会の会議は、第7条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(準備行為)

- 4 第3条に定める委員を委嘱するために必要な準備行為は、この要綱の施行前にも行うことができる。

高松市高齢者保健福祉計画推進懇談会委員名簿

	氏 名	役 職 名
会 長	山 下 隆 資	香 川 大 学 名 誉 教 授
職務代理	虫 本 光 徳	高 松 市 医 師 会 理 事
委 員	石 川 満 枝	高 松 市 婦 人 団 体 連 絡 協 議 会 事 務 局 長
	上 田 利 枝	公 募 委 員
	植 中 公 幸	公 募 委 員
	梅 村 謙 二	高 松 市 歯 科 医 師 会 会 長
	喜 田 清 美	高 松 市 保 健 委 員 会 連 絡 協 議 会 会 長
	喜 多 敬 三	一般社団法人高松市コミュニティ連合会理事
	小 西 啓 太	高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会会長
	近 藤 有 紀	公 募 委 員
	鈴 木 佳 菜 子	公 募 委 員
	田 中 邦 代	香 川 県 看 護 協 会 専 務 理 事
	田 中 克 幸	高 松 市 社 会 福 祉 協 議 会 常 務 理 事
	野 上 貴 史	高 松 市 老 人 福 祉 施 設 協 議 会 福 会 長
	萩 池 愛 子	高 松 市 老 人 ク ラ ブ 連 合 会 副 会 長
	古 川 有 希 子	高松市指定通所介護事業者連絡協議会会長
	前 田 峻 司	高 松 市 民 生 委 員 児 童 委 員 連 盟 会 長
	松 村 雅 彦	高松市指定訪問介護事業者連絡協議会理事
	三 瀬 誠	香 川 県 社 会 福 祉 士 会 会 長
	元 木 泰 史	高 松 市 薬 剤 師 会 会 長

(委員は五十音順)

6 高松市高齢者福祉推進本部会要綱

（目的及び設置）

第1条 高齢者福祉に関する各種行政施策・事業の効果的かつ総合的な展開と柔軟な執行体制の確保を図るため、高松市高齢者福祉推進本部会（以下「本部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 本部会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項を処理する。

- （1） 高齢者福祉に関する施策の総合的な検討及び推進に係ること。
- （2） 高齢者福祉に関する施策についての各部局間における連絡調整に係ること。
- （3） その他高齢者福祉に関する重要事項に係ること。

（組織）

第3条 本部会は、会長、副会長及び委員で組織する。

- 2 会長、副会長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充て、会長が必要と認めるときは、同表に掲げる職にある者以外の職員を委員に充てることができる。
- 3 会長は、本部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 本部会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見等を聴くことができる。

（連絡会の設置）

第5条 第2条各号に掲げる事項を調査研究するため、本部会に高松市高齢者福祉推進連絡会を置く。

（庶務）

第6条 本部会の庶務は、健康福祉局長寿福祉部長寿福祉課において行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

会 長	健康福祉局長
副 会 長	健康福祉局参事（健康都市づくり担当）
委 員	市民政策局長
	総務局長
	財政局長
	環境局長
	創造都市推進局長
	都市整備局長
	消防局長
	病院局長
	教育局長

7 高松市高齢者福祉推進連絡会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高松市高齢者福祉推進本部会要綱(平成2年6月1日施行)第5条に規定する高松市高齢者福祉推進連絡会(以下「連絡会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 連絡会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長及び幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充て、幹事長が必要と認めるときは、同表に掲げる職にある者以外の職員を幹事に充てることができる。

3 幹事長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

4 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名した幹事が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 連絡会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長は、会議の議長となる。

2 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見等を聴くことができる。

3 幹事長は、必要に応じて、連絡会に作業部会を設けることができる。

(報告)

第4条 幹事長は、必要に応じて、連絡会における調査研究の結果等について、高松市高齢者福祉推進本部会に報告するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、幹事長が定める。

附 則

この要領は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年１月１１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

	局 名	職 名
幹事長	健 康 福 祉 局	長寿福祉部長
幹事	市 民 政 策 局	政策課長、コミュニティ推進課長、くらし安全安心課長
	総 務 局	危機管理課長、広聴広報課長
	財 政 局	財政課長
	健 康 福 祉 局	健康福祉総務課長、健康福祉総務課地域共生社会推進室長、国保・高齢者医療課長、障がい福祉課長、生活福祉課長、長寿福祉課長、長寿福祉課（地域包括ケア推進担当）主幹、介護保険課長、地域包括支援センター長、子育て支援課長、こども女性相談課長、こども家庭課長、こども園総務課長、こども園運営課長、こども未来館副館長、保健予防課長、生活衛生課長、保健医療政策課長、健康づくり推進課長
	環 境 局	環境総務課長
	創造都市推進局	産業振興課長、スポーツ振興課長
	都 市 整 備 局	都市計画課長、都市計画課住宅・まちづくり推進室長、交通政策課長、市営住宅課長
	消 防 局	予防課長
	病 院 局	みんなの病院事務局総務課長
	教 育 委 員 会 局	学校教育課長、生涯学習課長

9 参考資料

●圏域別カルテに示したリスク状況の判定方法

高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査結果のうち、65歳以上の高齢者（要介護1～5の認定者を除く）の回答について、下記の方法でリスクの判定をしています。

（1）運動器の機能低下・・・問 5～9 について、該当選択肢を回答した質問が 3 つ以上ある場合

問 5	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	「3.できない」
問 6	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	「3.できない」
問 7	15 分位続けて歩いていますか	「3.できない」
問 8	過去 1 年間に転んだ経験がありますか	「1.何度もある」 「2.1 度ある」
問 9	転倒に対する不安は大きいですか	「1.とても不安である」 「2.やや不安である」

（2）転倒リスク・・・問 8 について、該当選択肢を回答した場合

問 8	過去 1 年間に転んだ経験がありますか	「1.何度もある」 「2.1 度ある」
-----	---------------------	------------------------

（3）閉じこもり傾向・・・問 10 について、該当選択肢を回答した場合

問 10	過去 1 年間に転んだ経験がありますか	「1.何度もある」 「2.1 度ある」
------	---------------------	------------------------

（4）低栄養状態・・・問 14 について、BMI 値が 18.5 未満であり、かつ、問 20 について、
該当選択肢を回答した場合

問 14	身長、体重 （※BMI＝体重(kg)÷身長(m) ² ）	BMI<18.5
問 20	6か月間で2～3kg 以上の体重減少がありましたか	「1.はい」

（5）口腔機能低下・・・問 15～17 について、該当選択肢を回答した質問が2つ以上ある場合

問 15	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	「1.はい」
問 16	お茶や汁物等でむせることがありますか	「1.はい」
問 17	口の渇きが気になりますか	「1.はい」

（6）認知機能の低下・・・問 22 について、該当選択肢を回答した場合

問 22	物忘れが多いと感じますか	「1.はい」
------	--------------	--------

（7）うつ傾向・・・問 53、54 について、該当選択肢を回答した質問がある場合

問 53	この 1 か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	「1.はい」
問 54	この 1 か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	「1.はい」